

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

目次中「支給義務の移転等」を「脱退一時金相当額等の移換」に、「基金中途脱退者に係る連合会への移転等」を「基金中途脱退者等に係る連合会への移換」に、「解散基金加入員に係る連合会への残余財産の交付等」を「解散基金加入員等に係る連合会への残余財産の移換」に、「支払保証事業（第74条～第81条）」を「削除」に、「福祉施設（第85条）」を「削除」に、「年金給付等積立金の管理及び運用」を「年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用」に、「第15章 財務及び会計（第92条～第98条）」を

「第15章 財務及び会計（第92条～第98条）」
第15章の2 老齢年金給付の支給義務の特例（第98条の2）」
に、「(第99条)」を「第99条～第99条の2）」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）に基づき、中途脱退者等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給、年金給付等積立金又は積立金の円滑な移換並びに会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業等を行うことを目的とする。

第3条中「企業年金連合会（）」の下に「平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。」を加える。

第4条第1項中「法第163条の4第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の3第3項」を「平成25年改正法附則第61条第1項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第3条第1号に規定する改正前厚生年金保険法（以下単に「改正前厚生年金保険法」という。）第163条の4第2項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第133条の3第3項」に改め、同条第2項中「厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第54条において準用する第3条、第4条、第42条、第43条及び第47条第2項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「経過措置政令」という。）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令（経過措置政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令をいう。以下「廃止前基金令」という。）第54条第1項において準用する廃止前基金令第42条（第3号を除く。）、第43条、第47条第2項及び経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられた同項の

規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第4条」に改める。

第16条第6項中「年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下この章、第38条及び第13章（第86条第5項及び第6項を除く。）において「年金給付等積立金」という。）」を「年金給付等積立金及び積立金」に改める。

第18条中「法第157条第2項」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項」に改める。

第20条中「法第157条第2項」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項」に改め、同条第5項中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、同条第6項中「法第158条の4」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第158条の4」に改め、同条第8項中「前8項」を「前各項」に改める。

第22条中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、「厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第74条において準用する基金規則第64条の2」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号。以下「整備等省令」という。）第48条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則（整備等省令第17条第1項に規定する廃止前厚生年金基金規則をいう。以下「廃止前基金規則」という。）第74条第1項において準用する廃止前基金規則第64条の2」に改める。

第25条第5号中「法第156条第2項」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第156条第2項」に改める。

第31条第1号中「法に規定する厚生年金基金」を「平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金」に改め、同条第2号中「確定給付企業年金法」の下に「（平成13年法律第50号）」を加える。

第38条第1項中「交付又は移換（以下「交付等」という。）」を「移換」に改め、同条第2項中「長期国債」を「長期の国債」に改め、「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、「基金令第39条の3第3項」を「経過措置政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第39条の3第3項」に改める。

第40条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 老齢年金給付の額の全部につき支給が停止されているとき。

(2) 連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。

第44条第1項中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改める。

第44条の2第1項中「法及び民法（明治29年法律第89号）」を「平成25年改正法附則第61条第1項から第4項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第170条及び民法（明治29年法律第89号）」に改める。

第45条中「基金の申出に基づいて老齢年金給付の支給義務を承継した中途脱退者（以下「基金中途脱退者」という。）」を「平成25年改正法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第160条第5項の規定により、平成25年改正法附則第3条第10号に規定する旧厚生年金基金（以下「旧基金」という。）から老齢年金給付の支給義務を承継した基金中途脱退者（平成25年改正法附則第40条第1項に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）」に改める。

第46条中「基金」を「旧基金」に改める。

第46条の2を次のように改める。

（離婚等をした場合における特例）

第46条の2 連合会は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬（厚生年金保険法第28条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定が行われたときは、基金中途脱退者であつて当該改定に係る第一号改定者（厚生年金保険法第78条の2第1項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又は特定被保険者（厚生年金保険法第78条の14第1項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れる。

2 前項に規定する者に支給する基本年金額は、前条の規定にかかわらず、前条に定める額から減額相当額を控除して得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 3 前項の減額相当額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ各号に定める額とする。
- (1) 厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われた場合 対象期間（厚生年金保険法第78条の2第1項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる旧基金の加入員であった期間（以下「離婚分割対象期間」という。）の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額（厚生年金保険法第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあっては、厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額）に改定割合（厚生年金保険法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481（別表第15の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。次号において同じ。）を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額
- (2) 厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項の規定により特定被保険者の標準報酬の改定が行われた場合（前号の場合を除く。） 特定期間（厚生年金保険法第78条の14第1項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる旧基金の加入員であった期間（以下「3号分割対象期間」という。）の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じた額の総額を、当該3号分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481を乗じた額に当該3号分割対象期間の月数を乗じて得た額
- 4 第2項に規定する減額相当額を計算する過程及び結果において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 第1項に規定する者のうち基本年金の受給権者について、厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、前条の規定にかかわらず、当該標準報酬改定請求（厚生年金保険法第78条の2第2項又は第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定請求をいう。以下同じ。）のあった日の属する月の翌月から、前2項の規定により計算した額に基本年金額を改定する。
- 6 連合会は、第1項の規定により基金中途脱退者であって第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れるときは、当該第一号改定者又は特定被保険者に平成25年改正法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第163条の4第2項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第133条の3第2項の規定による通知をするものとする。

第46条の3第2項中「法第44条の3」を「厚生年金保険法第44条の3」に改め、「行うまでの間」の下に「(同法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日までの間)」を加え、同条第6項中「繰下げ申出のあつた月」の下に「(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日の属する月)」を加える。

第46条の4第1項中「法第38条の2第1項」を「厚生年金保険法第38条の2第1項」に改める。

第47条を次のように改める。

(代行年金)

第47条 連合会は、平成25年改正法附則第61条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第161条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する額の老齢年金給付（以下「代行年金」という。）を解散基金加入員（平成25年改正法附則第5条第1項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第3条第3号に規定する改正前確定給付企業年金法（以下単に「改正前確定給付企業年金法」という。）第110条の2第6項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）に支給する。

第47条の2第1項中「法第78条の6第1項」を「厚生年金保険法第78条の6第1項」に、「法第85条の3」を「平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3」に改め、同条第2項中「法第78条の6第1項」を「厚生年金保険法第78条の6第1項」に改める。

第47条の3第2項中「行方までの間」の下に「(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日までの間)」を加え、同条第3項中「第5項」の下に「まで」を加える。

第47条の4中「法第38条の2第1項」を「厚生年金保険法第38条の2第1項」に改める。

第48条第1項第1号中「交付」を「移換」に改め、同項第2号中「交付」を「移換」に改め、同条第2項中「交付等」を「移換」に改める。

第49条を次のように改める。

(通算企業年金額)

第49条 前条第1項第1号又は第3号の場合、通算企業年金の額（以下「通算企業年金額」という。）は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率（当該受給権を取得した日以前の増額率算定日（次条第1項に規定する増額率算定日をいう。）に算定された率に限る。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

(1) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢（以下「中脱時移換月末年

齢」という。)及び当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者が加入員又は加入者の資格を喪失した日(以下「中脱時算定日」という。)に応じて別表第2に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(2) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に掲げる額及び中脱時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、中脱時移換月末年齢及び中脱時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

2 前条第1項第2号又は第4号の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。

(1) 連合会が残余財産として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が残余財産の移換を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢(以下「解散時移換月末年齢」という。)及び当該基金が解散又は当該確定給付企業年金が終了した日(以下「解散時算定日」という。)に応じて別表第2に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(2) 連合会が残余財産として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額及び解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、解散時移換月末年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

3 連合会が脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受けた日において、既に連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者に係る通算企業年金額(既に連合会が給付の支給に関する義務を負っていた通算企業年金額を除く。)については、前2項中「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

第50条第1項中「交付等」を「移換」に改め、同条第2項中「給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金」を「年金給付等積立金及び積立金」に改め、「算定の基準日」の下に「(増額率算定日の属する年の3月の末日とする。)」を加える。

第51条第1項中「交付等」を「移換」に改める。

第53条第1号中「交付等」を「移換」に改め、「(解散基金加入員については、当該額に第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額)」を削り、同条第2号中「(以下「残存保証期間」という。)」の下に「、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢」を加える。

第57条第1号中「保証期間」の下に「、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢」を加え、「交付等」を「移換」に改め、「(解散基金加入員については、当該額に第79条第4項に規定

する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額)」を削り、同条第2号中「残存保証期間」の下に「、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢」を加える。

第59条中「交付等」を「移換」に改める。

第60条第1項第1号中「交付等を受けた日」を「中脱時算定日又は解散時算定日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として移換を受けた額から前号に掲げる額を控除して得た額（以下「定額事務費控除後の移換額」という。）から、第49条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により計算した額に、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額（その額が定額事務費控除後の移換額を超えるときは、当該額）を控除して得た額。ただし、その額が中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を超える場合は当該別表第11に掲げる額

第61条中「交付等」を「移換」に改める。

「第8章 支給義務の移転等」を「第8章 脱退一時金相当額等の移換」に改める。

「第1節 基金中途脱退者に係る連合会への移転等」を「第1節 基金中途脱退者等に係る連合会への移換」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条を次のように改める。

（基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換）

第63条 平成25年改正法附則第42条第1項の規定による基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出は、当該基金が、別に定める書類を作成し、当該基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に提出するものとする。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに提出するものとする。

2 基金は、連合会が前項の書類を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に脱退一時金相当額を移換しなければならない。

3 連合会は、前項の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたときは、平成25年改正法附則第42条第5項の規定による通知をするものとする。

第64条第1項中「確定給付企業年金法第91条の2第1項」を「平成25年改正法附則第46条第1項」に改め、同条第3項中「確定給付企業年金法第91条の2第5項」を「平成25年改正法附則第46条第5項」に改める。

第65条第1項中「基金中途脱退者」を「基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者」に改め、「老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は」を削り、同条第2項を削る。

「第2節 解散基金加入員に係る連合会への残余財産の交付等」を「第2節 解散基金加入員等に係る連合会への残余財産の移換」に改める。

第66条を次のように改める。

第66条 削除

第67条の見出し中「交付」を「移換」に改め、同条第1項中「法第161条第4項」を「平成25年改正法附則第43条第1項」に、「交付の申出は、当該解散した基金が、別に定める書類を作成し、連合会に提出することによって行うものとする」を「移換の申出を受けた清算人は、別に定める書類を作成し、連合会に提出するものとする」に改め、同条第2項中「前項の通知」を「前項の書類」に、「交付」を「移換」に改め、同条第3項中「交付」を「移換」に、「法第161条第7項」を「平成25年改正法附則第43条第5項」に改める。

第68条を次のように改める。

第68条 削除

第69条第1項中「確定給付企業年金法第91条の3第1項」を「平成25年改正法附則第47条第1項」に改め、同条第3項中「確定給付企業年金法第91条の3第5項」を「平成25年改正法附則第47条第5項」に改める。

第70条第1項中「法第165条第1項」を「平成25年改正法附則第53条第1項」に改め、同条第3項中「法第165条第4項」を「平成25年改正法附則第53条第4項」に改め、同条第4項中「法第165条第5項」を「平成25年改正法附則第53条第5項」に、「確定給付企業年金法第115条の5第1項」を「平成25年改正法附則第54条第1項又は第57条第1項」に改め、同条第7項中「法第165条第8項又は確定給付企業年金法第115条の5第4項」を「平成25年改正法附則第53条第8項、第54条第4項又は第57条第4項」に改める。

第71条第1項中「年金給付等積立金又は積立金（確定給付企業年金法第115条の4第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）」を「年金給付等積立金（平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金をいう。以下この条において同じ。）又は積立

金（平成25年改正法附則第55条第1項又は第58条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）に改め、同条第3項中「法第165条の2第4項」を「平成25年改正法附則第55条第4項」に、「確定給付企業年金法第115条の4第4項」を「第58条第4項」に改める。

第72条第1項中「年金給付等積立金又は積立金（確定給付企業年金法第117条の3第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）」を「年金給付等積立金（平成25年改正法附則第56条第1項に規定する年金給付等積立金等のうち、施行前基金中途脱退者等（平成25年改正法附則第53条第1項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。）に係る年金給付積立金をいう。以下この条において同じ。）又は積立金（平成25年改正法附則第56条第1項に規定する年金給付等積立金等のうち、施行後基金中途脱退者等（平成25年改正法附則第54条第1項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。）に係る積立金又は第59条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第3項中「法第165条の3第3項又は確定給付企業年金法第117条の3第3項」を「平成25年改正法附則第56条第3項又は第59条第3項」に改める。

第73条を次のように改める。

（年金給付等積立金及び積立金の額）

第73条 平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、基本年金に係る額は、基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成26年厚生労働省告示第99号）の規定により計算した額とする。この場合において、同告示第3号に規定する連合会の規約の定めるところにより算定した額とは、上乘せ部分相当額に、当該基金中途脱退者の性別、生年月日及び平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の移換が行われる日における年齢に応じて別表第1に定める率を乗じて得た額とする。

2 平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、代行年金に係る額は、解散基金加入員に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成26年厚生労働省告示第98号）の規定により計算した額とする。

3 連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。

(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額（この場合において、年金給付等積立金又は積立金を移換する日を受給権を取得した日とみなす。以下この条において同じ。）に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢、中脱時算定日及び中脱時移換月末年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額

(2) 第60条に定める額から、当該額を限度として、中脱時算定日に応じて別表第12に掲げる額を控除して得た額（以下「中脱返還対象事務費」という。）。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時において、当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者について、当該移換時前における年金給付等積立金又は積立金を計算するにあたり、この項の各号列記以外の部分ただし書が適用されないことにより合算されなかった中脱返還対象事務費又は次項に規定する解散返還対象事務費（以下この条において「未移換返還対象事務費」という。）がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額

4 連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている解散基金加入員又は終了制度加入者等に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。

(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢、解散時算定日及び解散時移換月末年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額

(2) 第60条に定める額から、当該額を限度として、解散時算定日に応じて別表第12に掲げる額を控除して得た額（前項において「解散返還対象事務費」という。）。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時において、当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等について、未移換返還対象事務費がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額

5 第1項に規定する別表第1については、長期の国債の応募者利回りの動向を勘案し必要に応じて見直すものとする。

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第74条から第81条まで 削除

第82条第1項中「法第159条第4項第2号」を「平成25年改正法附則第40条第4項第3号」に、「基金令第49条」を「経過措置政令第51条」に改める。

第83条の見出し中「確定給付企業年金法」を「平成25年改正法」に改め、同条第1項を次のように改める。

連合会は、平成25年改正法附則第69条第1項の規定に基づき、経過措置政令第71条第1項に規定する事務を行う。

第84条の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

連合会は、平成25年改正法附則第69条第2項の規定に基づき、経過措置政令第71条第3項に規定する事務を行う。

第84条の2第1項中「法第130条第5項、確定給付企業年金法第93条又は確定拠出年金法第48条の2」を「平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定」に改め、「(昭和42年法律第81号)」及び「77の2、77の3又は」を削る。

第12章を次のように改める。

第12章 削除

第85条 削除

「第13章 年金給付等積立金の管理及び運用」を「第13章 年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用」に改める。

第86条を次のように改める。

(年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第86条 連合会は、平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第159条の2第1項及び平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第1項の規定に基づき、給付に要する費用及び年金給付等積立金及び積立金の運用に関し、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と自己を受益者とする信託契約を、同規程に掲げる生命保険会社と自己を保険金受取人とする保険契約を、同規程に掲げる投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結する。

2 連合会は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第159条の2第2項及び第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第2項の規定に基づき、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。

3 連合会は、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項におい

て準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第1項第4号ニ及び同項第5号へに掲げる方法により運用する場合は、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。

4 前3項の契約に係る信託金又は保険料の信託会社又は生命保険会社に対する払込割合（以下「払込割合」という。）は、年金資産運用管理規程に掲げる割合とする。

5 第1項の信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 連合会に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる給付費等の負担割合（以下「負担割合」という。）に応じて支払うものとする。

ア 基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。

イ 連合会が、第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の移換を行うとき。

ウ 政府が、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。

(2) 信託金の債権と支払金とは相殺しないものであること。

6 第1項の保険契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 連合会に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて支払うものとする。

ア 基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。

イ 連合会が、第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の移換を行うとき。

ウ 政府が、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。

(2) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(3) 保険料の債権と保険金とは相殺しないものであること。

7 第2項の特定信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を

有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第31条の規定によるものとする。

8 第1項から第3項までの契約に関しては、第4項に規定する信託金又は保険料の払込み以外の事由によって当該契約に係る資産の額を変更することができるものとする。

第87条第4項中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加える。

第88条の見出し中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、同条中「法第164条第3項において準用する同法第136条の2及び確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第59条」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の2」に改め、「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加える。

第89条の見出し中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、同条第1項中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、同条中「法第164条第3項において準用する同法第136条の3第5項及び確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第67条」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第5項」に改める。

第90条の見出し中「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加え、同条第1項中「法第164条第3項において準用する同法第136条の4第1項及び第3項並びに確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第45条第1項及び第3項」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の4第1項及び第3項」に改め、「年金給付等積立金」の下に「及び積立金」を加える。

第94条を次のように改める。

第94条 削除

第95条中「基金令第40条及び基金規則第43条」を「経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第40条及び整備等省令第48条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第74条第1項において準用する廃止前基金規則第43条の規定」に改める。

第15章の次に次の一章を加える。

第15章の2 老齢年金給付の支給義務の特例

(老齢年金給付の支給義務の特例)

第98条の2 連合会は、平成25年改正法附則第65条の規定により、評議員会の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、第45条及び第47条の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者の全部又は一部に係る改正前厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。ただし、当該認可を受けた日までに支給すべきであった老齢年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

第99条を次のように改める。

(解散)

第99条 連合会は、平成25年改正法附則第70条第1項の規定により解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は第70条から第72条までの規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

第99条の次に次の一条を加える。

(清算)

第99条の2 前条の規定により連合会が解散したときの清算は、平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第168条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第146条の2及び第147条の2から第148条までの規定並びに平成25年改正法附則第74条第1項及び第2項の規定により行うものとする。

第100条中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条第2項」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第85条の規定により準用する同法附則第84条第2項」に改める。

第101条中「法附則第30条」を「平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第30条第3項において準用する同条第1項及び第2項」に改める。

第102条中「法第85条の3」を「平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3」に改める。

附則第5条に次のただし書を加える。

ただし、生存に関する届書の提出に係る旧規約第36条の規定については適用せず、第40条の規定を準用する。

附則第9条中「法第144条の3第5項」を「改正前厚生年金保険法第144条の3第5項」に改める。

附則第10条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書を削る。

附則第11条第1項中「法附則第7条の3第1項」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項」に、「法附則第13条の4第1項」を「第13条の4第1項」に改め、同条第3項第1号中「法第132条第2項」を「平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項」に、「法附則第7条の3第1項又は法附則第13条の4第1項」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項又は第13条の4第1項」に、「法附則第13条の4第1項」を「厚生年金保険法附則第13条の4第1項」に改め、同項第2号中「法第132条第2項」を「平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項」に改める。

附則第12条第3項中「第49条の規定により計算した額に」の下に「中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて」を加える。

附則第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則第16条を次のように改める。

(年金経理から業務経理への繰入れに関する特例)

第16条 連合会は、当分の間、整備等省令第48条の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則附則第4項前段の規定により、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

2 第86条第1項に規定する信託契約の内容は、前項の規定により繰入れを行うときに、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて、連合会に支払金を支払うものとする。

3 第86条第1項に規定する保険契約の内容は、第1項の規定により繰入れを行うときに、配当金の支払が行われるものとする。

附則第17条から第19条までを削る。

別表第1中「別表第1 基本年金プラスアルファ部分の移換現価率（第62条、第73条関係）」を「別表第1 基本年金プラスアルファ部分の移換現価率（第73条関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 通算企業年金現価率（1）（第49条関係）

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が15歳以上110歳以下のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.6100	8.8062	7.2388	8.4347	6.8758	8.0713	6.5208	7.7158	6.1735	7.3682	5.8339	7.0281
16	7.7766	8.9991	7.3971	8.6193	7.0260	8.2478	6.6631	7.8845	6.3081	7.5290	5.9609	7.1813
17	7.9470	9.1963	7.5591	8.8081	7.1797	8.4283	6.8087	8.0568	6.4458	7.6934	6.0909	7.3380
18	8.1214	9.3980	7.7249	9.0011	7.3370	8.6128	6.9577	8.2331	6.5867	7.8616	6.2239	7.4983
19	8.2999	9.6043	7.8945	9.1985	7.4980	8.8016	7.1102	8.4133	6.7309	8.0336	6.3600	7.6621
20	8.4824	9.8151	8.0679	9.4003	7.6626	8.9945	7.2661	8.5977	6.8784	8.2094	6.4992	7.8297
21	8.6690	10.0308	8.2453	9.6067	7.8309	9.1919	7.4256	8.7862	7.0292	8.3893	6.6415	8.0011
22	8.8597	10.2514	8.4265	9.8178	8.0029	9.3938	7.5885	8.9790	7.1833	8.5732	6.7870	8.1764
23	9.0546	10.4769	8.6118	10.0337	8.1787	9.6002	7.7551	9.1761	7.3408	8.7614	6.9357	8.3557
24	9.2539	10.7076	8.8012	10.2545	8.3584	9.8113	7.9254	9.3778	7.5019	8.9537	7.0877	8.5390
25	9.4577	10.9434	8.9949	10.4802	8.5422	10.0271	8.0995	9.5839	7.6666	9.1504	7.2431	8.7264
26	9.6661	11.1844	9.1929	10.7109	8.7302	10.2477	8.2776	9.7946	7.8350	9.3514	7.4021	8.9180
27	9.8792	11.4308	9.3955	10.9467	8.9224	10.4731	8.4597	10.0100	8.0072	9.5569	7.5646	9.1138
28	10.0971	11.6827	9.6026	11.1878	9.1189	10.7037	8.6459	10.2302	8.1833	9.7671	7.7308	9.3140
29	10.3199	11.9403	9.8144	11.4344	9.3199	10.9395	8.8363	10.4554	8.3634	9.9819	7.9008	9.5188
30	10.5478	12.2037	10.0310	11.6865	9.5255	11.1805	9.0311	10.6857	8.5476	10.2016	8.0747	9.7282
31	10.7809	12.4731	10.2525	11.9443	9.7357	11.4271	9.2303	10.9211	8.7360	10.4263	8.2525	9.9423
32	11.0192	12.7485	10.4790	12.2079	9.9507	11.6791	9.4340	11.1619	8.9286	10.6560	8.4344	10.1612
33	11.2629	13.0302	10.7107	12.4775	10.1705	11.9369	9.6423	11.4082	9.1257	10.8910	8.6204	10.3851
34	11.5122	13.3182	10.9476	12.7532	10.3954	12.2006	9.8554	11.6600	9.3272	11.1313	8.8106	10.6141
35	11.7672	13.6131	11.1900	13.0354	10.6254	12.4705	10.0733	11.9178	9.5333	11.3773	9.0052	10.8486
36	12.0279	13.9147	11.4378	13.3242	10.8607	12.7465	10.2962	12.1816	9.7442	11.6290	9.2043	11.0885
37	12.2946	14.2231	11.6913	13.6194	11.1013	13.0289	10.5242	12.4513	9.9599	11.8864	9.4079	11.3338
38	12.5674	14.5386	11.9507	13.9214	11.3474	13.3177	10.7575	12.7272	10.1805	12.1497	9.6162	11.5847
39	12.8466	14.8612	12.2161	14.2303	11.5994	13.6131	10.9963	13.0094	10.4064	12.4190	9.8295	11.8414
40	13.1323	15.1915	12.4877	14.5464	11.8572	13.9154	11.2406	13.2983	10.6375	12.6946	10.0477	12.1042
41	13.4249	15.5293	12.7659	14.8698	12.1213	14.2248	11.4909	13.5938	10.8744	12.9767	10.2714	12.3731
42	13.7244	15.8750	13.0506	15.2007	12.3916	14.5413	11.7472	13.8962	11.1168	13.2653	10.5004	12.6482
43	14.0310	16.2287	13.3421	15.5394	12.6684	14.8652	12.0095	14.2057	11.3651	13.5607	10.7348	12.9298
44	14.3449	16.5906	13.6406	15.8859	12.9518	15.1966	12.2782	14.5225	11.6194	13.8630	10.9750	13.2180
45	14.6664	16.9610	13.9464	16.2406	13.2422	15.5359	12.5535	14.8467	11.8799	14.1725	11.2212	13.5131
46	14.9957	17.3402	14.2596	16.6037	13.5396	15.8832	12.8355	15.1786	12.1469	14.4894	11.4734	13.8152
47	15.3331	17.7283	14.5805	16.9753	13.8445	16.2388	13.1246	15.5184	12.4205	14.8138	11.7320	14.1246
48	15.6788	18.1257	14.9094	17.3558	14.1569	16.6028	13.4209	15.8663	12.7011	15.1460	11.9971	14.4414
49	16.0333	18.5325	15.2466	17.7455	14.4772	16.9757	13.7248	16.2227	12.9889	15.4862	12.2691	14.7659
50	16.3967	18.9492	15.5924	18.1446	14.8058	17.3575	14.0365	16.5877	13.2841	15.8348	12.5483	15.0983
51	16.7695	19.3760	15.9472	18.5533	15.1430	17.7487	14.3564	16.9617	13.5872	16.1919	12.8349	15.4389
52	17.1518	19.8130	16.3111	18.9719	15.4889	18.1493	14.6847	17.3447	13.8982	16.5577	13.1291	15.7879
53	17.5441	20.2604	16.6846	19.4005	15.8439	18.5595	15.0217	17.7369	14.2176	16.9323	13.4312	16.1453
54	17.9468	20.7186	17.0680	19.8395	16.2085	18.9796	15.3679	18.1386	14.5458	17.3160	13.7417	16.5114
55	18.3600	21.1877	17.4615	20.2890	16.5828	19.4099	15.7233	18.5501	14.8828	17.7090	14.0607	16.8865
56	18.7842	21.6683	17.8656	20.7494	16.9671	19.8506	16.0884	18.9716	15.2290	18.1117	14.3885	17.2707
57	19.2195	22.1604	18.2803	21.2209	17.3616	20.3021	16.4632	19.4033	15.5845	18.5242	14.7252	17.6644
58	19.6662	22.6644	18.7059	21.7039	17.7667	20.7645	16.8481	19.8456	15.9497	18.9469	15.0711	18.0679

59	20.1248	23.1807	19.1429	22.1987	18.1826	21.2383	17.2434	20.2988	16.3249	19.3800	15.4265	18.4813
60	20.5959	23.7097	19.5920	22.7058	18.6101	21.7238	17.6498	20.7634	16.7107	19.8240	15.7922	18.9051
61	20.0538	23.2255	20.0538	23.2255	19.0499	22.2216	18.0680	21.2396	17.1078	20.2792	16.1686	19.3398
62	19.5026	22.7319	19.5026	22.7319	19.5026	22.7319	18.4987	21.7280	17.5169	20.7460	16.5566	19.7856
63	18.9428	22.2290	18.9428	22.2290	18.9428	22.2290	18.9428	22.2290	17.9389	21.2250	16.9571	20.2431
64	18.3751	21.7166	18.3751	21.7166	18.3751	21.7166	18.3751	21.7166	18.3751	21.7166	17.3712	20.7126
65	17.7999	21.1950	17.7999	21.1950	17.7999	21.1950	17.7999	21.1950	17.7999	21.1950	17.7999	21.1950
66	17.2178	20.6643	17.2178	20.6643	17.2178	20.6643	17.2178	20.6643	17.2178	20.6643	17.2178	20.6643
67	16.6289	20.1247	16.6289	20.1247	16.6289	20.1247	16.6289	20.1247	16.6289	20.1247	16.6289	20.1247
68	16.0335	19.5762	16.0335	19.5762	16.0335	19.5762	16.0335	19.5762	16.0335	19.5762	16.0335	19.5762
69	15.4320	19.0191	15.4320	19.0191	15.4320	19.0191	15.4320	19.0191	15.4320	19.0191	15.4320	19.0191
70	14.8248	18.4536	14.8248	18.4536	14.8248	18.4536	14.8248	18.4536	14.8248	18.4536	14.8248	18.4536
71	14.2131	17.8798	14.2131	17.8798	14.2131	17.8798	14.2131	17.8798	14.2131	17.8798	14.2131	17.8798
72	13.7592	17.3581	13.7592	17.3581	13.7592	17.3581	13.7592	17.3581	13.7592	17.3581	13.7592	17.3581
73	13.1350	16.7665	13.1350	16.7665	13.1350	16.7665	13.1350	16.7665	13.1350	16.7665	13.1350	16.7665
74	12.6791	16.2335	12.6791	16.2335	12.6791	16.2335	12.6791	16.2335	12.6791	16.2335	12.6791	16.2335
75	12.0445	15.6266	12.0445	15.6266	12.0445	15.6266	12.0445	15.6266	12.0445	15.6266	12.0445	15.6266
76	11.5895	15.0870	11.5895	15.0870	11.5895	15.0870	11.5895	15.0870	11.5895	15.0870	11.5895	15.0870
77	10.9498	14.4706	10.9498	14.4706	10.9498	14.4706	10.9498	14.4706	10.9498	14.4706	10.9498	14.4706
78	10.5015	13.9292	10.5015	13.9292	10.5015	13.9292	10.5015	13.9292	10.5015	13.9292	10.5015	13.9292
79	9.8652	13.3083	9.8652	13.3083	9.8652	13.3083	9.8652	13.3083	9.8652	13.3083	9.8652	13.3083
80	9.4294	12.7692	9.4294	12.7692	9.4294	12.7692	9.4294	12.7692	9.4294	12.7692	9.4294	12.7692
81	8.8067	12.1500	8.8067	12.1500	8.8067	12.1500	8.8067	12.1500	8.8067	12.1500	8.8067	12.1500
82	8.3881	11.6188	8.3881	11.6188	8.3881	11.6188	8.3881	11.6188	8.3881	11.6188	8.3881	11.6188
83	7.7936	11.0127	7.7936	11.0127	7.7936	11.0127	7.7936	11.0127	7.7936	11.0127	7.7936	11.0127
84	7.3998	10.4984	7.3998	10.4984	7.3998	10.4984	7.3998	10.4984	7.3998	10.4984	7.3998	10.4984
85	6.8534	9.9209	6.8534	9.9209	6.8534	9.9209	6.8534	9.9209	6.8534	9.9209	6.8534	9.9209
86	6.4894	9.4328	6.4894	9.4328	6.4894	9.4328	6.4894	9.4328	6.4894	9.4328	6.4894	9.4328
87	6.0219	8.9047	6.0219	8.9047	6.0219	8.9047	6.0219	8.9047	6.0219	8.9047	6.0219	8.9047
88	5.6946	8.4533	5.6946	8.4533	5.6946	8.4533	5.6946	8.4533	5.6946	8.4533	5.6946	8.4533
89	5.3869	8.0292	5.3869	8.0292	5.3869	8.0292	5.3869	8.0292	5.3869	8.0292	5.3869	8.0292
90	5.0968	7.6313	5.0968	7.6313	5.0968	7.6313	5.0968	7.6313	5.0968	7.6313	5.0968	7.6313
91	4.8224	7.2574	4.8224	7.2574	4.8224	7.2574	4.8224	7.2574	4.8224	7.2574	4.8224	7.2574
92	4.5619	6.8994	4.5619	6.8994	4.5619	6.8994	4.5619	6.8994	4.5619	6.8994	4.5619	6.8994
93	4.3146	6.5559	4.3146	6.5559	4.3146	6.5559	4.3146	6.5559	4.3146	6.5559	4.3146	6.5559
94	4.0797	6.2283	4.0797	6.2283	4.0797	6.2283	4.0797	6.2283	4.0797	6.2283	4.0797	6.2283
95	3.8578	5.9193	3.8578	5.9193	3.8578	5.9193	3.8578	5.9193	3.8578	5.9193	3.8578	5.9193
96	3.6504	5.6318	3.6504	5.6318	3.6504	5.6318	3.6504	5.6318	3.6504	5.6318	3.6504	5.6318
97	3.4606	5.3675	3.4606	5.3675	3.4606	5.3675	3.4606	5.3675	3.4606	5.3675	3.4606	5.3675
98	3.2914	5.1262	3.2914	5.1262	3.2914	5.1262	3.2914	5.1262	3.2914	5.1262	3.2914	5.1262
99	3.1443	4.9064	3.1443	4.9064	3.1443	4.9064	3.1443	4.9064	3.1443	4.9064	3.1443	4.9064
100	3.0186	4.7071	3.0186	4.7071	3.0186	4.7071	3.0186	4.7071	3.0186	4.7071	3.0186	4.7071
101	2.8817	4.5073	2.8817	4.5073	2.8817	4.5073	2.8817	4.5073	2.8817	4.5073	2.8817	4.5073
102	2.7516	4.3181	2.7516	4.3181	2.7516	4.3181	2.7516	4.3181	2.7516	4.3181	2.7516	4.3181
103	2.6268	4.1383	2.6268	4.1383	2.6268	4.1383	2.6268	4.1383	2.6268	4.1383	2.6268	4.1383
104	2.5053	3.9666	2.5053	3.9666	2.5053	3.9666	2.5053	3.9666	2.5053	3.9666	2.5053	3.9666
105	2.3836	3.8013	2.3836	3.8013	2.3836	3.8013	2.3836	3.8013	2.3836	3.8013	2.3836	3.8013
106	2.2567	3.6406	2.2567	3.6406	2.2567	3.6406	2.2567	3.6406	2.2567	3.6406	2.2567	3.6406
107	2.1155	3.4823	2.1155	3.4823	2.1155	3.4823	2.1155	3.4823	2.1155	3.4823	2.1155	3.4823
108	1.9442	3.3231	1.9442	3.3231	1.9442	3.3231	1.9442	3.3231	1.9442	3.3231	1.9442	3.3231
109	1.7135	3.1589	1.7135	3.1589	1.7135	3.1589	1.7135	3.1589	1.7135	3.1589	1.7135	3.1589
110	1.3680	2.9838	1.3680	2.9838	1.3680	2.9838	1.3680	2.9838	1.3680	2.9838	1.3680	2.9838

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.6460	8.8386	7.2768	8.4692	6.9158	8.1079	6.5627	7.7544	6.2173	7.4087	5.8795	7.0706
16	7.8109	9.0297	7.4336	8.6521	7.0645	8.2827	6.7035	7.9214	6.3504	7.5679	6.0051	7.2222
17	7.9797	9.2250	7.5940	8.8390	7.2166	8.4614	6.8476	8.0920	6.4867	7.7307	6.1336	7.3773
18	8.1525	9.4248	7.7581	9.0302	7.3723	8.6441	6.9951	8.2665	6.6261	7.8971	6.2652	7.5359
19	8.3292	9.6291	7.9260	9.2257	7.5317	8.8310	7.1460	8.4450	6.7687	8.0674	6.3998	7.6981
20	8.5100	9.8381	8.0978	9.4256	7.6947	9.0221	7.3004	8.6275	6.9147	8.2415	6.5375	7.8639
21	8.6948	10.0518	8.2735	9.6301	7.8613	9.2176	7.4582	8.8142	7.0640	8.4196	6.6784	8.0336
22	8.8838	10.2703	8.4530	9.8392	8.0317	9.4176	7.6196	9.0051	7.2165	8.6017	6.8223	8.2071
23	9.0769	10.4938	8.6365	10.0531	8.2057	9.6221	7.7845	9.2004	7.3724	8.7880	6.9694	8.3846
24	9.2744	10.7224	8.8241	10.2719	8.3838	9.8312	7.9531	9.4002	7.5318	8.9785	7.1199	8.5661
25	9.4763	10.9561	9.0160	10.4955	8.5658	10.0450	8.1255	9.6044	7.6949	9.1734	7.2737	8.7518
26	9.6828	11.1950	9.2122	10.7241	8.7520	10.2636	8.3019	9.8131	7.8616	9.3725	7.4310	8.9414
27	9.8940	11.4392	9.4129	10.9578	8.9424	10.4870	8.4822	10.0265	8.0321	9.5760	7.5919	9.1354
28	10.1099	11.6889	9.6181	11.1968	9.1371	10.7155	8.6667	10.2447	8.2065	9.7842	7.7565	9.3337
29	10.3308	11.9443	9.8280	11.4412	9.3363	10.9491	8.8553	10.4678	8.3849	9.9970	7.9248	9.5365
30	10.5567	12.2054	10.0427	11.6911	9.5400	11.1881	9.0482	10.6960	8.5673	10.2147	8.0970	9.7439
31	10.7877	12.4725	10.2622	11.9467	9.7483	11.4324	9.2456	10.9294	8.7539	10.4373	8.2731	9.9560
32	11.0240	12.7456	10.4868	12.2080	9.9613	11.6823	9.4474	11.1680	8.9448	10.6649	8.4532	10.1729
33	11.2656	13.0249	10.7164	12.4753	10.1792	11.9378	9.6538	11.4121	9.1400	10.8978	8.6374	10.3948
34	11.5128	13.3105	10.9513	12.7487	10.4021	12.1992	9.8650	11.6617	9.3396	11.1359	8.8258	10.6217
35	11.7656	13.6029	11.1916	13.0285	10.6301	12.4667	10.0810	11.9172	9.5439	11.3798	9.0186	10.8540
36	12.0242	13.9020	11.4373	13.3148	10.8633	12.7405	10.3019	12.1787	9.7528	11.6292	9.2158	11.0918
37	12.2887	14.2079	11.6887	13.6076	11.1019	13.0205	10.5279	12.4461	9.9666	11.8844	9.4175	11.3349
38	12.5592	14.5208	11.9458	13.9071	11.3459	13.3068	10.7591	12.7197	10.1852	12.1454	9.6239	11.5836
39	12.8362	14.8409	12.2090	14.2135	11.5957	13.5998	10.9958	12.9995	10.4091	12.4124	9.8353	11.8381
40	13.1195	15.1685	12.4784	14.5270	11.8513	13.8996	11.2380	13.2859	10.6382	12.6857	10.0515	12.0986
41	13.4098	15.5036	12.7543	14.8478	12.1132	14.2064	11.4862	13.5790	10.8730	12.9654	10.2732	12.3651
42	13.7069	15.8465	13.0367	15.1761	12.3813	14.5204	11.7403	13.8789	11.1133	13.2516	10.5001	12.6379
43	14.0110	16.1975	13.3259	15.5121	12.6558	14.8416	12.0004	14.1859	11.3595	13.5445	10.7326	12.9172
44	14.3224	16.5566	13.6220	15.8558	12.9369	15.1704	12.2669	14.5000	11.6116	13.8443	10.9707	13.2029
45	14.6414	16.9242	13.9253	16.2078	13.2249	15.5070	12.5399	14.8216	11.8699	14.1513	11.2147	13.4955
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65												
66												

67											
68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳以上55歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45	15.6447	18.1923	14.9011	17.4484	14.1720	16.7191	13.4573	16.0040	12.7565	15.3028	12.0695	14.6153
46	15.9562	18.5531	15.1978	17.7944	14.4542	17.0505	13.7253	16.3212	13.0106	15.6060	12.3099	14.9049
47	16.2747	18.9215	15.5012	18.1478	14.7428	17.3891	13.9994	16.6452	13.2704	15.9159	12.5558	15.2008
48	16.6004	19.2979	15.8115	18.5087	15.0380	17.7349	14.2797	16.9763	13.5363	16.2324	12.8074	15.5031
49	16.9336	19.6824	16.1290	18.8775	15.3401	18.0884	14.5667	17.3146	13.8084	16.5559	13.0650	15.8121
50	17.2745	20.0754	16.4539	19.2545	15.6493	18.4496	14.8605	17.6604	14.0871	16.8867	13.3289	16.1281
51	17.6235	20.4770	16.7866	19.6397	15.9659	18.8188	15.1614	18.0139	14.3726	17.2248	13.5993	16.4510
52	17.9808	20.8873	17.1271	20.0334	16.2902	19.1961	15.4696	18.3752	14.6651	17.5704	13.8764	16.7812
53	18.3466	21.3065	17.4759	20.4355	16.6223	19.5816	15.7854	18.7444	14.9648	17.9235	14.1604	17.1187
54	18.7214	21.7347	17.8334	20.8465	16.9627	19.9756	16.1091	19.1217	15.2722	18.2844	14.4517	17.4636
55	19.1053	22.1723	18.1996	21.2664	17.3115	20.3781	16.4409	19.5072	15.5873	18.6534	14.7505	17.8161
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65												
66												

67											
68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が55歳以上65歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55	19.9507	23.2976	19.0326	22.3793	18.1303	21.4768	17.2435	20.5897	16.3720	19.7179	15.5154	18.8610
56	20.3132	23.7111	19.3791	22.7767	18.4610	21.8585	17.5587	20.9559	16.6719	20.0689	15.8004	19.1970
57	20.6837	24.1326	19.7332	23.1820	18.7991	22.2477	17.8811	21.3294	16.9788	20.4269	16.0921	19.5398
58	21.0625	24.5625	20.0954	23.5953	19.1449	22.6447	18.2108	21.7104	17.2928	20.7921	16.3906	19.8896
59	21.4498	25.0009	20.4658	24.0168	19.4988	23.0496	18.5483	22.0990	17.6142	21.1648	16.6962	20.2465
60	21.8464	25.4483	20.8452	24.4470	19.8612	23.4630	18.8941	22.4958	17.9437	21.5452	17.0096	20.6109
61	21.2339	24.8861	21.2339	24.8861	20.2327	23.8849	19.2487	22.9008	18.2817	21.9336	17.3313	20.9830
62	20.6140	24.3157	20.6140	24.3157	20.6140	24.3157	19.6128	23.3145	18.6288	22.3304	17.6618	21.3632
63	19.9873	23.7372	19.9873	23.7372	19.9873	23.7372	19.9873	23.7372	18.9861	22.7359	18.0021	21.7519
64	19.3545	23.1504	19.3545	23.1504	19.3545	23.1504	19.3545	23.1504	19.3545	23.1504	18.3533	22.1492
65	18.7162	22.5558	18.7162	22.5558	18.7162	22.5558	18.7162	22.5558	18.7162	22.5558	18.7162	22.5558
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が65歳以上のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65	19.2372	23.3339	19.2372	23.3339	19.2372	23.3339	19.2372	23.3339	19.2372	23.3339	19.2372	23.3339
66	18.5596	22.6906	18.5596	22.6906	18.5596	22.6906	18.5596	22.6906	18.5596	22.6906	18.5596	22.6906
67	17.8786	22.0408	17.8786	22.0408	17.8786	22.0408	17.8786	22.0408	17.8786	22.0408	17.8786	22.0408

68	17.1945	21.3847	17.1945	21.3847	17.1945	21.3847	17.1945	21.3847	17.1945	21.3847	17.1945	21.3847
69	16.5079	20.7228	16.5079	20.7228	16.5079	20.7228	16.5079	20.7228	16.5079	20.7228	16.5079	20.7228
70	15.8191	20.0553	15.8191	20.0553	15.8191	20.0553	15.8191	20.0553	15.8191	20.0553	15.8191	20.0553
71	15.1295	19.3823	15.1295	19.3823	15.1295	19.3823	15.1295	19.3823	15.1295	19.3823	15.1295	19.3823
72	14.6121	18.7685	14.6121	18.7685	14.6121	18.7685	14.6121	18.7685	14.6121	18.7685	14.6121	18.7685
73	13.9160	18.0833	13.9160	18.0833	13.9160	18.0833	13.9160	18.0833	13.9160	18.0833	13.9160	18.0833
74	13.4021	17.4638	13.4021	17.4638	13.4021	17.4638	13.4021	17.4638	13.4021	17.4638	13.4021	17.4638
75	12.7018	16.7695	12.7018	16.7695	12.7018	16.7695	12.7018	16.7695	12.7018	16.7695	12.7018	16.7695
76	12.1944	16.1498	12.1944	16.1498	12.1944	16.1498	12.1944	16.1498	12.1944	16.1498	12.1944	16.1498
77	11.4959	15.4528	11.4959	15.4528	11.4959	15.4528	11.4959	15.4528	11.4959	15.4528	11.4959	15.4528
78	11.0011	14.8381	11.0011	14.8381	11.0011	14.8381	11.0011	14.8381	11.0011	14.8381	11.0011	14.8381
79	10.3132	14.1439	10.3132	14.1439	10.3132	14.1439	10.3132	14.1439	10.3132	14.1439	10.3132	14.1439
80	9.8370	13.5386	9.8370	13.5386	9.8370	13.5386	9.8370	13.5386	9.8370	13.5386	9.8370	13.5386
81	9.1700	12.8539	9.1700	12.8539	9.1700	12.8539	9.1700	12.8539	9.1700	12.8539	9.1700	12.8539
82	8.7168	12.2638	8.7168	12.2638	8.7168	12.2638	8.7168	12.2638	8.7168	12.2638	8.7168	12.2638
83	8.0855	11.6002	8.0855	11.6002	8.0855	11.6002	8.0855	11.6002	8.0855	11.6002	8.0855	11.6002
84	7.6629	11.0344	7.6629	11.0344	7.6629	11.0344	7.6629	11.0344	7.6629	11.0344	7.6629	11.0344
85	7.0870	10.4077	7.0870	10.4077	7.0870	10.4077	7.0870	10.4077	7.0870	10.4077	7.0870	10.4077
86	6.6993	9.8756	6.6993	9.8756	6.6993	9.8756	6.6993	9.8756	6.6993	9.8756	6.6993	9.8756
87	6.2091	9.3064	6.2091	9.3064	6.2091	9.3064	6.2091	9.3064	6.2091	9.3064	6.2091	9.3064
88	5.8627	8.8183	5.8627	8.8183	5.8627	8.8183	5.8627	8.8183	5.8627	8.8183	5.8627	8.8183
89	5.5380	8.3608	5.5380	8.3608	5.5380	8.3608	5.5380	8.3608	5.5380	8.3608	5.5380	8.3608
90	5.2326	7.9329	5.2326	7.9329	5.2326	7.9329	5.2326	7.9329	5.2326	7.9329	5.2326	7.9329
91	4.9443	7.5317	4.9443	7.5317	4.9443	7.5317	4.9443	7.5317	4.9443	7.5317	4.9443	7.5317
92	4.6715	7.1488	4.6715	7.1488	4.6715	7.1488	4.6715	7.1488	4.6715	7.1488	4.6715	7.1488
93	4.4130	6.7826	4.4130	6.7826	4.4130	6.7826	4.4130	6.7826	4.4130	6.7826	4.4130	6.7826
94	4.1681	6.4342	4.1681	6.4342	4.1681	6.4342	4.1681	6.4342	4.1681	6.4342	4.1681	6.4342
95	3.9372	6.1066	3.9372	6.1066	3.9372	6.1066	3.9372	6.1066	3.9372	6.1066	3.9372	6.1066
96	3.7220	5.8024	3.7220	5.8024	3.7220	5.8024	3.7220	5.8024	3.7220	5.8024	3.7220	5.8024
97	3.5253	5.5232	3.5253	5.5232	3.5253	5.5232	3.5253	5.5232	3.5253	5.5232	3.5253	5.5232
98	3.3502	5.2686	3.3502	5.2686	3.3502	5.2686	3.3502	5.2686	3.3502	5.2686	3.3502	5.2686
99	3.1979	5.0370	3.1979	5.0370	3.1979	5.0370	3.1979	5.0370	3.1979	5.0370	3.1979	5.0370
100	3.0677	4.8271	3.0677	4.8271	3.0677	4.8271	3.0677	4.8271	3.0677	4.8271	3.0677	4.8271
101	2.9264	4.6172	2.9264	4.6172	2.9264	4.6172	2.9264	4.6172	2.9264	4.6172	2.9264	4.6172
102	2.7923	4.4188	2.7923	4.4188	2.7923	4.4188	2.7923	4.4188	2.7923	4.4188	2.7923	4.4188
103	2.6638	4.2305	2.6638	4.2305	2.6638	4.2305	2.6638	4.2305	2.6638	4.2305	2.6638	4.2305
104	2.5386	4.0508	2.5386	4.0508	2.5386	4.0508	2.5386	4.0508	2.5386	4.0508	2.5386	4.0508
105	2.4135	3.8780	2.4135	3.8780	2.4135	3.8780	2.4135	3.8780	2.4135	3.8780	2.4135	3.8780
106	2.2831	3.7103	2.2831	3.7103	2.2831	3.7103	2.2831	3.7103	2.2831	3.7103	2.2831	3.7103
107	2.1384	3.5452	2.1384	3.5452	2.1384	3.5452	2.1384	3.5452	2.1384	3.5452	2.1384	3.5452
108	1.9633	3.3795	1.9633	3.3795	1.9633	3.3795	1.9633	3.3795	1.9633	3.3795	1.9633	3.3795
109	1.7286	3.2088	1.7286	3.2088	1.7286	3.2088	1.7286	3.2088	1.7286	3.2088	1.7286	3.2088
110	1.3793	3.0272	1.3793	3.0272	1.3793	3.0272	1.3793	3.0272	1.3793	3.0272	1.3793	3.0272

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第3を次のように改める。

別表第3 通算企業年金現価率（2）（第49条、第60条、第73条関係）

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が15歳以上110歳以下のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.3095	8.4477	6.9468	8.0851	6.5921	7.7304	6.2452	7.3835	5.9060	7.0442	5.5742	6.7124
16	7.4742	8.6380	7.1034	8.2672	6.7407	7.9045	6.3860	7.5498	6.0391	7.2029	5.6999	6.8636
17	7.6428	8.8325	7.2636	8.4533	6.8927	8.0825	6.5301	7.7198	6.1754	7.3651	5.8285	7.0182
18	7.8152	9.0315	7.4275	8.6437	7.0483	8.2646	6.6775	7.8937	6.3148	7.5310	5.9601	7.1763
19	7.9916	9.2349	7.5952	8.8385	7.2075	8.4508	6.8283	8.0716	6.4574	7.7007	6.0948	7.3381
20	8.1721	9.4430	7.7667	9.0376	7.3703	8.6412	6.9826	8.2535	6.6034	7.8743	6.2325	7.5035
21	8.3566	9.6558	7.9421	9.2413	7.5368	8.8360	7.1403	8.4395	6.7526	8.0518	6.3734	7.6726
22	8.5452	9.8734	8.1214	9.4496	7.7069	9.0352	7.3016	8.6298	6.9052	8.2334	6.5174	7.8456
23	8.7380	10.0960	8.3047	9.6627	7.8809	9.2389	7.4664	8.8244	7.0611	8.4191	6.6646	8.0226
24	8.9352	10.3237	8.4921	9.8806	8.0588	9.4473	7.6350	9.0235	7.2205	8.6090	6.8151	8.2036
25	9.1368	10.5565	8.6838	10.1034	8.2407	9.6603	7.8073	9.2270	7.3835	8.8032	6.9690	8.3887
26	9.3430	10.7944	8.8797	10.3312	8.4267	9.8781	7.9836	9.4350	7.5503	9.0017	7.1265	8.5779
27	9.5539	11.0377	9.0802	10.5640	8.6169	10.1008	8.1639	9.6477	7.7208	9.2046	7.2874	8.7713
28	9.7695	11.2865	9.2851	10.8022	8.8115	10.3285	8.3482	9.8652	7.8951	9.4122	7.4521	8.9691
29	9.9900	11.5409	9.4948	11.0457	9.0104	10.5613	8.5368	10.0876	8.0735	9.6244	7.6205	9.1713
30	10.2155	11.8011	9.7092	11.2947	9.2139	10.7994	8.7296	10.3151	8.2559	9.8414	7.7927	9.3782
31	10.4462	12.0671	9.9284	11.5494	9.4221	11.0430	8.9268	10.5477	8.4425	10.0634	7.9688	9.5897
32	10.6821	12.3392	10.1527	11.8098	9.6349	11.2920	9.1285	10.7856	8.6333	10.2904	8.1490	9.8061
33	10.9234	12.6175	10.3820	12.0761	9.8526	11.5467	9.3349	11.0289	8.8285	10.5226	8.3333	10.0273
34	11.1702	12.9020	10.6166	12.3485	10.0753	11.8072	9.5459	11.2778	9.0281	10.7600	8.5218	10.2536
35	11.4226	13.1934	10.8566	12.6274	10.3031	12.0739	9.7617	11.5326	9.2323	11.0032	8.7146	10.4854
36	11.6807	13.4914	11.1020	12.9127	10.5361	12.3467	9.9826	11.7932	9.4412	11.2519	8.9118	10.7225
37	11.9448	13.7962	11.3531	13.2045	10.7744	12.6258	10.2084	12.0598	9.6549	11.5063	9.1136	10.9650
38	12.2149	14.1080	11.6099	13.5029	11.0181	12.9112	10.4394	12.3325	9.8735	11.7666	9.3200	11.2130
39	12.4914	14.4269	11.8727	13.8082	11.2677	13.2032	10.6760	12.6115	10.0973	12.0328	9.5313	11.4668
40	12.7742	14.7532	12.1416	14.1207	11.5230	13.5020	10.9179	12.8970	10.3262	12.3053	9.7475	11.7266
41	13.0639	15.0872	12.4171	14.4404	11.7846	13.8078	11.1659	13.1892	10.5609	12.5841	9.9692	11.9924
42	13.3604	15.4289	12.6991	14.7675	12.0523	14.1207	11.4197	13.4882	10.8011	12.8695	10.1960	12.2645
43	13.6639	15.7785	12.9877	15.1023	12.3263	14.4409	11.6795	13.7941	11.0470	13.1616	10.4283	12.5429
44	13.9747	16.1363	13.2832	15.4449	12.6070	14.7686	11.9457	14.1073	11.2989	13.4605	10.6663	12.8279
45	14.2929	16.5026	13.5859	15.7955	12.8945	15.1041	12.2183	14.4279	11.5569	13.7665	10.9101	13.1197
46	14.6189	16.8774	13.8960	16.1545	13.1890	15.4475	12.4975	14.7561	11.8213	14.0798	11.1600	13.4185
47	14.9529	17.2612	14.2137	16.5220	13.4908	15.7991	12.7838	15.0921	12.0923	14.4006	11.4161	13.7244
48	15.2950	17.6540	14.5392	16.8982	13.8000	16.1590	13.0771	15.4361	12.3701	14.7291	11.6787	14.0377
49	15.6458	18.0563	14.8729	17.2835	14.1171	16.5277	13.3780	15.7885	12.6550	15.0656	11.9480	14.3586
50	16.0053	18.4683	15.2151	17.6781	14.4423	16.9053	13.6865	16.1495	12.9473	15.4103	12.2244	14.6874
51	16.3741	18.8902	15.5661	18.0822	14.7759	17.2920	14.0031	16.5192	13.2473	15.7634	12.5081	15.0242
52	16.7522	19.3223	15.9261	18.4961	15.1181	17.6881	14.3279	16.8979	13.5551	16.1251	12.7993	15.3693
53	17.1402	19.7647	16.2954	18.9199	15.4693	18.0938	14.6613	17.2858	13.8711	16.4956	13.0983	15.7228
54	17.5383	20.2177	16.6746	19.3540	15.8298	18.5092	15.0037	17.6831	14.1957	16.8751	13.4055	16.0849
55	17.9468	20.6816	17.0637	19.7984	16.1999	18.9347	15.3551	18.0899	14.5290	17.2638	13.7210	16.4558
56	18.3661	21.1568	17.4630	20.2537	16.5798	19.3705	15.7161	18.5068	14.8713	17.6620	14.0452	16.8359
57	18.7962	21.6434	17.8729	20.7200	16.9698	19.8170	16.0866	18.9338	15.2228	18.0700	14.3781	17.2253
58	19.2376	22.1418	18.2934	21.1977	17.3701	20.2743	16.4670	19.3712	15.5838	18.4880	14.7200	17.6243
59	19.6906	22.6524	18.7252	21.6870	17.7811	20.7428	16.8577	19.8194	15.9546	18.9163	15.0714	18.0332
60	20.1559	23.1755	19.1688	22.1884	18.2034	21.2230	17.2593	20.2788	16.3359	19.3555	15.4328	18.4524
61	19.6249	22.7023	19.6249	22.7023	18.6377	21.7152	17.6723	20.7498	16.7282	19.8056	15.8048	18.8823
62	19.0847	22.2199	19.0847	22.2199	19.0847	22.2199	18.0976	21.2328	17.1322	20.2674	16.1880	19.3232
63	18.5360	21.7282	18.5360	21.7282	18.5360	21.7282	18.5360	21.7282	17.5489	20.7411	16.5835	19.7757
64	17.9793	21.2272	17.9793	21.2272	17.9793	21.2272	17.9793	21.2272	17.9793	21.2272	16.9921	20.2400

65	17.4150	20.7170	17.4150	20.7170	17.4150	20.7170	17.4150	20.7170	17.4150	20.7170	17.4150	20.7170
66	16.8439	20.1979	16.8439	20.1979	16.8439	20.1979	16.8439	20.1979	16.8439	20.1979	16.8439	20.1979
67	16.2659	19.6699	16.2659	19.6699	16.2659	19.6699	16.2659	19.6699	16.2659	19.6699	16.2659	19.6699
68	15.6814	19.1331	15.6814	19.1331	15.6814	19.1331	15.6814	19.1331	15.6814	19.1331	15.6814	19.1331
69	15.0908	18.5878	15.0908	18.5878	15.0908	18.5878	15.0908	18.5878	15.0908	18.5878	15.0908	18.5878
70	14.4944	18.0342	14.4944	18.0342	14.4944	18.0342	14.4944	18.0342	14.4944	18.0342	14.4944	18.0342
71	13.8937	17.4724	13.8937	17.4724	13.8937	17.4724	13.8937	17.4724	13.8937	17.4724	13.8937	17.4724
72	13.4507	16.9628	13.4507	16.9628	13.4507	16.9628	13.4507	16.9628	13.4507	16.9628	13.4507	16.9628
73	12.8373	16.3833	12.8373	16.3833	12.8373	16.3833	12.8373	16.3833	12.8373	16.3833	12.8373	16.3833
74	12.3923	15.8625	12.3923	15.8625	12.3923	15.8625	12.3923	15.8625	12.3923	15.8625	12.3923	15.8625
75	11.7684	15.2678	11.7684	15.2678	11.7684	15.2678	11.7684	15.2678	11.7684	15.2678	11.7684	15.2678
76	11.3241	14.7404	11.3241	14.7404	11.3241	14.7404	11.3241	14.7404	11.3241	14.7404	11.3241	14.7404
77	10.6950	14.1361	10.6950	14.1361	10.6950	14.1361	10.6950	14.1361	10.6950	14.1361	10.6950	14.1361
78	10.2571	13.6067	10.2571	13.6067	10.2571	13.6067	10.2571	13.6067	10.2571	13.6067	10.2571	13.6067
79	9.6309	12.9977	9.6309	12.9977	9.6309	12.9977	9.6309	12.9977	9.6309	12.9977	9.6309	12.9977
80	9.2050	12.4704	9.2050	12.4704	9.2050	12.4704	9.2050	12.4704	9.2050	12.4704	9.2050	12.4704
81	8.5918	11.8629	8.5918	11.8629	8.5918	11.8629	8.5918	11.8629	8.5918	11.8629	8.5918	11.8629
82	8.1825	11.3431	8.1825	11.3431	8.1825	11.3431	8.1825	11.3431	8.1825	11.3431	8.1825	11.3431
83	7.5968	10.7481	7.5968	10.7481	7.5968	10.7481	7.5968	10.7481	7.5968	10.7481	7.5968	10.7481
84	7.2114	10.2446	7.2114	10.2446	7.2114	10.2446	7.2114	10.2446	7.2114	10.2446	7.2114	10.2446
85	6.6730	9.6775	6.6730	9.6775	6.6730	9.6775	6.6730	9.6775	6.6730	9.6775	6.6730	9.6775
86	6.3164	9.1994	6.3164	9.1994	6.3164	9.1994	6.3164	9.1994	6.3164	9.1994	6.3164	9.1994
87	5.8559	8.6809	5.8559	8.6809	5.8559	8.6809	5.8559	8.6809	5.8559	8.6809	5.8559	8.6809
88	5.5349	8.2387	5.5349	8.2387	5.5349	8.2387	5.5349	8.2387	5.5349	8.2387	5.5349	8.2387
89	5.2333	7.8230	5.2333	7.8230	5.2333	7.8230	5.2333	7.8230	5.2333	7.8230	5.2333	7.8230
90	4.9489	7.4332	4.9489	7.4332	4.9489	7.4332	4.9489	7.4332	4.9489	7.4332	4.9489	7.4332
91	4.6799	7.0667	4.6799	7.0667	4.6799	7.0667	4.6799	7.0667	4.6799	7.0667	4.6799	7.0667
92	4.4246	6.7158	4.4246	6.7158	4.4246	6.7158	4.4246	6.7158	4.4246	6.7158	4.4246	6.7158
93	4.1822	6.3792	4.1822	6.3792	4.1822	6.3792	4.1822	6.3792	4.1822	6.3792	4.1822	6.3792
94	3.9519	6.0580	3.9519	6.0580	3.9519	6.0580	3.9519	6.0580	3.9519	6.0580	3.9519	6.0580
95	3.7343	5.7552	3.7343	5.7552	3.7343	5.7552	3.7343	5.7552	3.7343	5.7552	3.7343	5.7552
96	3.5310	5.4734	3.5310	5.4734	3.5310	5.4734	3.5310	5.4734	3.5310	5.4734	3.5310	5.4734
97	3.3450	5.2143	3.3450	5.2143	3.3450	5.2143	3.3450	5.2143	3.3450	5.2143	3.3450	5.2143
98	3.1792	4.9778	3.1792	4.9778	3.1792	4.9778	3.1792	4.9778	3.1792	4.9778	3.1792	4.9778
99	3.0349	4.7624	3.0349	4.7624	3.0349	4.7624	3.0349	4.7624	3.0349	4.7624	3.0349	4.7624
100	2.9117	4.5669	2.9117	4.5669	2.9117	4.5669	2.9117	4.5669	2.9117	4.5669	2.9117	4.5669
101	2.7775	4.3711	2.7775	4.3711	2.7775	4.3711	2.7775	4.3711	2.7775	4.3711	2.7775	4.3711
102	2.6501	4.1856	2.6501	4.1856	2.6501	4.1856	2.6501	4.1856	2.6501	4.1856	2.6501	4.1856
103	2.5278	4.0094	2.5278	4.0094	2.5278	4.0094	2.5278	4.0094	2.5278	4.0094	2.5278	4.0094
104	2.4086	3.8410	2.4086	3.8410	2.4086	3.8410	2.4086	3.8410	2.4086	3.8410	2.4086	3.8410
105	2.2894	3.6790	2.2894	3.6790	2.2894	3.6790	2.2894	3.6790	2.2894	3.6790	2.2894	3.6790
106	2.1650	3.5215	2.1650	3.5215	2.1650	3.5215	2.1650	3.5215	2.1650	3.5215	2.1650	3.5215
107	2.0266	3.3663	2.0266	3.3663	2.0266	3.3663	2.0266	3.3663	2.0266	3.3663	2.0266	3.3663
108	1.8587	3.2103	1.8587	3.2103	1.8587	3.2103	1.8587	3.2103	1.8587	3.2103	1.8587	3.2103
109	1.6324	3.0493	1.6324	3.0493	1.6324	3.0493	1.6324	3.0493	1.6324	3.0493	1.6324	3.0493
110	1.2935	2.8776	1.2935	2.8776	1.2935	2.8776	1.2935	2.8776	1.2935	2.8776	1.2935	2.8776

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.3095	8.4477	6.9468	8.0851	6.5921	7.7304	6.2452	7.3835	5.9060	7.0442	5.5742	6.7124
16	7.4742	8.6380	7.1034	8.2672	6.7407	7.9045	6.3860	7.5498	6.0391	7.2029	5.6999	6.8636
17	7.6428	8.8325	7.2636	8.4533	6.8927	8.0825	6.5301	7.7198	6.1754	7.3651	5.8285	7.0182
18	7.8152	9.0315	7.4275	8.6437	7.0483	8.2646	6.6775	7.8937	6.3148	7.5310	5.9601	7.1763
19	7.9916	9.2349	7.5952	8.8385	7.2075	8.4508	6.8283	8.0716	6.4574	7.7007	6.0948	7.3381
20	8.1721	9.4430	7.7667	9.0376	7.3703	8.6412	6.9826	8.2535	6.6034	7.8743	6.2325	7.5035
21	8.3566	9.6558	7.9421	9.2413	7.5368	8.8360	7.1403	8.4395	6.7526	8.0518	6.3734	7.6726
22	8.5452	9.8734	8.1214	9.4496	7.7069	9.0352	7.3016	8.6298	6.9052	8.2334	6.5174	7.8456
23	8.7380	10.0960	8.3047	9.6627	7.8809	9.2389	7.4664	8.8244	7.0611	8.4191	6.6646	8.0226
24	8.9352	10.3237	8.4921	9.8806	8.0588	9.4473	7.6350	9.0235	7.2205	8.6090	6.8151	8.2036
25	9.1368	10.5565	8.6838	10.1034	8.2407	9.6603	7.8073	9.2270	7.3835	8.8032	6.9690	8.3887
26	9.3430	10.7944	8.8797	10.3312	8.4267	9.8781	7.9836	9.4350	7.5503	9.0017	7.1265	8.5779
27	9.5539	11.0377	9.0802	10.5640	8.6169	10.1008	8.1639	9.6477	7.7208	9.2046	7.2874	8.7713
28	9.7695	11.2865	9.2851	10.8022	8.8115	10.3285	8.3482	9.8652	7.8951	9.4122	7.4521	8.9691
29	9.9900	11.5409	9.4948	11.0457	9.0104	10.5613	8.5368	10.0876	8.0735	9.6244	7.6205	9.1713
30	10.2155	11.8011	9.7092	11.2947	9.2139	10.7994	8.7296	10.3151	8.2559	9.8414	7.7927	9.3782
31	10.4462	12.0671	9.9284	11.5494	9.4221	11.0430	8.9268	10.5477	8.4425	10.0634	7.9688	9.5897
32	10.6821	12.3392	10.1527	11.8098	9.6349	11.2920	9.1285	10.7856	8.6333	10.2904	8.1490	9.8061
33	10.9234	12.6175	10.3820	12.0761	9.8526	11.5467	9.3349	11.0289	8.8285	10.5226	8.3333	10.0273
34	11.1702	12.9020	10.6166	12.3485	10.0753	11.8072	9.5459	11.2778	9.0281	10.7600	8.5218	10.2536
35	11.4226	13.1934	10.8566	12.6274	10.3031	12.0739	9.7617	11.5326	9.2323	11.0032	8.7146	10.4854
36	11.6807	13.4914	11.1020	12.9127	10.5361	12.3467	9.9826	11.7932	9.4412	11.2519	8.9118	10.7225
37	11.9448	13.7962	11.3531	13.2045	10.7744	12.6258	10.2084	12.0598	9.6549	11.5063	9.1136	10.9650
38	12.2149	14.1080	11.6099	13.5029	11.0181	12.9112	10.4394	12.3325	9.8735	11.7666	9.3200	11.2130
39	12.4914	14.4269	11.8727	13.8082	11.2677	13.2032	10.6760	12.6115	10.0973	12.0328	9.5313	11.4668
40	12.7742	14.7532	12.1416	14.1207	11.5230	13.5020	10.9179	12.8970	10.3262	12.3053	9.7475	11.7266
41	13.0639	15.0872	12.4171	14.4404	11.7846	13.8078	11.1659	13.1892	10.5609	12.5841	9.9692	11.9924
42	13.3604	15.4289	12.6991	14.7675	12.0523	14.1207	11.4197	13.4882	10.8011	12.8695	10.1960	12.2645
43	13.6639	15.7785	12.9877	15.1023	12.3263	14.4409	11.6795	13.7941	11.0470	13.1616	10.4283	12.5429
44	13.9747	16.1363	13.2832	15.4449	12.6070	14.7686	11.9457	14.1073	11.2989	13.4605	10.6663	12.8279
45	14.2929	16.5026	13.5859	15.7955	12.8945	15.1041	12.2183	14.4279	11.5569	13.7665	10.9101	13.1197
46	14.6189	16.8774	13.8960	16.1545	13.1890	15.4475	12.4975	14.7561	11.8213	14.0798	11.1600	13.4185
47	14.9529	17.2612	14.2137	16.5220	13.4908	15.7991	12.7838	15.0921	12.0923	14.4006	11.4161	13.7244
48	15.2950	17.6540	14.5392	16.8982	13.8000	16.1590	13.0771	15.4361	12.3701	14.7291	11.6787	14.0377
49	15.6458	18.0563	14.8729	17.2835	14.1171	16.5277	13.3780	15.7885	12.6550	15.0656	11.9480	14.3586
50	16.0053	18.4683	15.2151	17.6781	14.4423	16.9053	13.6865	16.1495	12.9473	15.4103	12.2244	14.6874
51	16.3741	18.8902	15.5661	18.0822	14.7759	17.2920	14.0031	16.5192	13.2473	15.7634	12.5081	15.0242
52	16.7522	19.3223	15.9261	18.4961	15.1181	17.6881	14.3279	16.8979	13.5551	16.1251	12.7993	15.3693
53	17.1402	19.7647	16.2954	18.9199	15.4693	18.0938	14.6613	17.2858	13.8711	16.4956	13.0983	15.7228
54	17.5383	20.2177	16.6746	19.3540	15.8298	18.5092	15.0037	17.6831	14.1957	16.8751	13.4055	16.0849
55	17.9468	20.6816	17.0637	19.7984	16.1999	18.9347	15.3551	18.0899	14.5290	17.2638	13.7210	16.4558
56	18.3661	21.1568	17.4630	20.2537	16.5798	19.3705	15.7161	18.5068	14.8713	17.6620	14.0452	16.8359
57	18.7962	21.6434	17.8729	20.7200	16.9698	19.8170	16.0866	18.9338	15.2228	18.0700	14.3781	17.2253
58	19.2376	22.1418	18.2934	21.1977	17.3701	20.2743	16.4670	19.3712	15.5838	18.4880	14.7200	17.6243
59	19.6906	22.6524	18.7252	21.6870	17.7811	20.7428	16.8577	19.8194	15.9546	18.9163	15.0714	18.0332
60	20.1559	23.1755	19.1688	22.1884	18.2034	21.2230	17.2593	20.2788	16.3359	19.3555	15.4328	18.4524
61			19.6249	22.7023	18.6377	21.7152	17.6723	20.7498	16.7282	19.8056	15.8048	18.8823
62					19.0847	22.2199	18.0976	21.2328	17.1322	20.2674	16.1880	19.3232
63							18.5360	21.7282	17.5489	20.7411	16.5835	19.7757
64									17.9793	21.2272	16.9921	20.2400
65											17.4150	20.7170
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳以上55歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45	15.2962	17.7707	14.5617	17.0362	13.8416	16.3162	13.1357	15.6102	12.4435	14.9181	11.7650	14.2395
46	15.6070	18.1301	14.8578	17.3809	14.1233	16.6464	13.4032	15.9263	12.6972	15.2204	12.0051	14.5282
47	15.9246	18.4971	15.1605	17.7330	14.4113	16.9838	13.6768	16.2493	12.9567	15.5292	12.2507	14.8232
48	16.2494	18.8720	15.4700	18.0926	14.7058	17.3284	13.9566	16.5792	13.2221	15.8447	12.5020	15.1246
49	16.5816	19.2550	15.7866	18.4600	15.0072	17.6805	14.2430	16.9164	13.4938	16.1672	12.7593	15.4327
50	16.9215	19.6464	16.1106	18.8355	15.3156	18.0404	14.5361	17.2610	13.7719	16.4968	13.0228	15.7476
51	17.2694	20.0464	16.4422	19.2192	15.6313	18.4083	14.8362	17.6132	14.0568	16.8338	13.2926	16.0696
52	17.6253	20.4550	16.7816	19.6113	15.9545	18.7841	15.1436	17.9732	14.3485	17.1782	13.5691	16.3987
53	17.9898	20.8724	17.1292	20.0119	16.2855	19.1682	15.4584	18.3410	14.6474	17.5301	13.8524	16.7350
54	18.3631	21.2990	17.4853	20.4212	16.6248	19.5606	15.7811	18.7169	14.9539	17.8897	14.1430	17.0788
55	18.7454	21.7347	17.8501	20.8394	16.9723	19.9616	16.1117	19.1010	15.2680	18.2573	14.4409	17.4302
56	19.1370	22.1800	18.2237	21.2668	17.3284	20.3715	16.4506	19.4937	15.5900	18.6331	14.7463	17.7894
57	19.5379	22.6351	18.6064	21.7036	17.6931	20.7903	16.7978	19.8950	15.9200	19.0172	15.0594	18.1566
58	19.9484	23.1001	18.9982	22.1500	18.0667	21.2185	17.1535	20.3052	16.2581	19.4099	15.3804	18.5321
59	20.3689	23.5754	19.3998	22.6062	18.4496	21.6561	17.5181	20.7246	16.6049	19.8113	15.7095	18.9160
60	20.8001	24.0614	19.8115	23.0728	18.8424	22.1037	17.8923	21.1535	16.9607	20.2220	16.0475	19.3088
61			20.2341	23.5500	19.2456	22.5615	18.2764	21.5923	17.3263	20.6422	16.3948	19.7107
62					19.6598	23.0299	18.6713	22.0413	17.7022	21.0722	16.7520	20.1220
63							19.0778	22.5010	18.0892	21.5125	17.1201	20.5433
64									18.4886	21.9633	17.5000	20.9748
65											17.8928	21.4171
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が55歳以上65歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55	19.5908	22.8600	18.6831	21.9523	17.7910	21.0602	16.9143	20.1835	16.0526	19.3218	15.2058	18.4750
56	19.9516	23.2716	19.0280	22.3480	18.1203	21.4403	17.2282	20.5482	16.3515	19.6715	15.4898	18.8098
57	20.3203	23.6912	19.3805	22.7514	18.4569	21.8278	17.5492	20.9202	16.6572	20.0281	15.7804	19.1513
58	20.6971	24.1191	19.7409	23.1629	18.8011	22.2231	17.8776	21.2996	16.9699	20.3919	16.0778	19.4998
59	21.0823	24.5554	20.1094	23.5825	19.1532	22.6263	18.2135	21.6866	17.2899	20.7630	16.3822	19.8553
60	21.4766	25.0006	20.4867	24.0107	19.5138	23.0378	18.5576	22.0816	17.6178	21.1419	16.6943	20.2183
61	20.8732	24.4477	20.8732	24.4477	19.8833	23.4578	18.9104	22.4848	17.9542	21.5287	17.0144	20.5889
62	20.2624	23.8866	20.2624	23.8866	20.2624	23.8866	19.2725	22.8967	18.2995	21.9237	17.3434	20.9676
63	19.6447	23.3174	19.6447	23.3174	19.6447	23.3174	19.6447	23.3174	18.6548	22.3275	17.6819	21.3546
64	19.0209	22.7401	19.0209	22.7401	19.0209	22.7401	19.0209	22.7401	19.0209	22.7401	18.0309	21.7502
65	18.3916	22.1550	18.3916	22.1550	18.3916	22.1550	18.3916	22.1550	18.3916	22.1550	18.3916	22.1550
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が65歳以上のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65	18.9125	22.9331	18.9125	22.9331	18.9125	22.9331	18.9125	22.9331	18.9125	22.9331	18.9125	22.9331
66	18.2438	22.2993	18.2438	22.2993	18.2438	22.2993	18.2438	22.2993	18.2438	22.2993	18.2438	22.2993
67	17.5716	21.6591	17.5716	21.6591	17.5716	21.6591	17.5716	21.6591	17.5716	21.6591	17.5716	21.6591

68	16.8964	21.0127	16.8964	21.0127	16.8964	21.0127	16.8964	21.0127	16.8964	21.0127	16.8964	21.0127
69	16.2185	20.3604	16.2185	20.3604	16.2185	20.3604	16.2185	20.3604	16.2185	20.3604	16.2185	20.3604
70	15.5385	19.7027	15.5385	19.7027	15.5385	19.7027	15.5385	19.7027	15.5385	19.7027	15.5385	19.7027
71	14.8577	19.0395	14.8577	19.0395	14.8577	19.0395	14.8577	19.0395	14.8577	19.0395	14.8577	19.0395
72	14.3490	18.4355	14.3490	18.4355	14.3490	18.4355	14.3490	18.4355	14.3490	18.4355	14.3490	18.4355
73	13.6616	17.7601	13.6616	17.7601	13.6616	17.7601	13.6616	17.7601	13.6616	17.7601	13.6616	17.7601
74	13.1564	17.1505	13.1564	17.1505	13.1564	17.1505	13.1564	17.1505	13.1564	17.1505	13.1564	17.1505
75	12.4647	16.4661	12.4647	16.4661	12.4647	16.4661	12.4647	16.4661	12.4647	16.4661	12.4647	16.4661
76	11.9658	15.8562	11.9658	15.8562	11.9658	15.8562	11.9658	15.8562	11.9658	15.8562	11.9658	15.8562
77	11.2757	15.1689	11.2757	15.1689	11.2757	15.1689	11.2757	15.1689	11.2757	15.1689	11.2757	15.1689
78	10.7892	14.5639	10.7892	14.5639	10.7892	14.5639	10.7892	14.5639	10.7892	14.5639	10.7892	14.5639
79	10.1093	13.8793	10.1093	13.8793	10.1093	13.8793	10.1093	13.8793	10.1093	13.8793	10.1093	13.8793
80	9.6409	13.2834	9.6409	13.2834	9.6409	13.2834	9.6409	13.2834	9.6409	13.2834	9.6409	13.2834
81	8.9814	12.6080	8.9814	12.6080	8.9814	12.6080	8.9814	12.6080	8.9814	12.6080	8.9814	12.6080
82	8.5356	12.0269	8.5356	12.0269	8.5356	12.0269	8.5356	12.0269	8.5356	12.0269	8.5356	12.0269
83	7.9112	11.3722	7.9112	11.3722	7.9112	11.3722	7.9112	11.3722	7.9112	11.3722	7.9112	11.3722
84	7.4952	10.8150	7.4952	10.8150	7.4952	10.8150	7.4952	10.8150	7.4952	10.8150	7.4952	10.8150
85	6.9255	10.1965	6.9255	10.1965	6.9255	10.1965	6.9255	10.1965	6.9255	10.1965	6.9255	10.1965
86	6.5437	9.6724	6.5437	9.6724	6.5437	9.6724	6.5437	9.6724	6.5437	9.6724	6.5437	9.6724
87	6.0589	9.1108	6.0589	9.1108	6.0589	9.1108	6.0589	9.1108	6.0589	9.1108	6.0589	9.1108
88	5.7176	8.6299	5.7176	8.6299	5.7176	8.6299	5.7176	8.6299	5.7176	8.6299	5.7176	8.6299
89	5.3976	8.1791	5.3976	8.1791	5.3976	8.1791	5.3976	8.1791	5.3976	8.1791	5.3976	8.1791
90	5.0966	7.7574	5.0966	7.7574	5.0966	7.7574	5.0966	7.7574	5.0966	7.7574	5.0966	7.7574
91	4.8126	7.3622	4.8126	7.3622	4.8126	7.3622	4.8126	7.3622	4.8126	7.3622	4.8126	7.3622
92	4.5437	6.9848	4.5437	6.9848	4.5437	6.9848	4.5437	6.9848	4.5437	6.9848	4.5437	6.9848
93	4.2891	6.6240	4.2891	6.6240	4.2891	6.6240	4.2891	6.6240	4.2891	6.6240	4.2891	6.6240
94	4.0477	6.2807	4.0477	6.2807	4.0477	6.2807	4.0477	6.2807	4.0477	6.2807	4.0477	6.2807
95	3.8203	5.9579	3.8203	5.9579	3.8203	5.9579	3.8203	5.9579	3.8203	5.9579	3.8203	5.9579
96	3.6082	5.6581	3.6082	5.6581	3.6082	5.6581	3.6082	5.6581	3.6082	5.6581	3.6082	5.6581
97	3.4144	5.3830	3.4144	5.3830	3.4144	5.3830	3.4144	5.3830	3.4144	5.3830	3.4144	5.3830
98	3.2419	5.1322	3.2419	5.1322	3.2419	5.1322	3.2419	5.1322	3.2419	5.1322	3.2419	5.1322
99	3.0919	4.9040	3.0919	4.9040	3.0919	4.9040	3.0919	4.9040	3.0919	4.9040	3.0919	4.9040
100	2.9637	4.6971	2.9637	4.6971	2.9637	4.6971	2.9637	4.6971	2.9637	4.6971	2.9637	4.6971
101	2.8245	4.4903	2.8245	4.4903	2.8245	4.4903	2.8245	4.4903	2.8245	4.4903	2.8245	4.4903
102	2.6924	4.2948	2.6924	4.2948	2.6924	4.2948	2.6924	4.2948	2.6924	4.2948	2.6924	4.2948
103	2.5657	4.1093	2.5657	4.1093	2.5657	4.1093	2.5657	4.1093	2.5657	4.1093	2.5657	4.1093
104	2.4425	3.9322	2.4425	3.9322	2.4425	3.9322	2.4425	3.9322	2.4425	3.9322	2.4425	3.9322
105	2.3192	3.7620	2.3192	3.7620	2.3192	3.7620	2.3192	3.7620	2.3192	3.7620	2.3192	3.7620
106	2.1908	3.5968	2.1908	3.5968	2.1908	3.5968	2.1908	3.5968	2.1908	3.5968	2.1908	3.5968
107	2.0482	3.4341	2.0482	3.4341	2.0482	3.4341	2.0482	3.4341	2.0482	3.4341	2.0482	3.4341
108	1.8757	3.2708	1.8757	3.2708	1.8757	3.2708	1.8757	3.2708	1.8757	3.2708	1.8757	3.2708
109	1.6444	3.1026	1.6444	3.1026	1.6444	3.1026	1.6444	3.1026	1.6444	3.1026	1.6444	3.1026
110	1.3002	2.9237	1.3002	2.9237	1.3002	2.9237	1.3002	2.9237	1.3002	2.9237	1.3002	2.9237

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第4を次のように改める。

別表第4 通算企業年金現価率(3)(第49条、附則第13条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が15歳以上110歳以下のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.4393	8.5851	7.0762	8.2220	6.7212	7.8669	6.3739	7.5197	6.0343	7.1800	5.7022	6.8479
16	7.6035	8.7749	7.2323	8.4037	6.8692	8.0406	6.5142	7.6856	6.1669	7.3383	5.8273	6.9987
17	7.7715	8.9690	7.3920	8.5894	7.0208	8.2182	6.6577	7.8552	6.3027	7.5001	5.9554	7.1528
18	7.9435	9.1675	7.5554	8.7794	7.1758	8.3999	6.8046	8.0286	6.4415	7.6656	6.0865	7.3105
19	8.1194	9.3706	7.7225	8.9737	7.3344	8.5856	6.9549	8.2060	6.5837	7.8348	6.2206	7.4717
20	8.2993	9.5782	7.8935	9.1724	7.4967	8.7756	7.1086	8.3875	6.7291	8.0079	6.3579	7.6367
21	8.4833	9.7906	8.0684	9.3757	7.6627	8.9699	7.2658	8.5731	6.8777	8.1850	6.4982	7.8054
22	8.6714	10.0078	8.2472	9.5836	7.8323	9.1687	7.4265	8.7629	7.0297	8.3660	6.6416	7.9779
23	8.8636	10.2299	8.4299	9.7962	8.0057	9.3719	7.5908	8.9571	7.1851	8.5513	6.7882	8.1544
24	9.0602	10.4571	8.6167	10.0136	8.1830	9.5799	7.7588	9.1556	7.3439	8.7407	6.9382	8.3350
25	9.2613	10.6895	8.8078	10.2360	8.3643	9.7925	7.9306	9.3587	7.5064	8.9345	7.0915	8.5196
26	9.4669	10.9270	9.0032	10.4633	8.5497	10.0097	8.1062	9.5662	7.6725	9.1325	7.2483	8.7082
27	9.6772	11.1698	9.2031	10.6956	8.7394	10.2319	8.2859	9.7784	7.8424	9.3349	7.4087	8.9011
28	9.8922	11.4181	9.4074	10.9333	8.9333	10.4591	8.4696	9.9954	8.0162	9.5419	7.5727	9.0984
29	10.1122	11.6720	9.6165	11.1763	9.1317	10.6915	8.6576	10.2173	8.1939	9.7536	7.7404	9.3001
30	10.3371	11.9316	9.8303	11.4248	9.3346	10.9291	8.8498	10.4443	8.3757	9.9702	7.9120	9.5065
31	10.5672	12.1972	10.0489	11.6790	9.5421	11.1721	9.0464	10.6764	8.5616	10.1916	8.0875	9.7175
32	10.8024	12.4688	10.2726	11.9389	9.7543	11.4206	9.2475	10.9138	8.7518	10.4181	8.2671	9.9333
33	11.0431	12.7465	10.5013	12.2047	9.9714	11.6748	9.4532	11.1565	8.9463	10.6497	8.4507	10.1540
34	11.2892	13.0306	10.7352	12.4766	10.1934	11.9348	9.6636	11.4049	9.1453	10.8866	8.6385	10.3798
35	11.5410	13.3214	10.9745	12.7549	10.4205	12.2009	9.8787	11.6591	9.3489	11.1292	8.8306	10.6109
36	11.7985	13.6189	11.2193	13.0397	10.6529	12.4732	10.0989	11.9192	9.5571	11.3774	9.0272	10.8475
37	12.0619	13.9232	11.4697	13.3309	10.8905	12.7517	10.3240	12.1852	9.7701	11.6312	9.2283	11.0894
38	12.3314	14.2344	11.7258	13.6288	11.1336	13.0366	10.5544	12.4574	9.9880	11.8909	9.4340	11.3369
39	12.6072	14.5528	11.9880	13.9336	11.3825	13.3280	10.7902	12.7358	10.2111	12.1566	9.6446	11.5901
40	12.8893	14.8786	12.2562	14.2455	11.6371	13.6263	11.0315	13.0207	10.4393	12.4285	9.8602	11.8493
41	13.1784	15.2120	12.5311	14.5646	11.8980	13.9315	11.2788	13.3123	10.6733	12.7068	10.0811	12.1145
42	13.4742	15.5531	12.8123	14.8912	12.1650	14.2438	11.5319	13.6107	10.9128	12.9915	10.3072	12.3860
43	13.7770	15.9022	13.1003	15.2254	12.4384	14.5635	11.7910	13.9161	11.1580	13.2830	10.5388	12.6638
44	14.0871	16.2594	13.3951	15.5674	12.7184	14.8906	12.0565	14.2287	11.4091	13.5813	10.7761	12.9482
45	14.4047	16.6251	13.6971	15.9175	13.0051	15.2255	12.3284	14.5487	11.6665	13.8868	11.0192	13.2394
46	14.7300	16.9994	14.0065	16.2759	13.2989	15.5683	12.6069	14.8763	11.9302	14.1995	11.2683	13.5375
47	15.0633	17.3825	14.3235	16.6428	13.6000	15.9193	12.8925	15.2117	12.2005	14.5196	11.5237	13.8428
48	15.4047	17.7748	14.6483	17.0184	13.9086	16.2786	13.1851	15.5551	12.4775	14.8475	11.7855	14.1555
49	15.7548	18.1765	14.9814	17.4031	14.2250	16.6466	13.4852	15.9069	12.7617	15.1834	12.0542	14.4758
50	16.1137	18.5879	15.3229	17.7971	14.5495	17.0236	13.7931	16.2672	13.0533	15.5274	12.3298	14.8039
51	16.4818	19.0092	15.6732	18.2006	14.8824	17.4098	14.1090	16.6364	13.3526	15.8799	12.6128	15.1402
52	16.8593	19.4407	16.0325	18.6139	15.2239	17.8053	14.4331	17.0145	13.6597	16.2410	12.9033	15.4846
53	17.2466	19.8825	16.4012	19.0371	15.5744	18.2103	14.7658	17.4017	13.9750	16.6109	13.2016	15.8374
54	17.6440	20.3350	16.7796	19.4705	15.9342	18.6251	15.1074	17.7983	14.2988	16.9897	13.5080	16.1989
55	18.0519	20.7983	17.1681	19.9144	16.3036	19.0500	15.4583	18.2046	14.6315	17.3778	13.8229	16.5692
56	18.4705	21.2728	17.5668	20.3691	16.6829	19.4852	15.8185	18.6208	14.9731	17.7754	14.1463	16.9486
57	18.9000	21.7588	17.9759	20.8347	17.0722	19.9310	16.1884	19.0471	15.3239	18.1827	14.4786	17.3373
58	19.3407	22.2566	18.3959	21.3118	17.4718	20.3877	16.5681	19.4839	15.6842	18.6001	14.8198	17.7356
59	19.7931	22.7665	18.8270	21.8004	17.8821	20.8556	16.9581	19.9315	16.0543	19.0277	15.1705	18.1438
60	20.2578	23.2891	19.2700	22.3012	18.3038	21.3351	17.3590	20.3902	16.4349	19.4662	15.5312	18.5624
61	19.7254	22.8145	19.7254	22.8145	18.7375	21.8267	17.7714	20.8605	16.8265	19.9157	15.9025	18.9916
62	19.1839	22.3307	19.1839	22.3307	19.1839	22.3307	18.1960	21.3428	17.2299	20.3767	16.2850	19.4319
63	18.6338	21.8376	18.6338	21.8376	18.6338	21.8376	18.6338	21.8376	17.6459	20.8498	16.6798	19.8836
64	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	17.0878	20.3473

65	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236
66	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030
67	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736
68	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354
69	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886
70	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335
71	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702
72	13.5362	17.0591	13.5362	17.0591	13.5362	17.0591	13.5362	17.0591	13.5362	17.0591	13.5362	17.0591
73	12.9215	16.4781	12.9215	16.4781	12.9215	16.4781	12.9215	16.4781	12.9215	16.4781	12.9215	16.4781
74	12.4751	15.9558	12.4751	15.9558	12.4751	15.9558	12.4751	15.9558	12.4751	15.9558	12.4751	15.9558
75	11.8499	15.3596	11.8499	15.3596	11.8499	15.3596	11.8499	15.3596	11.8499	15.3596	11.8499	15.3596
76	11.4043	14.8307	11.4043	14.8307	11.4043	14.8307	11.4043	14.8307	11.4043	14.8307	11.4043	14.8307
77	10.7739	14.2249	10.7739	14.2249	10.7739	14.2249	10.7739	14.2249	10.7739	14.2249	10.7739	14.2249
78	10.3347	13.6940	10.3347	13.6940	10.3347	13.6940	10.3347	13.6940	10.3347	13.6940	10.3347	13.6940
79	9.7072	13.0835	9.7072	13.0835	9.7072	13.0835	9.7072	13.0835	9.7072	13.0835	9.7072	13.0835
80	9.2801	12.5548	9.2801	12.5548	9.2801	12.5548	9.2801	12.5548	9.2801	12.5548	9.2801	12.5548
81	8.6658	11.9458	8.6658	11.9458	8.6658	11.9458	8.6658	11.9458	8.6658	11.9458	8.6658	11.9458
82	8.2553	11.4245	8.2553	11.4245	8.2553	11.4245	8.2553	11.4245	8.2553	11.4245	8.2553	11.4245
83	7.6685	10.8282	7.6685	10.8282	7.6685	10.8282	7.6685	10.8282	7.6685	10.8282	7.6685	10.8282
84	7.2820	10.3233	7.2820	10.3233	7.2820	10.3233	7.2820	10.3233	7.2820	10.3233	7.2820	10.3233
85	6.7426	9.7550	6.7426	9.7550	6.7426	9.7550	6.7426	9.7550	6.7426	9.7550	6.7426	9.7550
86	6.3851	9.2756	6.3851	9.2756	6.3851	9.2756	6.3851	9.2756	6.3851	9.2756	6.3851	9.2756
87	5.9237	8.7559	5.9237	8.7559	5.9237	8.7559	5.9237	8.7559	5.9237	8.7559	5.9237	8.7559
88	5.6020	8.3126	5.6020	8.3126	5.6020	8.3126	5.6020	8.3126	5.6020	8.3126	5.6020	8.3126
89	5.2997	7.8959	5.2997	7.8959	5.2997	7.8959	5.2997	7.8959	5.2997	7.8959	5.2997	7.8959
90	5.0146	7.5050	5.0146	7.5050	5.0146	7.5050	5.0146	7.5050	5.0146	7.5050	5.0146	7.5050
91	4.7449	7.1377	4.7449	7.1377	4.7449	7.1377	4.7449	7.1377	4.7449	7.1377	4.7449	7.1377
92	4.4889	6.7858	4.4889	6.7858	4.4889	6.7858	4.4889	6.7858	4.4889	6.7858	4.4889	6.7858
93	4.2459	6.4484	4.2459	6.4484	4.2459	6.4484	4.2459	6.4484	4.2459	6.4484	4.2459	6.4484
94	4.0150	6.1264	4.0150	6.1264	4.0150	6.1264	4.0150	6.1264	4.0150	6.1264	4.0150	6.1264
95	3.7969	5.8228	3.7969	5.8228	3.7969	5.8228	3.7969	5.8228	3.7969	5.8228	3.7969	5.8228
96	3.5931	5.5403	3.5931	5.5403	3.5931	5.5403	3.5931	5.5403	3.5931	5.5403	3.5931	5.5403
97	3.4066	5.2806	3.4066	5.2806	3.4066	5.2806	3.4066	5.2806	3.4066	5.2806	3.4066	5.2806
98	3.2404	5.0434	3.2404	5.0434	3.2404	5.0434	3.2404	5.0434	3.2404	5.0434	3.2404	5.0434
99	3.0958	4.8275	3.0958	4.8275	3.0958	4.8275	3.0958	4.8275	3.0958	4.8275	3.0958	4.8275
100	2.9722	4.6316	2.9722	4.6316	2.9722	4.6316	2.9722	4.6316	2.9722	4.6316	2.9722	4.6316
101	2.8377	4.4352	2.8377	4.4352	2.8377	4.4352	2.8377	4.4352	2.8377	4.4352	2.8377	4.4352
102	2.7099	4.2494	2.7099	4.2494	2.7099	4.2494	2.7099	4.2494	2.7099	4.2494	2.7099	4.2494
103	2.5873	4.0727	2.5873	4.0727	2.5873	4.0727	2.5873	4.0727	2.5873	4.0727	2.5873	4.0727
104	2.4679	3.9039	2.4679	3.9039	2.4679	3.9039	2.4679	3.9039	2.4679	3.9039	2.4679	3.9039
105	2.3484	3.7414	2.3484	3.7414	2.3484	3.7414	2.3484	3.7414	2.3484	3.7414	2.3484	3.7414
106	2.2236	3.5836	2.2236	3.5836	2.2236	3.5836	2.2236	3.5836	2.2236	3.5836	2.2236	3.5836
107	2.0849	3.4279	2.0849	3.4279	2.0849	3.4279	2.0849	3.4279	2.0849	3.4279	2.0849	3.4279
108	1.9165	3.2715	1.9165	3.2715	1.9165	3.2715	1.9165	3.2715	1.9165	3.2715	1.9165	3.2715
109	1.6897	3.1102	1.6897	3.1102	1.6897	3.1102	1.6897	3.1102	1.6897	3.1102	1.6897	3.1102
110	1.3500	2.9381	1.3500	2.9381	1.3500	2.9381	1.3500	2.9381	1.3500	2.9381	1.3500	2.9381

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.5139	8.6662	7.1508	8.3031	6.7958	7.9480	6.4485	7.6007	6.1089	7.2610	5.7767	6.9288
16	7.6774	8.8553	7.3062	8.4841	6.9431	8.1210	6.5880	7.7659	6.2408	7.4186	5.9011	7.0789
17	7.8447	9.0487	7.4651	8.6691	7.0939	8.2979	6.7308	7.9348	6.3758	7.5797	6.0285	7.2324
18	8.0159	9.2466	7.6278	8.8584	7.2482	8.4788	6.8770	8.1076	6.5139	7.7445	6.1588	7.3894
19	8.1911	9.4489	7.7942	9.0520	7.4061	8.6639	7.0265	8.2843	6.6553	7.9130	6.2922	7.5500
20	8.3703	9.6558	7.9645	9.2500	7.5677	8.8532	7.1796	8.4650	6.8000	8.0854	6.4288	7.7142
21	8.5536	9.8675	8.1387	9.4526	7.7329	9.0468	7.3360	8.6499	6.9479	8.2618	6.5683	7.8822
22	8.7409	10.0840	8.3167	9.6597	7.9018	9.2448	7.4960	8.8390	7.0992	8.4422	6.7110	8.0540
23	8.9324	10.3054	8.4986	9.8716	8.0744	9.4474	7.6595	9.0325	7.2537	8.6267	6.8569	8.2298
24	9.1282	10.5319	8.6847	10.0884	8.2509	9.6546	7.8267	9.2303	7.4118	8.8154	7.0060	8.4096
25	9.3285	10.7635	8.8750	10.3100	8.4315	9.8664	7.9977	9.4326	7.5735	9.0084	7.1586	8.5935
26	9.5333	11.0002	9.0696	10.5365	8.6161	10.0830	8.1726	9.6395	7.7388	9.2057	7.3146	8.7814
27	9.7428	11.2423	9.2687	10.7681	8.8050	10.3044	8.3515	9.8509	7.9080	9.4074	7.4742	8.9736
28	9.9570	11.4898	9.4723	11.0050	8.9981	10.5309	8.5344	10.0672	8.0809	9.6136	7.6374	9.1701
29	10.1762	11.7430	9.6805	11.2473	9.1957	10.7624	8.7216	10.2883	8.2579	9.8246	7.8044	9.3711
30	10.4003	12.0019	9.8935	11.4950	9.3978	10.9993	8.9130	10.5145	8.4389	10.0404	7.9752	9.5766
31	10.6296	12.2667	10.1113	11.7484	9.6045	11.2415	9.1088	10.7458	8.6240	10.2610	8.1499	9.7869
32	10.8640	12.5374	10.3341	12.0075	9.8159	11.4893	9.3090	10.9824	8.8134	10.4867	8.3286	10.0019
33	11.1038	12.8144	10.5620	12.2726	10.0321	11.7427	9.5139	11.2244	9.0071	10.7176	8.5114	10.2218
34	11.3491	13.0977	10.7951	12.5437	10.2533	12.0018	9.7234	11.4719	9.2052	10.9537	8.6984	10.4468
35	11.6001	13.3877	11.0336	12.8212	10.4796	12.2672	9.9378	11.7254	9.4079	11.1955	8.8897	10.6772
36	11.8567	13.6844	11.2775	13.1052	10.7111	12.5387	10.1571	11.9847	9.6153	11.4428	9.0854	10.9129
37	12.1193	13.9878	11.5271	13.3956	10.9479	12.8164	10.3814	12.2499	9.8274	11.6959	9.2856	11.1541
38	12.3879	14.2982	11.7823	13.6927	11.1901	13.1004	10.6109	12.5212	10.0445	11.9548	9.4905	11.4007
39	12.6628	14.6158	12.0436	13.9966	11.4381	13.3910	10.8459	12.7988	10.2667	12.2196	9.7002	11.6531
40	12.9441	14.9408	12.3110	14.3077	11.6919	13.6885	11.0863	13.0829	10.4941	12.4907	9.9149	11.9115
41	13.2323	15.2733	12.5850	14.6260	11.9519	13.9929	11.3327	13.3737	10.7272	12.7681	10.1350	12.1759
42	13.5272	15.6136	12.8654	14.9517	12.2180	14.3044	11.5850	13.6713	10.9658	13.0521	10.3603	12.4465
43	13.8292	15.9619	13.1524	15.2851	12.4905	14.6232	11.8432	13.9758	11.2101	13.3427	10.5910	12.7235
44	14.1384	16.3182	13.4464	15.6262	12.7696	14.9494	12.1077	14.2875	11.4604	13.6402	10.8274	13.0071
45	14.4551	16.6830	13.7475	15.9755	13.0555	15.2834	12.3788	14.6067	11.7169	13.9448	11.0696	13.2974
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65												
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳以上55歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45	15.4584	17.9512	14.7233	17.2162	14.0027	16.4955	13.2962	15.7890	12.6035	15.0963	11.9244	14.4172
46	15.7675	18.3091	15.0178	17.5594	14.2828	16.8243	13.5621	16.1037	12.8556	15.3971	12.1630	14.7044
47	16.0836	18.6747	15.3189	17.9100	14.5692	17.1602	13.8341	16.4251	13.1135	15.7045	12.4070	14.9980
48	16.4068	19.0481	15.6268	18.2681	14.8621	17.5033	14.1123	16.7536	13.3773	16.0185	12.6567	15.2979
49	16.7375	19.4297	15.9419	18.6341	15.1618	17.8540	14.3971	17.0893	13.6474	16.3395	12.9123	15.6044
50	17.0758	19.8196	16.2643	19.0081	15.4687	18.2124	14.6886	17.4324	13.9239	16.6676	13.1742	15.9179
51	17.4221	20.2181	16.5943	19.3903	15.7828	18.5788	14.9872	17.7831	14.2072	17.0031	13.4424	16.2383
52	17.7765	20.6252	16.9322	19.7809	16.1044	18.9531	15.2929	18.1416	14.4973	17.3460	13.7173	16.5659
53	18.1394	21.0412	17.2782	20.1800	16.4339	19.3357	15.6062	18.5079	14.7946	17.6963	13.9990	16.9007
54	18.5112	21.4662	17.6328	20.5878	16.7716	19.7266	15.9273	18.8822	15.0995	18.0545	14.2880	17.2429
55	18.8919	21.9004	17.9959	21.0045	17.1175	20.1260	16.2563	19.2648	15.4120	18.4205	14.5843	17.5927
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65												
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が55歳以上65歳未満のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55	19.7373	23.0257	18.8290	22.1174	17.9363	21.2247	17.0589	20.3473	16.1967	19.4850	15.3492	18.6376
56	20.0965	23.4358	19.1723	22.5115	18.2640	21.6032	17.3713	20.7105	16.4939	19.8331	15.6317	18.9708
57	20.4637	23.8538	19.5233	22.9134	18.5991	21.9892	17.6907	21.0809	16.7980	20.1881	15.9207	19.3108
58	20.8389	24.2802	19.8821	23.3233	18.9417	22.3829	18.0175	21.4587	17.1092	20.5503	16.2165	19.6576
59	21.2227	24.7150	20.2491	23.7414	19.2922	22.7845	18.3518	21.8441	17.4276	20.9199	16.5193	20.0115
60	21.6154	25.1586	20.6248	24.1680	19.6512	23.1944	18.6944	22.2375	17.7540	21.2971	16.8297	20.3729
61	21.0098	24.6034	21.0098	24.6034	20.0192	23.6128	19.0456	22.6392	18.0887	21.6823	17.1483	20.7419
62	20.3967	24.0400	20.3967	24.0400	20.3967	24.0400	19.4061	23.0494	18.4325	22.0758	17.4757	21.1189
63	19.7768	23.4685	19.7768	23.4685	19.7768	23.4685	19.7768	23.4685	18.7862	22.4779	17.8126	21.5043
64	19.1508	22.8889	19.1508	22.8889	19.1508	22.8889	19.1508	22.8889	19.1508	22.8889	18.1602	21.8983
65	18.5192	22.3014	18.5192	22.3014	18.5192	22.3014	18.5192	22.3014	18.5192	22.3014	18.5192	22.3014
66												
67												

68											
69											
70											
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77											
78											
79											
80											
81											
82											
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が65歳以上のもの

支給開始年齢	60歳の場合		61歳の場合		62歳の場合		63歳の場合		64歳の場合		65歳の場合	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65	19.0402	23.0796	19.0402	23.0796	19.0402	23.0796	19.0402	23.0796	19.0402	23.0796	19.0402	23.0796
66	18.3693	22.4434	18.3693	22.4434	18.3693	22.4434	18.3693	22.4434	18.3693	22.4434	18.3693	22.4434
67	17.6950	21.8009	17.6950	21.8009	17.6950	21.8009	17.6950	21.8009	17.6950	21.8009	17.6950	21.8009

68	17.0176	21.1521	17.0176	21.1521	17.0176	21.1521	17.0176	21.1521	17.0176	21.1521	17.0176	21.1521
69	16.3375	20.4974	16.3375	20.4974	16.3375	20.4974	16.3375	20.4974	16.3375	20.4974	16.3375	20.4974
70	15.6553	19.8372	15.6553	19.8372	15.6553	19.8372	15.6553	19.8372	15.6553	19.8372	15.6553	19.8372
71	14.9724	19.1716	14.9724	19.1716	14.9724	19.1716	14.9724	19.1716	14.9724	19.1716	14.9724	19.1716
72	14.4616	18.5652	14.4616	18.5652	14.4616	18.5652	14.4616	18.5652	14.4616	18.5652	14.4616	18.5652
73	13.7720	17.8874	13.7720	17.8874	13.7720	17.8874	13.7720	17.8874	13.7720	17.8874	13.7720	17.8874
74	13.2646	17.2754	13.2646	17.2754	13.2646	17.2754	13.2646	17.2754	13.2646	17.2754	13.2646	17.2754
75	12.5709	16.5885	12.5709	16.5885	12.5709	16.5885	12.5709	16.5885	12.5709	16.5885	12.5709	16.5885
76	12.0699	15.9762	12.0699	15.9762	12.0699	15.9762	12.0699	15.9762	12.0699	15.9762	12.0699	15.9762
77	11.3777	15.2866	11.3777	15.2866	11.3777	15.2866	11.3777	15.2866	11.3777	15.2866	11.3777	15.2866
78	10.8891	14.6791	10.8891	14.6791	10.8891	14.6791	10.8891	14.6791	10.8891	14.6791	10.8891	14.6791
79	10.2072	13.9922	10.2072	13.9922	10.2072	13.9922	10.2072	13.9922	10.2072	13.9922	10.2072	13.9922
80	9.7369	13.3940	9.7369	13.3940	9.7369	13.3940	9.7369	13.3940	9.7369	13.3940	9.7369	13.3940
81	9.0756	12.7163	9.0756	12.7163	9.0756	12.7163	9.0756	12.7163	9.0756	12.7163	9.0756	12.7163
82	8.6279	12.1329	8.6279	12.1329	8.6279	12.1329	8.6279	12.1329	8.6279	12.1329	8.6279	12.1329
83	8.0019	11.4761	8.0019	11.4761	8.0019	11.4761	8.0019	11.4761	8.0019	11.4761	8.0019	11.4761
84	7.5842	10.9168	7.5842	10.9168	7.5842	10.9168	7.5842	10.9168	7.5842	10.9168	7.5842	10.9168
85	7.0130	10.2963	7.0130	10.2963	7.0130	10.2963	7.0130	10.2963	7.0130	10.2963	7.0130	10.2963
86	6.6298	9.7702	6.6298	9.7702	6.6298	9.7702	6.6298	9.7702	6.6298	9.7702	6.6298	9.7702
87	6.1437	9.2067	6.1437	9.2067	6.1437	9.2067	6.1437	9.2067	6.1437	9.2067	6.1437	9.2067
88	5.8011	8.7240	5.8011	8.7240	5.8011	8.7240	5.8011	8.7240	5.8011	8.7240	5.8011	8.7240
89	5.4799	8.2716	5.4799	8.2716	5.4799	8.2716	5.4799	8.2716	5.4799	8.2716	5.4799	8.2716
90	5.1779	7.8484	5.1779	7.8484	5.1779	7.8484	5.1779	7.8484	5.1779	7.8484	5.1779	7.8484
91	4.8928	7.4517	4.8928	7.4517	4.8928	7.4517	4.8928	7.4517	4.8928	7.4517	4.8928	7.4517
92	4.6229	7.0729	4.6229	7.0729	4.6229	7.0729	4.6229	7.0729	4.6229	7.0729	4.6229	7.0729
93	4.3673	6.7108	4.3673	6.7108	4.3673	6.7108	4.3673	6.7108	4.3673	6.7108	4.3673	6.7108
94	4.1251	6.3662	4.1251	6.3662	4.1251	6.3662	4.1251	6.3662	4.1251	6.3662	4.1251	6.3662
95	3.8968	6.0423	3.8968	6.0423	3.8968	6.0423	3.8968	6.0423	3.8968	6.0423	3.8968	6.0423
96	3.6839	5.7414	3.6839	5.7414	3.6839	5.7414	3.6839	5.7414	3.6839	5.7414	3.6839	5.7414
97	3.4894	5.4653	3.4894	5.4653	3.4894	5.4653	3.4894	5.4653	3.4894	5.4653	3.4894	5.4653
98	3.3163	5.2135	3.3163	5.2135	3.3163	5.2135	3.3163	5.2135	3.3163	5.2135	3.3163	5.2135
99	3.1658	4.9845	3.1658	4.9845	3.1658	4.9845	3.1658	4.9845	3.1658	4.9845	3.1658	4.9845
100	3.0370	4.7769	3.0370	4.7769	3.0370	4.7769	3.0370	4.7769	3.0370	4.7769	3.0370	4.7769
101	2.8973	4.5693	2.8973	4.5693	2.8973	4.5693	2.8973	4.5693	2.8973	4.5693	2.8973	4.5693
102	2.7647	4.3731	2.7647	4.3731	2.7647	4.3731	2.7647	4.3731	2.7647	4.3731	2.7647	4.3731
103	2.6376	4.1869	2.6376	4.1869	2.6376	4.1869	2.6376	4.1869	2.6376	4.1869	2.6376	4.1869
104	2.5139	4.0091	2.5139	4.0091	2.5139	4.0091	2.5139	4.0091	2.5139	4.0091	2.5139	4.0091
105	2.3902	3.8383	2.3902	3.8383	2.3902	3.8383	2.3902	3.8383	2.3902	3.8383	2.3902	3.8383
106	2.2613	3.6725	2.2613	3.6725	2.2613	3.6725	2.2613	3.6725	2.2613	3.6725	2.2613	3.6725
107	2.1182	3.5092	2.1182	3.5092	2.1182	3.5092	2.1182	3.5092	2.1182	3.5092	2.1182	3.5092
108	1.9450	3.3453	1.9450	3.3453	1.9450	3.3453	1.9450	3.3453	1.9450	3.3453	1.9450	3.3453
109	1.7129	3.1765	1.7129	3.1765	1.7129	3.1765	1.7129	3.1765	1.7129	3.1765	1.7129	3.1765
110	1.3674	2.9969	1.3674	2.9969	1.3674	2.9969	1.3674	2.9969	1.3674	2.9969	1.3674	2.9969

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第6を次のように改める。

別表第6 死亡一時金支給乗率(1)(第53条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのものであつて、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が15歳以上110歳以下のもの

支給開始年齢 年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
15歳	5.9200	5.5573	5.2026	4.8557	4.5164	4.1846
16	6.0532	5.6823	5.3197	4.9650	4.6181	4.2788
17	6.1894	5.8102	5.4393	5.0767	4.7220	4.3751
18	6.3286	5.9409	5.5617	5.1909	4.8282	4.4735
19	6.4710	6.0746	5.6869	5.3077	4.9368	4.5742
20	6.6166	6.2113	5.8148	5.4271	5.0479	4.6771
21	6.7655	6.3510	5.9457	5.5492	5.1615	4.7823
22	6.9177	6.4939	6.0794	5.6741	5.2776	4.8899
23	7.0734	6.6400	6.2162	5.8017	5.3964	4.9999
24	7.2325	6.7894	6.3561	5.9323	5.5178	5.1124
25	7.3953	6.9422	6.4991	6.0658	5.6420	5.2275
26	7.5616	7.0984	6.6453	6.2022	5.7689	5.3451
27	7.7318	7.2581	6.7948	6.3418	5.8987	5.4654
28	7.9057	7.4214	6.9477	6.4845	6.0314	5.5883
29	8.0836	7.5884	7.1041	6.6304	6.1671	5.7141
30	8.2655	7.7591	7.2639	6.7796	6.3059	5.8426
31	8.4515	7.9337	7.4273	6.9321	6.4478	5.9741
32	8.6416	8.1122	7.5945	7.0881	6.5928	6.1085
33	8.8361	8.2947	7.7653	7.2476	6.7412	6.2460
34	9.0349	8.4814	7.9400	7.4106	6.8929	6.3865
35	9.2382	8.6722	8.1187	7.5774	7.0479	6.5302
36	9.4460	8.8673	8.3014	7.7479	7.2065	6.6771
37	9.6586	9.0668	8.4881	7.9222	7.3687	6.8273
38	9.8759	9.2709	8.6791	8.1004	7.5345	6.9810
39	10.0981	9.4794	8.8744	8.2827	7.7040	7.1380
40	10.3253	9.6927	9.0741	8.4691	7.8773	7.2986
41	10.5576	9.9108	9.2783	8.6596	8.0546	7.4629
42	10.7952	10.1338	9.4870	8.8545	8.2358	7.6308
43	11.0381	10.3618	9.7005	9.0537	8.4211	7.8025
44	11.2864	10.5950	9.9187	9.2574	8.6106	7.9780
45	11.5404	10.8334	10.1419	9.4657	8.8043	8.1575
46	11.8000	11.0771	10.3701	9.6787	9.0024	8.3411
47	12.0655	11.3263	10.6034	9.8964	9.2050	8.5287
48	12.3370	11.5812	10.8420	10.1191	9.4121	8.7206
49	12.6146	11.8418	11.0859	10.3468	9.6239	8.9169
50	12.8984	12.1082	11.3354	10.5796	9.8404	9.1175
51	13.1886	12.3806	11.5904	10.8176	10.0618	9.3226
52	13.4854	12.6592	11.8512	11.0610	10.2882	9.5324
53	13.7888	12.9440	12.1179	11.3099	10.5197	9.7469
54	14.0990	13.2353	12.3905	11.5644	10.7564	9.9662
55	14.4163	13.5331	12.6693	11.8246	10.9984	10.1904
56	14.7406	13.8376	12.9544	12.0906	11.2459	10.4197
57	15.0723	14.1489	13.2458	12.3626	11.4989	10.6541
58	15.4114	14.4673	13.5439	12.6408	11.7576	10.8939
59	15.7582	14.7928	13.8486	12.9252	12.0222	11.1390
60	16.1127	15.1256	14.1602	13.2160	12.2927	11.3896
61		15.4659	14.4788	13.5134	12.5692	11.6459
62			14.8046	13.8175	12.8520	11.9079
63				14.1283	13.1412	12.1758
64					13.4369	12.4498

65						12.7299
----	--	--	--	--	--	---------

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳未満のもの

支給開始年齢 年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
15歳	5.9200	5.5573	5.2026	4.8557	4.5164	4.1846
16	6.0532	5.6823	5.3197	4.9650	4.6181	4.2788
17	6.1894	5.8102	5.4393	5.0767	4.7220	4.3751
18	6.3286	5.9409	5.5617	5.1909	4.8282	4.4735
19	6.4710	6.0746	5.6869	5.3077	4.9368	4.5742
20	6.6166	6.2113	5.8148	5.4271	5.0479	4.6771
21	6.7655	6.3510	5.9457	5.5492	5.1615	4.7823
22	6.9177	6.4939	6.0794	5.6741	5.2776	4.8899
23	7.0734	6.6400	6.2162	5.8017	5.3964	4.9999
24	7.2325	6.7894	6.3561	5.9323	5.5178	5.1124
25	7.3953	6.9422	6.4991	6.0658	5.6420	5.2275
26	7.5616	7.0984	6.6453	6.2022	5.7689	5.3451
27	7.7318	7.2581	6.7948	6.3418	5.8987	5.4654
28	7.9057	7.4214	6.9477	6.4845	6.0314	5.5883
29	8.0836	7.5884	7.1041	6.6304	6.1671	5.7141
30	8.2655	7.7591	7.2639	6.7796	6.3059	5.8426
31	8.4515	7.9337	7.4273	6.9321	6.4478	5.9741
32	8.6416	8.1122	7.5945	7.0881	6.5928	6.1085
33	8.8361	8.2947	7.7653	7.2476	6.7412	6.2460
34	9.0349	8.4814	7.9400	7.4106	6.8929	6.3865
35	9.2382	8.6722	8.1187	7.5774	7.0479	6.5302
36	9.4460	8.8673	8.3014	7.7479	7.2065	6.6771
37	9.6586	9.0668	8.4881	7.9222	7.3687	6.8273
38	9.8759	9.2709	8.6791	8.1004	7.5345	6.9810
39	10.0981	9.4794	8.8744	8.2827	7.7040	7.1380
40	10.3253	9.6927	9.0741	8.4691	7.8773	7.2986
41	10.5576	9.9108	9.2783	8.6596	8.0546	7.4629
42	10.7952	10.1338	9.4870	8.8545	8.2358	7.6308
43	11.0381	10.3618	9.7005	9.0537	8.4211	7.8025
44	11.2864	10.5950	9.9187	9.2574	8.6106	7.9780
45	11.5404	10.8334	10.1419	9.4657	8.8043	8.1575
46	11.8000	11.0771	10.3701	9.6787	9.0024	8.3411
47	12.0655	11.3263	10.6034	9.8964	9.2050	8.5287
48	12.3370	11.5812	10.8420	10.1191	9.4121	8.7206
49	12.6146	11.8418	11.0859	10.3468	9.6239	8.9169
50	12.8984	12.1082	11.3354	10.5796	9.8404	9.1175
51	13.1886	12.3806	11.5904	10.8176	10.0618	9.3226
52	13.4854	12.6592	11.8512	11.0610	10.2882	9.5324
53	13.7888	12.9440	12.1179	11.3099	10.5197	9.7469
54	14.0990	13.2353	12.3905	11.5644	10.7564	9.9662
55	14.4163	13.5331	12.6693	11.8246	10.9984	10.1904
56	14.7406	13.8376	12.9544	12.0906	11.2459	10.4197
57	15.0723	14.1489	13.2458	12.3626	11.4989	10.6541
58	15.4114	14.4673	13.5439	12.6408	11.7576	10.8939
59	15.7582	14.7928	13.8486	12.9252	12.0222	11.1390
60	16.1127	15.1256	14.1602	13.2160	12.2927	11.3896

61		15.4659	14.4788	13.5134	12.5692	11.6459
62			14.8046	13.8175	12.8520	11.9079
63				14.1283	13.1412	12.1758
64					13.4369	12.4498
65						12.7299

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳以上55歳未満のもの

支給開始年齢 年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
15歳						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45	12.2502	11.5157	10.7956	10.0897	9.3975	8.7190
46	12.4952	11.7460	11.0115	10.2914	9.5855	8.8933
47	12.7451	11.9810	11.2318	10.4973	9.7772	9.0712
48	13.0000	12.2206	11.4564	10.7072	9.9727	9.2526
49	13.2600	12.4650	11.6855	10.9214	10.1722	9.4377
50	13.5252	12.7143	11.9192	11.1398	10.3756	9.6264
51	13.7957	12.9686	12.1576	11.3626	10.5831	9.8190
52	14.0716	13.2279	12.4008	11.5898	10.7948	10.0154
53	14.3531	13.4925	12.6488	11.8216	11.0107	10.2157
54	14.6401	13.7623	12.9018	12.0581	11.2309	10.4200
55	14.9329	14.0376	13.1598	12.2992	11.4555	10.6284
56	15.2316	14.3183	13.4230	12.5452	11.6846	10.8409

57	15.5362	14.6047	13.6915	12.7961	11.9183	11.0578
58	15.8470	14.8968	13.9653	13.0520	12.1567	11.2789
59	16.1639	15.1947	14.2446	13.3131	12.3998	11.5045
60	16.4872	15.4986	14.5295	13.5793	12.6478	11.7346
61		15.8086	14.8201	13.8509	12.9008	11.9693
62			15.1165	14.1280	13.1588	12.2087
63				14.4105	13.4220	12.4528
64					13.6904	12.7019
65						12.9559

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が55歳以上65歳未満のもの

支給開始年齢 年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
15歳						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						

53						
54						
55	15.4726	14.5649	13.6728	12.7960	11.9344	11.0876
56	15.7433	14.8197	13.9121	13.0200	12.1432	11.2816
57	16.0188	15.0791	14.1555	13.2478	12.3557	11.4790
58	16.2992	15.3430	14.4032	13.4797	12.5720	11.6799
59	16.5844	15.6115	14.6553	13.7156	12.7920	11.8843
60	16.8746	15.8847	14.9118	13.9556	13.0158	12.0923
61		16.1627	15.1727	14.1998	13.2436	12.3039
62			15.4382	14.4483	13.4754	12.5192
63				14.7011	13.7112	12.7383
64					13.9511	12.9612
65						13.1880

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第7を次のように改める。

別表第7 死亡一時金支給乗率(2)(第53条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのもの

中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢 残存保証期間	15歳以上 110歳以下
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注) 残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のもの

中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢 残存保証期間	45歳未満	45歳以上 55歳未満	55歳以上 65歳未満	65歳以上
20年	16.1127	16.4872	16.8746	
19	15.4659	15.8086	16.1627	
18	14.8046	15.1165	15.4382	
17	14.1283	14.4105	14.7011	
16	13.4369	13.6904	13.9511	
15	12.7299	12.9559	13.1880	13.4264
14	12.0070	12.2067	12.4116	12.6216
13	11.2678	11.4426	11.6215	11.8046
12	10.5120	10.6631	10.8176	10.9755
11	9.7392	9.8681	9.9996	10.1339
10	8.9490	9.0572	9.1674	9.2797
9	8.1410	8.2300	8.3205	8.4126
8	7.3148	7.3863	7.4589	7.5326
7	6.4701	6.5257	6.5821	6.6393
6	5.6063	5.6479	5.6900	5.7327
5	4.7231	4.7526	4.7824	4.8124
4	3.8201	3.8393	3.8588	3.8784
3	2.8967	2.9078	2.9190	2.9303
2	1.9525	1.9577	1.9629	1.9681
1	0.9871	0.9885	0.9899	0.9914

0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
---	--------	--------	--------	--------

(注) 残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第8を次のように改める。

別表第8 選択一時金支給乗率(1)(第57条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのもの

保証期間 \ 中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢	15歳以上 110歳以下
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注) 保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のもの

保証期間 \ 中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢	45歳未満	45歳以上 55歳未満	55歳以上 65歳未満	65歳以上
20年	16.1127	16.4872	16.8746	
19	15.4659	15.8086	16.1627	
18	14.8046	15.1165	15.4382	
17	14.1283	14.4105	14.7011	
16	13.4369	13.6904	13.9511	
15	12.7299	12.9559	13.1880	13.4264
14	12.0070	12.2067	12.4116	12.6216
13	11.2678	11.4426	11.6215	11.8046
12	10.5120	10.6631	10.8176	10.9755
11	9.7392	9.8681	9.9996	10.1339
10	8.9490	9.0572	9.1674	9.2797
9	8.1410	8.2300	8.3205	8.4126
8	7.3148	7.3863	7.4589	7.5326

7	6.4701	6.5257	6.5821	6.6393
6	5.6063	5.6479	5.6900	5.7327
5	4.7231	4.7526	4.7824	4.8124
4	3.8201	3.8393	3.8588	3.8784
3	2.8967	2.9078	2.9190	2.9303
2	1.9525	1.9577	1.9629	1.9681
1	0.9871	0.9885	0.9899	0.9914
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第9を次のように改める。

別表第9 選択一時金支給乗率(2)(第57条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのもの

中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢 残存保証期間	15歳以上 110歳以下
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注) 残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のもの

中脱時移換月末年齢又は 解散時移換月末年齢 残存保証期間	45歳未満	45歳以上 55歳未満	55歳以上 65歳未満	65歳以上
20年	16.1127	16.4872	16.8746	
19	15.4659	15.8086	16.1627	
18	14.8046	15.1165	15.4382	
17	14.1283	14.4105	14.7011	
16	13.4369	13.6904	13.9511	
15	12.7299	12.9559	13.1880	13.4264

14	12.0070	12.2067	12.4116	12.6216
13	11.2678	11.4426	11.6215	11.8046
12	10.5120	10.6631	10.8176	10.9755
11	9.7392	9.8681	9.9996	10.1339
10	8.9490	9.0572	9.1674	9.2797
9	8.1410	8.2300	8.3205	8.4126
8	7.3148	7.3863	7.4589	7.5326
7	6.4701	6.5257	6.5821	6.6393
6	5.6063	5.6479	5.6900	5.7327
5	4.7231	4.7526	4.7824	4.8124
4	3.8201	3.8393	3.8588	3.8784
3	2.8967	2.9078	2.9190	2.9303
2	1.9525	1.9577	1.9629	1.9681
1	0.9871	0.9885	0.9899	0.9914
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{(A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率\} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

別表第10を次のように改める。

別表第10 定額事務費の額(第60条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日	金額
平成17年10月1日から平成26年9月30日まで	1,100円
平成26年10月1日以降	1,100円

別表第11を次のように改める。

別表第11 定率事務費の上限額(第49条、第60条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日	金額
平成17年10月1日から平成26年9月30日まで	35,000円
平成26年10月1日以降	33,000円

別表第12を次のように改める。

別表第12 返還事務費基準額(第73条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日	金額
平成17年10月1日から平成26年9月30日まで	3,800円
平成26年10月1日以降	5,000円

別表第13を次のように改める。

別表第13 予定利率(第38条、第50条関係)

中脱時算定日又は解散時算定日	中脱時移換月末年齢 又は解散時移換月末年齢	予定利率
平成17年10月1日から 平成26年9月30日まで	15歳以上110歳以下	年2.25%
	45歳未満	年2.25%
平成26年10月1日以降	45歳以上55歳未満	年2.00%
	55歳以上65歳未満	年1.75%
	65歳以上	年1.50%

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2 通算企業年金繰上減額率（附則第12条関係）

中脱時算定日又は解散時算定日が平成17年10月1日から平成26年9月30日までのものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が15歳以上110歳以下のもの

男子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0490	0.0969	0.1437	0.1895	0.2343
61		0.0000	0.0503	0.0995	0.1476	0.1947
62			0.0000	0.0517	0.1023	0.1518
63				0.0000	0.0533	0.1053
64					0.0000	0.0549
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

女子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0426	0.0842	0.1250	0.1648	0.2038
61		0.0000	0.0435	0.0860	0.1276	0.1683
62			0.0000	0.0444	0.0879	0.1304
63				0.0000	0.0454	0.0899
64					0.0000	0.0465
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳未満のもの

男子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0490	0.0969	0.1437	0.1895	0.2343
61		0.0000	0.0503	0.0995	0.1476	0.1947
62			0.0000	0.0517	0.1023	0.1518
63				0.0000	0.0533	0.1053
64					0.0000	0.0549
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

女子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0426	0.0842	0.1250	0.1648	0.2038
61		0.0000	0.0435	0.0860	0.1276	0.1683
62			0.0000	0.0444	0.0879	0.1304
63				0.0000	0.0454	0.0899
64					0.0000	0.0465
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が45歳以上55歳未満のもの

男子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0475	0.0941	0.1398	0.1846	0.2285
61		0.0000	0.0489	0.0968	0.1437	0.1897
62			0.0000	0.0503	0.0996	0.1479
63				0.0000	0.0518	0.1026
64					0.0000	0.0535
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

女子

支給開始年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0411	0.0814	0.1209	0.1596	0.1975
61		0.0000	0.0420	0.0831	0.1235	0.1630
62			0.0000	0.0429	0.0850	0.1263
63				0.0000	0.0439	0.0870
64					0.0000	0.0450
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

中脱時算定日又は解散時算定日が平成26年10月1日以降のものであって、中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢が55歳以上65歳未満のもの

男子

支給時年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0461	0.0914	0.1359	0.1797	0.2227
61		0.0000	0.0474	0.0940	0.1398	0.1849
62			0.0000	0.0489	0.0969	0.1441
63				0.0000	0.0504	0.0999
64					0.0000	0.0520
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

女子

支給時年齢 請求時年齢	60歳 の場合	61歳 の場合	62歳 の場合	63歳 の場合	64歳 の場合	65歳 の場合
60歳	0.0000	0.0396	0.0785	0.1168	0.1543	0.1913
61		0.0000	0.0405	0.0803	0.1194	0.1578
62			0.0000	0.0414	0.0822	0.1222
63				0.0000	0.0425	0.0842
64					0.0000	0.0435
65						0.0000

(注) 請求時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$\text{請求時年齢A歳B月の率} = \text{A歳の率} + \{(\text{A} + 1)\text{歳の率} - \text{A歳の率}\} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(未支給の給付に関する経過措置)

第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約（以下「変更後連合会規約」という。）第44条の規定は、平成26年4月1日以後に老齢年金給付の受給権者が死亡した場合について適用し、平成26年3月31日以前に老齢年金給付の受給権者が死亡した場合については、なお従前の例による。

(時効に関する経過措置)

第3条 変更後連合会規約第44条の2の規定については、企業年金連合会規約附則第5条に規定する者に係る給付について準用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)

第4条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）前に、厚生年金保険法第44条の3第

2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、第46条の3（第47条の3の規定により準用する場合を含む。）及び第47条の3中「同項に定める申出があつたものとみなされる日」を「平成26年4月1日」と読み替えるものとする。

（基金中途脱退者に係る連合会への移転等に関する経過措置）

第5条 施行日前に、この規約による変更前の企業年金連合会規約（以下「変更前連合会規約」という。）の規定に基づき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第1号に規定する改正前厚生年金保険法（以下単に「改正前厚生年金保険法」という。）第160条第1項の規定による申出があつた場合においては、基金中途脱退者に係る支給義務の移転に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき改正前厚生年金保険法第160条の2第1項の規定による申出があつた場合においては、基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき平成25年改正法附則第3条第3号に規定する改正前確定給付企業年金法（以下単に「改正前確定給付企業年金法」という。）第91条の2第1項の規定による申出があつた場合においては、確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

（解散基金加入員及び終了制度加入者等に係る連合会への残余財産の交付等に関する経過措置）

第6条 施行日前に改正前厚生年金保険法第145条第1項の規定により解散した場合においては、解散基金加入員に係る責任準備金に相当する額の徴収及び当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき改正前確定給付企業年金法第91条の3第1項の規定による申出があつた場合においては、終了制度加入者等に分配すべき残余財産の移換に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

（通算企業年金に関する経過措置）

第7条 附則第5条第2項の規定に基づき、脱退一時金相当額の交付を行った基金中途脱退者については、連合会（平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）は、変更後連合会規約第48条第1項第1号の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたものとみなす。

2 附則第5条第3項の規定に基づき、脱退一時金相当額の移換を行った確定給付企業年金中途脱退者については、連合会は、変更後連合会規約第48条第1項第3号の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたものとみなす。

3 前条第1項の規定に基づき、残余財産の交付を行った解散基金加入員については、連合会は、変更後連合会規約第48条第1項第2号の規定による残余財産の移換を受けたものとみなす。

4 前条第2項の規定に基づき、残余財産の移換を行った終了制度加入者については、連合会は、変更後連合会規約第48条第1項第4号の規定による残余財産の移換を受けたものとみなす。

（移換金に関する経過措置）

第8条 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき改正前厚生年金保険法第165条第1項及び改正前確定給付企業年金法第115条の5第1項の規定による申出があつた場合においては、

- 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金への支給義務の移転並びに年金給付等積立金又は積立金の移換に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。
- 2 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき改正前厚生年金保険法第165条の2第1項及び改正前確定給付企業年金法第115条の4第1項及びの規定による申出があった場合においては、確定給付企業年金への年金給付等積立金又は積立金の移換に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に変更前連合会規約の規定に基づき改正前厚生年金保険法第165条の3第1項及び改正前確定給付企業年金法第117条の3第1項の規定による申出があった場合においては、確定拠出年金への年金給付等積立金又は積立金の移換に係る変更前連合会規約の規定は、なおその効力を有する。

(支払保証事業の終了に関する経過措置)

第9条 施行日以後に老齢年金給付の額の付加を受けようとする平成25年改正法附則第3条第12号に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）又は解散した基金（解散した基金であって平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第146条の2の規定により存続するものとみなされた清算中の基金をいう。以下同じ。）であって、評議員会の議決を経て別に定める基金又は解散した基金については、変更前連合会規約第74条、第78条及び第79条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる変更前連合会規約の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第74条第1項	法第159条第4項第1号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第40条第4項第1号イ
第78条第2項第1号	第132条第2項	平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第132条第2項
第78条第2項第2号	基金令第39条の3第2項第1号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第39条の3第2項第1号
第79条第3項	第81条に規定する支払保証事業の運営	企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年 月 日認可）附則第14条に

	に関する細則	規定する支払保証事業の終了に伴う経過措置に関する細則
--	--------	----------------------------

- 2 前項の場合において、解散した基金の解散した日が施行日より前である場合は、変更前連合会規約に規定する通算企業年金額、死亡一時金の額及び選択一時金の額については、なお従前の例による。この場合において、変更前連合会規約第78条第1項中「第49条第2項」とあるのは、「企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年 月 日認可。以下「変更連合会規約」という。）附則第9条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた変更連合会規約による変更前の企業年金連合会規約第49条第2項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、解散した基金の解散した日が施行日以後である場合は、通算企業年金額、死亡一時金の額及び選択一時金の額の算定にあたっては、変更前連合会規約第78条及び第79条中「交付」とあるのは「移換」と、同規約第78条第1項中「第49条第2項」とあるのは「企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年 月 日認可）による変更後の企業年金連合会規約第49条第2項」と、それぞれ読み替えるものとし、次の表の左欄に掲げる変更後連合会規約の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第49条第2項	、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。	企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年 月 日認可。以下「変更連合会規約」という。）附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更連合会規約による変更前の企業年金連合会規約（以下「変更前連合会規約」という。）第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を、残余財産の移換を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を加算した額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。
第53条第1号	第60条に定める額を控除して得た額	第60条に定める額を控除して得た額（解散基金加入員については、当該額に変更連合会規約附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額）
第57条第1号	第60条に定める額を控除して得た額	第60条に定める額を控除して得た額（解散基金加入員については、当該額に変更連合会規約附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条第4項に規定

		する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額)
--	--	-----------------------------

4 平成27年3月31日までの間において、変更前連合会規約第75条及び第77条の規定は、なおその効力を有する。

5 連合会は、平成25年改正法附則第40条第4項第1号イの規定に基づき、変更前連合会規約第78条の規定又は厚生年金基金連合会規約第63条の規定により老齢年金給付の額の付加が決定した解散基金加入員に対し、変更前連合会規約第79条第4項又は厚生年金基金連合会規約第64条第4項に定める当該解散基金加入員に対する保証額を原資として老齢年金給付の額を付加する。この場合において、変更前連合会規約又は厚生年金基金連合会規約における保証額を原資とした老齢年金給付の額の付加に係る給付の規定については、なお従前の例による。
(保証要件の特例)

第10条 連合会は、基金が前条第1項に規定する基金であって、当該基金の解散する日が平成26年12月1日以降と見込まれる場合は、当該基金が解散する前に、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第78条第1項第1号及び第79条第3項の規定の適用に関する決定を行うことができる。この場合において、変更前連合会規約第78条第1項第1号中「止むを得ず解散した場合」とあるのは、「止むを得ず解散する場合」と読み替えるものとする。

(支払保証事業の積立金の分配)

第11条 連合会は、変更前連合会規約第9章に規定する支払保証事業の積立金を、平成26年3月31日において次の各号に掲げる者(附則第13条に規定する支払保証事業の積立金を分配する時期において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない者は除く。)であって、これまでに拠出金(厚生年金基金連合会規約第8章及び変更前連合会規約第9章に規定する拠出金をいう。以下同じ。)を拠出した者(この者の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含む。)に分配することができる。

(1) 基金

(2) 解散した基金

(3) 改正前確定給付企業年金法第111条の規定により基金から移行した規約型企業年金を実施する事業主(当該規約型企業年金から基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含む。)

(4) 改正前確定給付企業年金法第112条の規定により基金から移行した企業年金基金(当該企業年金基金から基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含み、解散した企業年金基金を除く。)

(5) 規約型企業年金を実施する事業主又は企業年金基金(解散した企業年金基金を除く。)であって、改正前確定給付企業年金法第110条の2の規定により基金から基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者(当該規約型企業年金又は当該企業年金基金から基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第78条の規定に該当するものとしてその加入員の老齢年金給付の額を付

加することとなった基金又は解散した基金は、分配の対象としない。

- 3 連合会は、支払保証事業の積立金の分配を行うときは、変更後連合会規約第4条第1項の規定に基づき、その旨を公告する。
- 4 連合会は、支払保証事業の積立金を、第1項に規定する者であって、前項の公告をした日から6箇月以内に、積立金の分配を受ける旨を連合会に申し出た者（以下「分配対象者」という。）に分配する。

（分配の額）

第12条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度末寄与額 次の算式により分配対象者ごとに算定した額（拠出金の未納があった分配対象者で評議員会の議決を経て別に定める者（以下「特例分配対象者」という。）に係る額を除く。）

$$A \times (B + C) \div (D + E)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 支払保証事業の経理における資産の総額（基本金の額を除く。）から負債の総額（基本金の額及び責任準備金の額を除く。）を控除した額（以下この条において「積立金の額」という。）の当該年度末の額
- B 当該年度における当該分配対象者が拠出したとみなされる拠出金の額
- C 前年度寄与額（平成元年度末寄与額を算出する場合は、0円とする。）
- D 当該年度における分配対象者が拠出したとみなされる拠出金の総額
- E 当該年度の前年度末の積立金の額（平成元年度末寄与額を算出する場合は、0円とする。）

- (2) 寄与額割合 分配対象者ごとに算定する割合であり、当該分配対象者の平成25年度末寄与額を、全ての分配対象者の平成25年度末寄与額の総額で除して得た割合
- (3) 分配基礎額 平成26年12月1日の積立金の額から附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条に規定する保証額の合計額として見込まれる額、特例分配対象者に対し分配する額及び支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を控除した額に当該分配対象者の寄与額割合を乗じて得た額
- (4) 再配分係数 前条第1項第3号に規定する者にあつては、改正前確定給付企業年金法第11条第2項に規定する厚生労働大臣の承認を受けた日、前条第1項第4号に規定する者にあつては、同法第11条第2項に規定する厚生労働大臣の認可を受けた日、前条第1項第5号に規定する者にあつては、同法110条の2第3項に規定する厚生労働大臣の承認又は認可を受けた日の属する年度の翌年度（平成26年度にあつては、平成25年度）から平成25年度末までの年数に100分の5を乗じて得た数
- (5) 再配分額 分配対象者である前条第1項第3号から第5号の確定給付企業年金（以下「分配対象確定給付企業年金」という。）について分配基礎額に再配分係数を乗じて得た額
- (6) 基金間分配割合 分配対象者である基金及び解散した基金の分配基礎額を分配対象者である基金及び解散した基金の分配基礎額の総額で除して得た割合
- (7) 再配分後分配基礎額 分配対象確定給付企業年金の分配基礎額から再配分額を控除した額

(8) 確定給付企業年金間分配割合 再配分後分配基礎額を分配対象確定給付企業年金の再配分後分配基礎額の総額で除して得た割合

2 分配対象者に分配する額は、それぞれ当該各号に定める額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、特例分配対象者に分配する額は、評議員会の議決を経て別に定める。

(1) 前条第1項第1号及び同項第2号に規定する者

分配基礎額に、再配分額の総額に基金間分配割合を乗じて得た額を加算して得た額

(2) 前条第1項第3号から第5号に規定する者

分配時の積立金の額から支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を乗じて得た額

3 第1項に規定する分配対象者が拠出したとみなされる拠出金の額について、平成元年度以降に、当該分配対象者に係る合併、分割又は権利義務の移転承継があった場合には、当該分配対象者に係る合併、分割又は権利義務の移転承継前の各年度の拠出金の額は、当該分配対象者の合併、分割又は権利義務の移転承継の割合に応じて算定した額として当該分配対象者間で合意した額とする。

(分配の時期)

第13条 連合会が支払保証事業の積立金を分配する時期は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 附則第11条第1項第1号及び同項第2号に規定する者

平成27年3月31日

(2) 附則第11条第1項第3号から第5号に規定する者

平成27年3月31日以降であって、附則第9条第1項に規定する基金又は解散した基金について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条に規定する保証額が決定し、当該保証額の合計額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した日から1年を超えない範囲内において連合会理事長が定める日

2 連合会は、分配対象者に、平成26年9月30日を目途に分配すると見込まれる額を通知するものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、分配対象者に特別の事情があるときは、その者の申出により、連合会は、前項に規定する額の一部を事前にその者に分配することができる。

(支払保証事業の終了に伴う経過措置に関する細則)

第14条 支払保証事業の終了に伴う経過措置に関する細則については、評議員会の議決を経て別に定める。

企業年金連合会規約変更理由書

1 変更理由

(1) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）等の施行関係

平成25年改正法等の施行により次のような見直し等がされたため、企業年金連合会規約（以下「規約」という。）の一部について所要の変更を行うものである。

ア 厚生年金基金（以下「基金」という。）から企業年金連合会（以下「連合会」という。）への中途脱退者に係る支給義務の移転（基本年金）及び連合会による解散した基金に係る責任準備金の徴収（代行年金）が停止され、基金は、脱退一時金相当額や残余財産分配金のみが移換できることとなった。

イ 連合会の代行返上及び解散等について、平成25年改正法等に規定された。

ウ 規約で引用している根拠法令について、平成25年改正法等により根拠条文が変更となった。

(2) 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年法律第93号。以下「年金確保支援法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法」という。）の改正関係

年金確保支援法により住民基本台帳法が改正され、住基ネットから提供を受けた本人確認情報によって受給者本人の生存の事実を連合会が確認した受給者は、厚生年金基金規則（昭和41年省令第34号）の規定により現況届の提出を省略できることとなった。この制度改正を受け、連合会における体制が整ったことから、規約の一部について所要の変更を行うものである。

(3) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）による厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚生年金保険法」という。）の改正関係

ア 未支給の給付の請求者範囲の拡大

年金機能強化法により厚生年金保険法が改正され、未支給の給付を請求することができる親族の範囲が、現在の生計を同じくする2親等内の親族から、同じく3親等内の親族まで拡大されることから、連合会の老齢年金給付の受給権者が死亡した場合においても同様の取扱いとするため、規約の一部について所要の変更を行うものである。

イ 老齢厚生年金の支給の繰下げの見直しに伴う変更

年金機能強化法により厚生年金保険法が改正され、老齢厚生年金の受給権者が、70歳に達した後に老齢厚生年金の繰下げ支給の申出を行った場合であっても、70歳時点で申出があったものとみなし、70歳まで遡って年金の支給を開始することとなった。これに伴い、連合会が支給する基本年金及び代行年金についても同様の取扱いとするため、規約の一部について所要の変更を行うものである。

(4) 通算企業年金の予定利率及び事務費の見直し関係

平成25年改正法により、連合会は、基金からの中途脱退者や解散基金加入員の代行部分の新規移換が停止され、今後は通算企業年金を中心とした年金通算事業の運営を行っていくことが求められることとなった。

一方で、公的年金の縮小に伴い、公的年金を補完する企業年金の給付は、より一層重要性を増しており、定年退職後の生活設計に沿った給付が必要である。

通算企業年金については、掛金の追加拠出の制度がないことや、連合会への移換が任意であることに留意し、受換者にとって安心感があり、持続可能で公平な給付設計とすることが求められる。

以上のことから、平成26年10月から通算企業年金の予定利率を見直すこととし、併せて直近の実績を踏まえ通算企業年金の事務費についても見直すこととする。

(5) 支払保証事業関係

今後の支払保証事業の取扱いについては、支払保証事業のあり方に関する検討会において、平成26年1月16日に「支払保証事業のあり方に関する検討会報告」がとりまとめられた。

本報告を受け、規約について所要の変更を行うものである。

(6) その他

その他規約の必要な字句を整理する。

2 変更内容

(1) 平成25年改正法等の施行関係

ア 基金からの中途脱退者等の移換の取扱いの変更

基金からの中途脱退者に係る支給義務の移転及び解散した基金に係る責任準備金相当額の徴収等についての規定を削除又は変更をする。(第62条、第63条、第66条、第68条、別表第1、附則第10条及び附則第14条関係)

また、平成25年改正法の施行前に申出された基金からの中途脱退者に係る支給義務の移転等についての経過措置を規定する。(企業年金連合会規約の一部を変更する規約(以下「変更規約」という。)附則第5条から附則第8条関係)

イ 連合会の代行返上及び解散等についての規定の追加等

連合会は、平成25年改正法附則第65条第1項の規定により、評議員会の4分

の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、基金からの中途脱退者及び解散基金加入員（以下「基金中途脱退者等」という。）の代行部分の全部又は一部を国に返上することにより、代行給付支給義務を免れることができることを規定する。（第15章の2関係）

また、連合会は、平成25年改正法附則第70条第1項の規定により（新連合会の成立の時に於いて）解散し、その際には、基金中途脱退者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給義務を免れること等を規定する。（第16章関係）

ウ 規約で引用する根拠法令の変更等

規約で引用する根拠法令について平成25年改正法等で規定された条項の変更等を行う。（第1条、第3条、第4条、第16条、第18条、第20条、第22条、第25条、第31条、第38条、第44条の2、第45条、第46条、第46条の2、第46条の4、第47条、第47条の2、第47条の4、第48条、第64条、第65条、第67条、第69条から第73条、第82条から第84条の2、第86条から第90条、第94条、第95条、第100条から第102条、附則第9条、附則第11条、附則第12条、附則16条及び変更規約附則第3条関係）

（2）年金確保支援法による住民基本台帳法の改正関係

住基ネットから本人確認情報の提供を受け、受給者本人の生存の事実を連合会が確認した受給者は、現況届の提出を省略できるようにする。（第40条及び附則第5条関係）

（3）年金機能強化法による厚生年金保険法の改正関係

ア 未支給の給付の請求者の範囲の拡大

連合会の老齢年金給付の受給権者が死亡した場合、未支給の給付を請求することができる親族の範囲を3親等内の親族まで拡大する。（第44条及び変更規約附則第2条関係）

イ 老齢厚生年金の支給の繰下げの見直しに伴う変更

連合会の基本年金及び代行年金において、70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、70歳まで遡って給付を行うことができるようにする。（第46条の3及、第47条の3及び変更規約附則第4条関係）

（4）通算企業年金の予定利率及び事務費の見直し関係

ア 予定利率の見直し

新規受換者の予定利率について、受換時年齢によるデュレーションの違いを勘案し、直近5年平均の実績に基づいた年限別国債応募者利回りを基礎として、受換時年齢区分別に設定するよう見直すこととする。

この変更に伴い、通算企業年金現価率等の変更及び関連箇所の字句を整理する。

(第49条、第50条、第51条、第53条、第57条、別表第2、別表第3、別表第4、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第13及び附則別表第2関係)

受換時年齢	現行の予定利率	見直し後の予定利率
45歳未満	2.25%	2.25%
45歳以上55歳未満		2.00%
55歳以上65歳未満		1.75%
65歳以上		1.50%

イ 事務費の見直し

事務費は、現行の事務費の算定に使用する通算企業年金現価率及び上限額等について、根拠となる中脱受付、データ管理、裁定、支払及びシステム開発等の各段階における経費を直近の実績値を踏まえたものに見直し、事務費の水準を引き下げることとする。

これにより、事務費水準（一人平均）を約9,300円から約8,600円に、事務費上限額を36,100円から34,100円に、返還額事務費基準額を3,800円から5,000円に変更する。(別表第10、別表第11及び別表第12関係)

また、この変更に伴い、関連箇所の字句を整理する。(第7章関係)

(5) 支払保証事業関係

ア 支払保証事業の終了(第9章、附則第17条、附則第18条及び附則第19条関係)

支払保証事業を終了するため、第9章(支払保証事業)等を削除する。

イ 支払保証事業の終了に関する経過措置(変更規約附則第9条関係)

(ア) 基金又は解散した基金(清算中の基金。以下(5)において同じ。)であって、既に予備審査で適用と判定された者及び「解散に係る記録整備等説明会」に参加し予備審査の実施について希望を表明していたにもかかわらず、その実施が凍結されることとなった者について、保証要件に該当する場合には、従来どおり保証給付を行うことを規定する。

(イ) 積立水準の検証報告及び相談助言事業について、平成26年度末まで行うことを規定する。

(ウ) 既に連合会に残余財産分配金を移換した者で保証給付が適用されている者には、従来どおり保証給付を行うことを規定する。

ウ 保証要件の特例(変更規約附則第10条関係)

従来、保証給付の適用に関する決定は、解散した基金が連合会に残余財産分配金

を移換した後に行っているが、基金に対して平成26年度末に積立金を分配するには平成26年11月末には分配対象となる積立金額を確定する必要があることから、解散する前の基金についても保証給付の適用に関する決定を行うことができることを規定する。

エ 支払保証事業の積立金の分配（変更規約附則第11条関係）

- (ア) 支払保証事業の終了に伴い、連合会は、積立金を、平成26年3月31日において基金、解散した基金又は過去に拠出金を負担した確定給付企業年金（連合会非会員を含む。）である者（支払保証事業の積立金を分配する時期に、基金、解散した基金又は確定給付企業年金のいずれにも該当しない者は除く。）に分配することができることを規定する。
- (イ) 保証給付が適用された基金又は解散した基金は、積立金の分配対象とはしないことを規定する。
- (ウ) 積立金の分配を行うときは、連合会が積立金の分配を行う旨の公告（連合会事務所の掲示板に掲示するとともに連合会ホームページに掲載）を行うことを規定する。
- (エ) 連合会が積立金を(ア)の者であって連合会が公告をした日から6箇月以内に積立金の分配を受ける旨を連合会に申し出た者（以下「分配対象者」という。）に分配することを規定する。

オ 分配の額（変更規約附則第12条）

以下のとおり、積立金の分配額の算定方法を規定する。

（積立金の分配方法）

積立金の分配方法については、分配対象となる積立金の額を各々の寄与額に応じて分配する。その上で、確定給付企業年金全体の分配額については、基金又は解散した基金と同様に取り扱うのではなく、各々の確定給付企業年金ごとに代行返上して基金ではなくなった経過年数に応じて、寄与額に応じた分配額から代行返上後一年につき5%減じた額を確定給付企業年金全体で合計したものとし、その減額分を寄与額に応じて基金又は解散した基金に再配分する。

基金又は解散した基金については、基金又は解散した基金全体の分配額を各々の寄与額に応じて分配し、確定給付企業年金については、寄与額に応じた分配額から代行返上後一年につき5%減じた額に応じて分配する。

- (※) 分配対象となる積立金の額とは、平成26年12月1日の積立金の額から保証要件に該当すると判定された既に予備審査で適用と判定された者及び「解散に係る記録整備等説明会」に参加し予備審査の実施について希望を表明していたにもかかわらず、その実施が凍結されることとなった者に対する保証額の合計額として見込まれる額、拠出金の未納があった者に対し分配する額及び支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を

控除した額をいう。

(※) 寄与額とは、過去の運用損益、保証給付費等を加味し、各々の拠出金が積立金の形成に寄与した額をいう。

なお、平成元年度（支払保証事業創設年度）以降の分配対象者に係る合併、分割又は権利義務の移転承継前の各年度の拠出金の額は、当該分配対象者の合併、分割又は権利義務の割合に応じて算定した額として当該分配対象者間で合意した額とする。

カ 分配の時期（変更規約附則第13条関係）

(ア) 基金又は解散した基金に対して、平成27年3月31日に積立金を分配することを規定する。

(イ) 確定給付企業年金に対しては、平成27年3月31日以降に、基金又は解散した基金であって、既に予備審査で適用と判定された者及び「解散に係る記録整備等説明会」に参加し予備審査の実施について希望を表明していたにもかかわらず、その実施が凍結されることとなった者の保証額が決定し、当該保証額の合計額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した日から1年を超えない範囲内で連合会理事長が定める日に積立金を分配することを規定する。

(ウ) 分配対象者に、平成26年9月30日を目途に分配すると見込まれる額を通知することを規定する。

(エ) (ア)については、分配対象者に特別の事情があるときは、(ウ)の額の一部を事前に分配することができることを規定する。

キ 支払保証事業の終了に伴う経過措置に関する細則（変更規約附則第14条関係）
支払保証事業の終了に伴う経過措置に関する細則については、評議員会の議決を経て別に定めることを規定する。

(6) その他

その他規約の必要な字句を整理する。（第12章関係）

3 実施時期

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章～第7章 (略)	第1章～第7章 (略)
第8章 <u>脱退一時金相当額等の移換</u>	第8章 <u>支給義務の移転等</u>
第1節 <u>基金中途脱退者等に係る連合会への移換</u> (第62条～第65条)	第1節 <u>基金中途脱退者に係る連合会への移転等</u> (第62条～第65条)
第2節 <u>解散基金加入員等に係る連合会への残余財産の移換</u> (第66条～第69条)	第2節 <u>解散基金加入員に係る連合会への残余財産の交付等</u> (第66条～第69条)
第3節 (略)	第3節 (略)
第9章 <u>削 除</u>	第9章 <u>支払保証事業</u> (第74条～第81条)
第10章～第11章 (略)	第10章～第11章 (略)
第12章 <u>削 除</u>	第12章 <u>福祉施設</u> (第85条)
第13章 <u>年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用</u> (第86条～第90条)	第13章 <u>年金給付等積立金の管理及び運用</u> (第86条～第90条)
第14章 (略)	第14章 (略)
第15章 財務及び会計 (第92条～第98条)	第15章 財務及び会計 (第92条～第98条)
第15章の2 <u>老齢年金給付の支給義務の特例</u> (第98条の2)	
第16章 <u>解散及び清算</u> (第99条～第99条の2)	第16章 <u>解散及び清算</u> (第99条)
第17章 (略)	第17章 (略)
附 則	附 則
(目 的)	(目 的)
第1条 この連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)に基づき、中途脱退者等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給、年金給付等積立金又は積立金の円滑な移換並びに会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業等を行うことを目的とする。	第1条 この連合会は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)に基づき、中途脱退者等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給、年金給付等積立金の円滑な移換、会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業並びに基金の加入員等の福祉を増進するために必要な施設を行うこと、並びに確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づき、中途脱退者及び終了制

新	旧
<p>第3条 企業年金連合会（<u>平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。</u>以下「連合会」という。）の事務所は、次の場所に置く。 東京都港区芝公園2丁目4番1号</p> <p>（公告等の方法）</p> <p>第4条 連合会において公告しなければならない事項（連合会の貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）又はその要旨を除く。）は、事務所の掲示板に掲示するとともにホームページに掲載する。ただし、<u>平成25年改正法附則第61条第1項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第3条第1号に規定する改正前厚生年金保険法（以下単に「改正前厚生年金保険法」という。）第163条の4第2項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第133条の3第3項の規定により公告しなければならない事項は、事務所の掲示板に掲示するものとする。</u></p> <p>2 <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「経過措置政令」という。）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令（経過措置政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令をいう。以下「廃止前基金令」という。）第54条第1項において準用する廃止前基金令第42条（第3号を除く。）、第43条、第47条第2項及び経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第4条に規定する事項並びに連合会の財務諸表又はその要旨に関する公告は、</u></p>	<p><u>度加入者等に係る措置並びに確定給付企業年金への積立金の移換等を行うことを目的とする。</u></p> <p>第3条 企業年金連合会（以下「連合会」という。）の事務所は、次の場所に置く。 東京都港区芝公園2丁目4番1号</p> <p>（公告等の方法）</p> <p>第4条 連合会において公告しなければならない事項（連合会の貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）又はその要旨を除く。）は、事務所の掲示板に掲示するとともにホームページに掲載する。ただし、<u>法第163条の4第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の3第3項の規定により公告しなければならない事項は、事務所の掲示板に掲示するものとする。</u></p> <p>2 <u>厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第54条において準用する第3条、第4条、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項並びに連合会の財務諸表又はその要旨に関する公告は、前項に定める方法のほか、官報に掲載して行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>前項に定める方法のほか、官報に掲載して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事</u> (以下「運用執行理事」という。) は、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>(役員の内任年齢)</p> <p>第18条 常勤の役員の内任年齢は満65歳に達した日の属する年度の3月31日まで (特別の事情がある場合は満70歳に達した日の属する年度の3月31日まで) とする。ただし、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項に基づき評議員において互選する役員</u>にあつてはこの限りではない。</p> <p>(職務分掌)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 専務理事、常務理事及び<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の理事</u>は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を執行する。</p> <p>3 理事長は、第1項に規定する業務の一部を専務理事、常務理事又は<u>平成25年改</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金</u> (以下この章、<u>第38条及び第13章 (第86条第5項及び第6項を除く。)</u>において「<u>年金給付等積立金</u>という。) の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事 (以下「運用執行理事」という。) は、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>(役員の内任年齢)</p> <p>第18条 常勤の役員の内任年齢は満65歳に達した日の属する年度の3月31日まで (特別の事情がある場合は満70歳に達した日の属する年度の3月31日まで) とする。ただし、<u>法第157条第2項に基づき評議員において互選する役員</u>にあつてはこの限りではない。</p> <p>(職務分掌)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 専務理事、常務理事及び<u>法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の理事</u>は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を執行する。</p> <p>3 理事長は、第1項に規定する業務の一部を専務理事、常務理事又は<u>法第157条</u></p>

新	旧
<p><u>正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の理事に委任することができる。</u></p> <p>4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項ただし書の規定により選任された理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。</u></p> <p>5 運用執行理事は、理事長を補佐し、<u>年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する。</u></p> <p>6 監事は、連合会の業務を監査するほか、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第158条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事のうちから選任された監事が連合会を代表する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>前各項に定めるもののほか、役員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</u></p> <p>(理事の禁止行為等)</p> <p>第22条 理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、<u>年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用の適正を害するものとして公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号。以下「整備等省令」という。)</u>第48条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた<u>廃止前厚生年金基金規則(整備等省令第17条第1項に規定する廃止前厚生年金基金規則をいう。以下「廃止前基金規則」という。)</u>第74条第1項において準用する<u>廃止前基金規則第64条の2</u>に規定する行為を</p>	<p><u>第2項ただし書の規定により選任されたその他の理事に委任することができる。</u></p> <p>4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、<u>法第157条第2項ただし書の規定により選任された理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。</u></p> <p>5 運用執行理事は、理事長を補佐し、<u>年金給付等積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する。</u></p> <p>6 監事は、連合会の業務を監査するほか、<u>法第158条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事のうちから選任された監事が連合会を代表する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>前8項に定めるもののほか、役員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</u></p> <p>(理事の禁止行為等)</p> <p>第22条 理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして<u>厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。)</u>第74条において準用する<u>基金規則第64条の2</u>に規定する行為をしてはならない。</p>

新	旧
<p>してはならない。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第156条第2項の規定による理事長の専決処分</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第31条 連合会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。</p> <p>(1) <u>平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金</u> (以下「基金」という。)</p> <p>(2) <u>確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)</u> に規定する企業年金基金 (以下単に「企業年金基金」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(年金額等の基準)</p> <p>第38条 通算企業年金の額、死亡一時金の額及び選択一時金の額は、連合会が当該給付の原資として<u>移換</u>を受けた額及びその運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。</p> <p>2 前項の計算にあたって用いられる予定利率は、<u>長期の国債</u>の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金及び積立金の運用収益に係る予測に基づき、別表第1</p>	<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第156条第2項の規定による理事長の専決処分</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第31条 連合会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。</p> <p>(1) <u>法に規定する厚生年金基金</u> (以下「基金」という。)</p> <p>(2) <u>確定給付企業年金法に規定する企業年金基金</u> (以下単に「企業年金基金」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(年金額等の基準)</p> <p>第38条 通算企業年金の額、死亡一時金の額及び選択一時金の額は、連合会が当該給付の原資として<u>交付又は移換</u> (以下「交付等」という。)を受けた額及びその運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。</p> <p>2 前項の計算にあたって用いられる予定利率は、<u>長期国債</u>の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、別表第13に定めると</p>

新	旧
<p>3に定めるとおりとし、当該計算にあたって用いられる予定死亡率は、<u>経過措置政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第39条の3第3項に規定する予定死亡率を勘案した連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等の死亡の状況に係る予測に基づき、別表第14に定める率とする。</u></p> <p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付(以下この条、次条第1項、第43条及び第44条において「老齢年金給付」という。)の受給権者は、企業年金連合会給付規程の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。<u>ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 老齢年金給付の全額につき支給を停止されているとき。</u></p> <p><u>(2) 連合会が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の7第3項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報(同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。</u></p> <p>(未支給の給付)</p> <p>第44条 老齢年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、<u>祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族</u>であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の老齢年金給付の支給を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>おりとし、当該計算にあたって用いられる予定死亡率は、<u>基金令第39条の3第3項に規定する予定死亡率を勘案した連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等の死亡の状況に係る予測に基づき、別表第14に定める率とする。</u></p> <p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付(以下この条、次条第1項、第43条及び第44条において「老齢年金給付」という。)の受給権者は、企業年金連合会給付規程の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。<u>ただし、老齢年金給付の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</u></p> <p>(未支給の給付)</p> <p>第44条 老齢年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、<u>祖父母又は兄弟姉妹</u>であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の老齢年金給付の支給を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

新	旧
<p>(時効)</p> <p>第44条の2 連合会が支給する給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)の消滅時効については、<u>平成25年改正法附則第61条第1項から第4項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第170条及び民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。ただし、理事長が別に定める理由に該当する場合には、時効を援用しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(基本年金)</p> <p>第45条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第160条第5項の規定により、平成25年改正法附則第3条第10号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧基金」という。)から老齢年金給付の支給義務を承継した基金中途脱退者(平成25年改正法附則第40条第1項に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)</u>が65歳に達したときに、当該基金中途脱退者に基本年金を支給する。</p> <p>(基本年金額)</p> <p>第46条 基本年金の額(以下「基本年金額」という。)は、基金中途脱退者が当該<u>旧基金</u>の加入員の資格を喪失した日において効力を有する当該<u>旧基金</u>の規約に定めるところにより、当該基金中途脱退者が当該<u>旧基金</u>の老齢年金給付の受給権を取得することとした場合について当該<u>旧基金</u>が計算した老齢年金給付額とする。</p> <p><u>(離婚等をした場合における特例)</u></p> <p>第46条の2 連合会は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第78条の</p>	<p>(時効)</p> <p>第44条の2 連合会が支給する給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)の消滅時効については、<u>法及び民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。ただし、理事長が別に定める理由に該当する場合には、時効を援用しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(基本年金)</p> <p>第45条 連合会は、<u>基金の申出に基づいて老齢年金給付の支給義務を承継した中途脱退者(以下「基金中途脱退者」という。)</u>が65歳に達したときに、当該基金中途脱退者に基本年金を支給する。</p> <p>(基本年金額)</p> <p>第46条 基本年金の額(以下「基本年金額」という。)は、基金中途脱退者が当該<u>基金</u>の加入員の資格を喪失した日において効力を有する当該<u>基金</u>の規約に定めるところにより、当該基金中途脱退者が当該<u>基金</u>の老齢年金給付の受給権を取得することとした場合について当該<u>基金</u>が計算した老齢年金給付額とする。</p> <p><u>(離婚等をした場合における特例)</u></p> <p>第46条の2 連合会は、<u>法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2</u></p>

新	旧
<p><u>6 第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬（厚生年金保険法第28条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定が行われたときは、基金中途脱退者であって当該改定に係る第一号改定者（厚生年金保険法第78条の2第1項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又は特定被保険者（厚生年金保険法第78条の14第1項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者に支給する基本年金額は、前条の規定にかかわらず、前条に定める額から減額相当額を控除して得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>3 前項の減額相当額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われた場合 対象期間（厚生年金保険法第78条の2第1項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる旧基金の加入員であった期間（以下「離婚分割対象期間」という。）の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額（厚生年金保険法第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあつては、厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額）に改定割合（厚生年金保険法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481（別表第15の左欄に掲げる者</u></p>	<p><u>項及び第3項の規定により標準報酬（法第28条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定が行われたときは、基金中途脱退者であつて当該改定に係る第一号改定者（法第78条の2第1項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又は特定被保険者（法第78条の14第1項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者に支給する基本年金額は、前条の規定にかかわらず、前条に定める額から減額相当額を控除して得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>3 前項の減額相当額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）法第78条の6第1項及び第2項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われた場合 対象期間（法第78条の2第1項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間（以下「離婚分割対象期間」という。）の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額（法第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあつては、法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額）に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481（別表第15の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。次号において</u></p>

新	旧
<p>については、同表の右欄のように読み替えるものとする。次号において同じ。)</p> <p>を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項の規定により特定被保険者の標準報酬の改定が行われた場合(前号の場合を除く。) 特定期間(厚生年金保険法第78条の14第1項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる旧基金の加入員であった期間(以下「3号分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じた額の総額を、当該3号分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481を乗じた額に当該3号分割対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>4 第2項に規定する減額相当額を計算する過程及び結果において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 第1項に規定する者のうち基本年金の受給権者について、厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、前条の規定にかかわらず、当該標準報酬改定請求(厚生年金保険法第78条の2第2項又は第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定請求をいう。以下同じ。)のあった日の属する月の翌月から、前2項の規定により計算した額に基本年金額を改定する。</p> <p>6 連合会は、第1項の規定により基金中途脱退者であって第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れるときは、当該第一号改定者又は特定被保険者に平成25年改正法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第163条の4第2項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第133条の3第2項の規定による通知をするものとする。</p>	<p>同じ。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 法第78条の14第2項及び第3項の規定により特定被保険者の標準報酬の改定が行われた場合(前号の場合を除く。) 特定期間(法第78条の14第1項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間(以下「3号分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じた額の総額を、当該3号分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481を乗じた額に当該3号分割対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>4 第2項に規定する減額相当額を計算する過程及び結果において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 第1項に規定する者のうち基本年金の受給権者について、法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、前条の規定にかかわらず、当該標準報酬改定請求(法第78条の2第2項又は第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定請求をいう。以下同じ。)のあった日の属する月の翌月から、前2項の規定により計算した額に基本年金額を改定する。</p> <p>6 連合会は、第1項の規定により基金中途脱退者であって第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れるときは、当該第一号改定者又は特定被保険者に法第163条の4第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の3第2項の規定による通知をするものとする。</p>

新	旧
<p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第46条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、第45条の規定にかかわらず、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから<u>厚生年金保険法第44条の3</u>の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出(以下この条及び第47条の3において「繰下げ申出」という。)を行うまでの間<u>(同法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日までの間)</u>、基本年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 繰下げ申出を行った基本年金の受給権者に支給する基本年金額は、繰下げ申出のあつた月<u>(厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日の属する月)</u>の翌月から、第46条に規定する額又は前条の規定により計算した額に、当該額に増額率(厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の5の2第1項に規定する増額率をいう。)を乗じて得た額(50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。</p>	<p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p> <p>第46条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、第45条の規定にかかわらず、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから<u>法第44条の3</u>の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出(以下この条及び第47条の3において「繰下げ申出」という。)を行うまでの間、基本年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 繰下げ申出を行った基本年金の受給権者に支給する基本年金額は、繰下げ申出のあつた月の翌月から、第46条に規定する額又は前条の規定により計算した額に、当該額に増額率(厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の5の2第1項に規定する増額率をいう。)を乗じて得た額(50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。</p>
<p>(基本年金の受給権者の申出による支給停止)</p> <p>第46条の4 連合会は、基本年金の受給権者が<u>厚生年金保険法第38条の2第1項</u>の規定により支給停止の申出をした場合であつて、その年金たる保険給付の全額につき支給が停止されている場合は、当該受給権者の連合会への申出により、同条の規定により当該年金たる保険給付の全額の支給が停止されている間、基本年金の全額の支給を停止する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本年金の受給権者の申出による支給停止)</p> <p>第46条の4 連合会は、基本年金の受給権者が<u>法第38条の2第1項</u>の規定により支給停止の申出をした場合であつて、その年金たる保険給付の全額につき支給が停止されている場合は、当該受給権者の連合会への申出により、同条の規定により当該年金たる保険給付の全額の支給が停止されている間、基本年金の全額の支給を停止する。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(代行年金)</p> <p><u>第47条 連合会は、平成25年改正法附則第61条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第161条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する額の老齢年金給付（以下「代行年金」という。）を解散基金加入員（平成25年改正法附則第5条第1項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第3条第3号に規定する改正前確定給付企業年金法（以下単に「改正前確定給付企業年金法」という。）第110条の2第6項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）に支給する。</u></p> <p>(離婚等をした場合における特例)</p> <p>第47条の2 連合会は、<u>厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、解散基金加入員であって当該改定に係る第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れる。</u></p> <p>2 前項で規定する者のうち代行年金の受給権者について、<u>厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から代行年金の額を改定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p>	<p>(代行年金)</p> <p><u>第47条 連合会は、法第161条第2項の規定に基づき、解散基金加入員（確定給付企業年金法第110条の2第6項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）に同条第3項に規定する額の老齢年金給付（以下「代行年金」という。）を支給する。</u></p> <p>(離婚等をした場合における特例)</p> <p>第47条の2 連合会は、<u>法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、解散基金加入員であって当該改定に係る第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れる。</u></p> <p>2 前項で規定する者のうち代行年金の受給権者について、<u>法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から代行年金の額を改定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合における特例)</p>

新	旧
<p>第47条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから繰下げ申出を行うまでの間 (<u>厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に該当する者</u>にあつては、<u>同項に定める申出があつたものとみなされる日までの間</u>)、代行年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3 第46条の3第3項から第5項<u>までの規定は</u>、第1項の申出により連合会が代行年金の支給を停止する場合について準用する。</p> <p>(代行年金の受給権者の申出による支給停止)</p> <p>第47条の4 連合会は、代行年金の受給権者の老齢厚生年金が<u>厚生年金保険法第38条の2第1項</u>の規定により支給停止されている場合は、同条の規定により当該年金たる保険給付が支給停止されている間、代行年金の支給を停止する。</p> <p>2 代行年金の受給権者は、老齢厚生年金について、<u>厚生年金保険法第38条の2第1項</u>の申出を行うとき及び同条第3項の撤回を行うときは、その旨を連合会に申し出るものとする。</p> <p>(通算企業年金)</p> <p>第48条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金法に規定する中途脱退者（以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。）又は終了制度加入者等（終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下同じ。）（以下これらを総称して「中途脱退者等」という。）に対し、通算企業年金を支給する。</p> <p>(1) 第63条の規定により基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の<u>移換</u>を受けたとき。</p>	<p>第47条の3 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の申出を受けたときは、当該申出を行った者が老齢厚生年金の受給権を取得したときから繰下げ申出を行うまでの間、代行年金の支給を停止するものとする。</p> <p>3 第46条の3第3項から第5項の規定は、第1項の申出により連合会が代行年金の支給を停止する場合について準用する。</p> <p>(代行年金の受給権者の申出による支給停止)</p> <p>第47条の4 連合会は、代行年金の受給権者の老齢厚生年金が<u>法第38条の2第1項</u>の規定により支給停止されている場合は、同条の規定により当該年金たる保険給付が支給停止されている間、代行年金の支給を停止する。</p> <p>2 代行年金の受給権者は、老齢厚生年金について、<u>法第38条の2第1項</u>の申出を行うとき及び同条第3項の撤回を行うときは、その旨を連合会に申し出るものとする。</p> <p>(通算企業年金)</p> <p>第48条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金法に規定する中途脱退者（以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。）又は終了制度加入者等（終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下同じ。）（以下これらを総称して「中途脱退者等」という。）に対し、通算企業年金を支給する。</p> <p>(1) 第63条の規定により基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の<u>交付</u>を受けたとき。</p>

新	旧
<p>(2) 第67条の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の<u>移換</u>を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 通算企業年金は、中途脱退者等が65歳に達したとき(脱退一時金相当額又は残余財産の<u>移換</u>を受けたときの年齢が65歳を超えている場合は<u>移換</u>を受けたとき)に支給する。</p> <p><u>(通算企業年金額)</u></p> <p>第49条 前条第1項第1号又は第3号の場合、通算企業年金の額(以下「通算企業年金額」という。)は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率(当該受給権を取得した日以前の増額率算定日(次条第1項に規定する増額率算定日をいう。)に算定された率に限る。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢(以下「中脱時移換月末年齢」という。)及び当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者が加入員又は加入者の資格を喪失した日(以下「中脱時算定日」という。)に応じて別表第2に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)</p> <p>(2) 連合会が脱退一時金相当額として移換を受けた額から第60条第1項第1号に掲げる額及び中脱時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、中脱時移換月末年齢及び中脱時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)</p>	<p>(2) 第67条の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の<u>交付</u>を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 通算企業年金は、中途脱退者等が65歳に達したとき(脱退一時金相当額又は残余財産の<u>交付等</u>を受けたときの年齢が65歳を超えている場合は<u>交付等</u>を受けたとき)に支給する。</p> <p><u>(通算企業年金額)</u></p> <p>第49条 前条第1項第1号又は第3号の場合、通算企業年金の額(以下「通算企業年金額」という。)は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率(当該受給権を取得した日以前の増額率算定日(次条第1項に規定する増額率算定日をいう。)に算定された率に限る。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が脱退一時金相当額として交付等を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が脱退一時金相当額の交付等を受けた日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢及び当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者が加入員又は加入者の資格を喪失した日(以下「中脱時算定日」という。)に応じて別表第2に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)</p> <p>(2) 連合会が脱退一時金相当額として交付等を受けた額から第60条第1項第1号に掲げる額及び交付等を受けた日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、脱退一時金相当額の交付等を受けた日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢及び中脱時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端</p>

新	旧
<p>2 前条第1項第2号又は第4号の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が残余財産として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が残余財産の移換を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢（以下「解散時移換月末年齢」という。）及び当該基金が解散又は当該確定給付企業年金が終了した日（以下「解散時算定日」という。）に応じて別表第2に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>(2) 連合会が残余財産として移換を受けた額から第60条第1項第1号に定める額及び解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、解散時移換月末年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>3 連合会が脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受けた日において、既に連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者に係る通算企業年金額（既に連合会が給付の支給に関する義務を負っていた通算企業年金額を除く。）に</p>	<p>数を切り上げる。)</p> <p>2 前条第1項第2号の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に第3号の規定により計算した額を加算した額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とし、前条第1項第4号の場合、通算企業年金額は、第1号の規定により計算した額又は第2号の規定により計算した額のいずれか大きい額に、次条に規定する各年金増額率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 連合会が残余財産として交付等を受けた額から第60条第1項第1号に定める額を控除して得た額を、連合会が残余財産の交付等を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢及び当該基金が解散又は当該確定給付企業年金が終了した日（以下「解散時算定日」という。）に応じて別表第2に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>(2) 連合会が残余財産として交付等を受けた額から第60条第1項第1号に定める額及び交付等を受けた日に応じて別表第11に掲げる額を控除して得た額を、残余財産の交付等を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>(3) 第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を、残余財産の交付等を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）</p> <p>3 連合会が脱退一時金相当額又は残余財産の交付等を受けた日において、既に連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者に係る通算企業年金額（既に連合会が給付の支給に関する義務を負っていた通算企業年金額を除く。）に</p>

新	旧
<p>については、前2項中「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。</p> <p>(年金増額率の算定)</p> <p>第50条 連合会は、平成22年10月1日及び以降5年を経過した日ごと（以下これらの日を「増額率算定日」という。）に、それぞれの増額率算定日において通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者（脱退一時金相当額又は残余財産の<u>移換</u>が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合を除く。）について、当該者に係る年金増額率を算定する。</p> <p>2 前項に規定する年金増額率は、通算企業年金の<u>年金給付等積立金及び積立金</u>について、当該年金増額率の算定の基準日（<u>増額率算定日の属する年の3月の末日とする。</u>）までに生じた運用収益、将来の運用収益が別表第13に定める予定利率を下回る確率、その他通算企業年金事業の財政に関する諸要因を総合勘案して、評議員会の議決を経て別に定めるものとする。</p> <p>(通算企業年金額の改定)</p> <p>第51条 通算企業年金は、受給権を取得した日の翌日以降の増額率算定日ごとに増額して改定することができる。ただし、脱退一時金相当額又は残余財産の<u>移換</u>が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合、同年の増額率算定日においてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第53条 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p>	<p>については、前2項中「別表第2」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。</p> <p>(年金増額率の算定)</p> <p>第50条 連合会は、平成22年10月1日及び以降5年を経過した日ごと（以下これらの日を「増額率算定日」という。）に、それぞれの増額率算定日において通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた者（脱退一時金相当額又は残余財産の<u>交付等</u>が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合を除く。）について、当該者に係る年金増額率を算定する。</p> <p>2 前項に規定する年金増額率は、通算企業年金の<u>給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金</u>について、当該年金増額率の算定の基準日までに生じた運用収益、将来の運用収益が別表第13に定める予定利率を下回る確率、その他通算企業年金事業の財政に関する諸要因を総合勘案して、評議員会の議決を経て別に定めるものとする。</p> <p>(通算企業年金額の改定)</p> <p>第51条 通算企業年金は、受給権を取得した日の翌日以降の増額率算定日ごとに増額して改定することができる。ただし、脱退一時金相当額又は残余財産の<u>交付等</u>が当該増額率算定日の属する年の4月以降に行われた場合、同年の増額率算定日においてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第53条 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額（この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。）に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が<u>移換</u>を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額</p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 当該受給権者に係る通算企業年金額（第51条の規定により年金額が改定された場合は改定後の額）に相当する額に、前条第2号に規定する期間（以下「保証期間」という。）からすでに通算企業年金を支給した期間を控除して得た期間（以下「残存保証期間」という。）、<u>中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢</u>及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第57条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する額に、保証期間、<u>中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢</u>及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額（この額が連合会が<u>移換</u>を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額を下回るときは、その額）に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100/100</p>	<p>(1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額（この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。）に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が<u>交付等</u>を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額（<u>解散基金加入員については、当該額に第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額</u>）を下回るときは、その額</p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 当該受給権者に係る通算企業年金額（第51条の規定により年金額が改定された場合は改定後の額）に相当する額に、前条第2号に規定する期間（以下「保証期間」という。）からすでに通算企業年金を支給した期間を控除して得た期間（以下「残存保証期間」という。）及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額</p> <p>(一時金の額)</p> <p>第57条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する額に、保証期間及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額（この額が連合会が<u>交付等</u>を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額（<u>解散基金加入員については、当該額に第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額</u>）を下回るときは、その額）に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100/100</p>

新	旧
<p data-bbox="174 154 414 183">イ 50/100</p> <p data-bbox="107 204 1104 379">(2) 選択一時金の選択の申出が保証期間を経過する前に行われたとき 通算企業年金額(第51条の規定により年金額が改定された場合は改定後の額)に相当する額に、残存保証期間、<u>中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢</u>及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="107 448 533 477">(脱退一時金相当額等に係る事務費)</p> <p data-bbox="91 496 1104 620">第59条 連合会は、第48条で規定する通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として<u>移換</u>を受けた額から事務費を控除する。</p> <p data-bbox="107 689 584 718">(脱退一時金相当額等に係る事務費の額)</p> <p data-bbox="91 737 1104 815">第60条 前条の規定による事務費の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p data-bbox="107 834 925 863">(1) <u>中脱時算定日又は解散時算定日</u>に応じて別表第10に掲げる額</p> <p data-bbox="107 882 1104 1249">(2) <u>当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として移換を受けた額から前号に掲げる額を控除して得た額(以下「定額事務費控除後の移換額」という。)</u>から、第49条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により計算した額に、<u>中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日</u>に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額(その額が定額事務費控除後の移換額を超えるときは、当該額)を控除して得た額。ただし、その額が中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第11に掲げる額を超える場合は当該別表第11に掲げる額</p> <p data-bbox="91 1268 215 1297">2 (略)</p>	<p data-bbox="1214 154 1453 183">イ 50/100</p> <p data-bbox="1144 204 2141 379">(2) 選択一時金の選択の申出が保証期間を経過する前に行われたとき 通算企業年金額(第51条の規定により年金額が改定された場合は改定後の額)に相当する額に、残存保証期間及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1144 448 1570 477">(脱退一時金相当額等に係る事務費)</p> <p data-bbox="1128 496 2141 620">第59条 連合会は、第48条で規定する通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として<u>交付等</u>を受けた額から事務費を控除する。</p> <p data-bbox="1144 689 1621 718">(脱退一時金相当額等に係る事務費の額)</p> <p data-bbox="1128 737 2141 815">第60条 前条の規定による事務費の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p data-bbox="1144 834 1800 863">(1) <u>交付等を受けた日</u>に応じて別表第10に掲げる額</p> <p data-bbox="1144 882 2141 1249">(2) <u>当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産として交付等を受けた額から前号に掲げる額を控除して得た額(以下「定額事務費控除後の交付額」という。)</u>から、第49条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により計算した額に、<u>交付等を受けた日の属する月の末日</u>における当該中途脱退者等の年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額(その額が定額事務費控除後の交付額を超えるときは、当該額)を控除して得た額。ただし、その額が交付等を受けた日に応じて別表第11に掲げる額を超える場合は当該別表第11に掲げる額。</p> <p data-bbox="1128 1268 1252 1297">2 (略)</p>

新	旧
<p>(事務費の控除の方法)</p> <p>第61条 連合会は、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の移換が行われたときに、当該脱退一時金相当額又は当該残余財産の内から事務費を控除する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 脱退一時金相当額等の移換</p> <p style="text-align: center;">第1節 基金中途脱退者等に係る連合会への移換</p> <p>第62条 削除</p>	<p>(事務費の控除の方法)</p> <p>第61条 連合会は、当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の交付等が行われたときに、当該脱退一時金相当額又は当該残余財産の内から事務費を控除する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 支給義務の移転等</p> <p style="text-align: center;">第1節 基金中途脱退者に係る連合会への移転等</p> <p>(基金中途脱退者に係る支給義務の移転)</p> <p>第62条 法第160条第1項の規定による基金中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の移転の申出は、当該基金が、同一の月において加入員の資格を喪失した者の分をまとめて別に定める書類を作成し、当該基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日以後最初に到来する15日までに、連合会に提出することによって行うものとする。ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに申出をすることができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出をするものとする。</p> <p>2 基金は、連合会が前項の申出を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に現価相当額（法第160条第3項に規定する現価相当額をいう。以下この条において同じ。）を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する現価相当額の計算は、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成16年厚生労働省告示第358号）」（以下「平成16年告示」という。）の規定によるものとする。この場合において、平成16年告示第3号に規定する連合会の規約の定めるところにより算定した額とは、当</p>

新	旧
<p><u>(基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)</u></p> <p><u>第63条 平成25年改正法附則第42条第1項の規定による基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出は、当該基金が、別に定める書類を作成し、当該基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に提出するものとする。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに提出するものとする。</u></p> <p><u>2 基金は、連合会が前項の書類を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に脱退一時金相当額を移換しなければならない。</u></p> <p><u>3 連合会は、前項の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたときは、平成25年改正法附則第42条第5項の規定による通知をするものとする。</u></p>	<p><u>該基金中途脱退者が基本年金を受ける権利を取得した場合における基本年金額に相当する額から代行部分相当額（平成16年告示に規定する代行部分相当額をいう。以下同じ。）及び政府負担金（平成16年告示に規定する政府負担金をいう。以下同じ。）を控除した額（以下「上乗せ部分相当額」という。以下同じ。）に、当該基金中途脱退者の性別、生年月日及び現価相当額の交付が行われる日における年齢に応じて別表第1に定める率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 前項及び第73条第1項に規定する別表第1については、長期国債の応募者利回りの動向を勘案し必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p><u>5 連合会は、第2項の規定による現価相当額の交付を受けたときは、法第160条第6項の規定による通知をするものとする。</u></p> <p><u>(基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)</u></p> <p><u>第63条 法第160条の2第1項の規定による基金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付の申出は、前条第1項の規定による申出と併せて行われるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の申出に係る脱退一時金相当額の交付は、前条第2項の規定による現価相当額の交付と併せて行われるものとする。</u></p> <p><u>3 連合会は、前項の規定による脱退一時金相当額の交付を受けたときは、前条第5項の規定による通知と併せて法第160条の2第5項の規定による通知をするものとする。</u></p>

新	旧
<p>(確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第64条 <u>平成25年改正法附則第46条第1項</u>の規定による確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出を受けた当該確定給付企業年金の事業主等は、別に定める書類を作成し、当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に提出するものとする。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会は、前項の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたときは、<u>平成25年改正法附則第46条第5項</u>の規定による通知をするものとする。</p> <p>(中途脱退者への説明義務)</p> <p>第65条 連合会は、<u>基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者の求めがあったときは</u>、当該<u>基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者</u>に係る連合会の給付に関する事項並びに脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 解散基金加入員等に係る連合会への残余財産の移換</p>	<p>(確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第64条 <u>確定給付企業年金法第91条の2第1項</u>の規定による確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出を受けた当該確定給付企業年金の事業主等は、別に定める書類を作成し、当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日までに、連合会に提出するものとする。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会は、前項の規定による脱退一時金相当額の移換を受けたときは、<u>確定給付企業年金法第91条の2第5項</u>の規定による通知をするものとする。</p> <p>(中途脱退者への説明義務)</p> <p>第65条 連合会は、<u>基金中途脱退者の求めがあったときは</u>、当該<u>基金中途脱退者</u>に係る連合会の給付に関する事項並びに<u>老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換</u>に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。</p> <p>2 <u>連合会は、確定給付企業年金中途脱退者の求めがあったときは</u>、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る連合会の給付に関する事項並びに<u>脱退一時金相当額の移換の申出の期限及びその当該申出の手続その他脱退一時金相当額の移換</u>に係る判断に資する事項を説明しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 解散基金加入員に係る連合会への残余財産の交付等</p>

新	旧
<p data-bbox="96 252 286 284"><u>第66条 削除</u></p> <p data-bbox="96 400 667 432">(解散基金加入員に分配すべき残余財産の移換)</p> <p data-bbox="96 448 1106 576"><u>第67条 平成25年改正法附則第43条第1項の規定による解散基金加入員に分配すべき残余財産（以下この条において単に「残余財産」という。）の移換の申出を受けた清算人は、別に定める書類を作成し、連合会に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="96 592 1106 719">2 当該解散した基金は、連合会が前項の書類を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に残余財産を移換しなければならない。</p> <p data-bbox="96 735 1106 815">3 連合会は、前項の規定による残余財産の移換を受けたときは、平成25年改正法附則第43条第5項の規定による通知をするものとする。</p>	<p data-bbox="1131 204 1585 236"><u>(解散基金に係る責任準備金の徴収)</u></p> <p data-bbox="1131 252 2141 331"><u>第66条 連合会は、基金が解散したときは、解散基金加入員に係る法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。</u></p> <p data-bbox="1131 400 1704 432">(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付)</p> <p data-bbox="1131 448 2141 576"><u>第67条 法第161条第4項の規定による解散基金加入員に分配すべき残余財産（以下この条において単に「残余財産」という。）の交付の申出は、当該解散した基金が、別に定める書類を作成し、連合会に提出することによって行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 592 2141 719">2 当該解散した基金は、連合会が前項の通知を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に残余財産を交付しなければならない。</p> <p data-bbox="1131 735 2141 815">3 連合会は、前項の規定による残余財産の交付を受けたときは、法第161条第7項の規定による通知をするものとする。</p>
<p data-bbox="96 927 286 959"><u>第68条 削除</u></p> <p data-bbox="96 1214 696 1246">(終了制度加入者等に分配すべき残余財産の移換)</p> <p data-bbox="96 1262 1106 1342"><u>第69条 平成25年改正法附則第47条第1項の規定による終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において単に「残余財産」という。）の移換の申</u></p>	<p data-bbox="1131 879 1854 911"><u>(解散基金加入員とみなされる者に係る現価相当額の徴収)</u></p> <p data-bbox="1131 927 2141 1150"><u>第68条 連合会は、確定給付企業年金法第110条の2第1項の規定により、基金が確定給付企業年金事業主等に給付の支給に関する権利義務の移転を申し出た場合は、当該権利義務移転を行ったときに、同条第6項の規定により解散基金加入員とみなされる者に係る同項の規定により読み替えて適用する法第161条第1項に規定する現価相当額を当該基金から徴収する。</u></p> <p data-bbox="1131 1214 1731 1246">(終了制度加入者等に分配すべき残余財産の移換)</p> <p data-bbox="1131 1262 2141 1342"><u>第69条 確定給付企業年金法第91条の3第1項の規定による終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において単に「残余財産」という。）の移換の</u></p>

新	旧
<p>出を受けた清算人は、別に定める書類を作成し、当該申出を受けた後すみやかに連合会に提出するものとする。</p>	<p>申出を受けた清算人は、別に定める書類を作成し、当該申出を受けた後すみやかに連合会に提出するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 連合会は、前項の規定による残余財産の移換を受けたときは、<u>平成25年改正法附則第47条第5項</u>の規定による通知をするものとする。</p>	<p>3 連合会は、前項の規定による残余財産の移換を受けたときは、<u>確定給付企業年金法第91条の3第5項</u>の規定による通知をするものとする。</p>
<p>(基金への支給義務の移転並びに年金給付等積立金又は積立金の移換)</p>	<p>(基金への支給義務の移転並びに年金給付等積立金又は積立金の移換)</p>
<p>第70条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、基金の加入員の資格を取得した場合（当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。）であって、当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から老齢年金給付（<u>平成25年改正法附則第53条第1項</u>に規定する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、当該中途脱退者等は、当該基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に当該権利義務（ただし、当該基金の規約に定める範囲の老齢年金給付の支給に関する権利義務に限る。）の移転を申し出ることができる。ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに申出をすることができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出をするものとする。</p>	<p>第70条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、基金の加入員の資格を取得した場合（当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。）であって、当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から老齢年金給付（<u>法第165条第1項</u>に規定する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、当該中途脱退者等は、当該基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に当該権利義務（ただし、当該基金の規約に定める範囲の老齢年金給付の支給に関する権利義務に限る。）の移転を申し出ることができる。ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに申出をすることができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出をするものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 連合会は、第1項の規定により権利義務の移転の申出があったときは、前項の規定による申出を行ったうえで、当該申出を行った日の属する月の末日までに、当該基金に年金給付等積立金（<u>平成25年改正法附則第53条第4項</u>に規定する年金給付等積立金をいう。）を移換するものとする。</p>	<p>3 連合会は、第1項の規定により権利義務の移転の申出があったときは、前項の規定による申出を行ったうえで、当該申出を行った日の属する月の末日までに、当該基金に年金給付等積立金（<u>法第165条第4項</u>に規定する年金給付等積立金をいう。）を移換するものとする。</p>
<p>4 第1項の申出を行う中途脱退者等は、当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から年金給付等積立金（<u>平成25年改正法附則第53条第5項</u>に規定する年金</p>	<p>4 第1項の申出を行う中途脱退者等は、当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から年金給付等積立金（<u>法第165条第5項</u>に規定する年金給付等積立金をい</p>

新	旧
<p>給付等積立金をいう。以下この条において同じ。)又は積立金(平成25年改正法附則第54条第1項又は第57条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、当該申出に併せて、連合会に年金給付等積立金又は積立金の移換を申し出ることができる。</p>	<p>う。以下この条から第72条まで同じ。)又は積立金(確定給付企業年金法第115条の5第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、当該申出に併せて、連合会に年金給付等積立金又は積立金の移換を申し出ることができる。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>7 連合会は、前2項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、平成25年改正法附則第53条第8項、第54条第4項又は第57条第4項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>7 連合会は、前2項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、法第165条第8項又は確定給付企業年金法第115条の5第4項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>
<p>8・9 (略)</p>	<p>8・9 (略)</p>
<p>(確定給付企業年金への年金給付等積立金又は積立金の移換)</p>	<p>(確定給付企業年金への年金給付等積立金又は積立金の移換)</p>
<p>第71条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合(当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。)であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から年金給付等積立金(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金をいう。以下この条において同じ。)又は積立金(平成25年改正法附則第55条第1項又は第58条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、当該中途脱退者等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に年金給付等積立金又は積立金の移換を申し出ることができる。</p>	<p>第71条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合(当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。)であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から年金給付等積立金又は積立金(確定給付企業年金法第115条の4第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、当該中途脱退者等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に年金給付等積立金又は積立金の移換を申し出ることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、平成25年改正法附則第55条第4項又は第58条第4項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、法第165条の2第4項又は確定給付企業年金法第115条の4第4項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>

新	旧
<p>4・5 (略)</p> <p>(確定拠出年金への年金給付等積立金又は積立金の移換)</p> <p>第72条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、企業型年金加入者又は個人型年金加入者（以下この条において「確定拠出年金加入者」という。）の資格を取得したとき（当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。）は、当該中途脱退者等は、当該確定拠出年金加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に<u>年金給付等積立金（平成25年改正法附則第56条第1項に規定する年金給付等積立金等のうち、施行前基金中途脱退者等（平成25年改正法附則第53条第1項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。）に係る年金給付積立金をいう。以下この条において同じ。）又は積立金（平成25年改正法附則第56条第1項に規定する年金給付等積立金等のうち、施行後基金中途脱退者等（平成25年改正法附則第54条第1項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。）に係る積立金又は第59条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）</u>の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、<u>平成25年改正法附則第56条第3項又は第59条第3項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(年金給付等積立金及び積立金の額)</u></p> <p>第73条 <u>平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、基本年金に係る額は、基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性</u></p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(確定拠出年金への年金給付等積立金又は積立金の移換)</p> <p>第72条 連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、企業型年金加入者又は個人型年金加入者（以下この条において「確定拠出年金加入者」という。）の資格を取得したとき（当該中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときを除く。）は、当該中途脱退者等は、当該確定拠出年金加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに、連合会に<u>年金給付等積立金又は積立金（確定給付企業年金法第117条の3第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）</u>の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金又は積立金を移換したときは、<u>法第165条の3第3項又は確定給付企業年金法第117条の3第3項の規定により、当該中途脱退者等に係る給付の支給に関する義務を免れる。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(年金給付等積立金及び積立金の額)</u></p> <p>第73条 <u>法第165条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、基本年金に係る額は、平成16年告示の規定により計算した額とする。この場合において、平成1</u></p>

新	旧
<p><u>の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成26年厚生労働省告示第99号）の規定により計算した額とする。この場合において、同告示第3号に規定する連合会の規約の定めるところにより算定した額とは、上乗せ部分相当額に、当該基金中途脱退者の性別、生年月日及び平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の移換が行われる日における年齢に応じて別表第1に定める率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、代行年金に係る額は、解散基金加入員に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成26年厚生労働省告示第98号）の規定により計算した額とする。</u></p> <p>3 <u>連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額（この場合において、年金給付等積立金又は積立金を移換する日を受給権を取得した日とみなす。以下この条において同じ。）に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢、中脱</u></p>	<p><u>6年告示第3号に規定する連合会の規約の定めるところにより算定した額とは、上乗せ部分相当額に、当該基金中途脱退者の性別、生年月日及び法第165条第4項に規定する年金給付等積立金の移換が行われる日における年齢に応じて別表第1に定める率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>法第165条第4項に規定する年金給付等積立金のうち、代行年金にかかる額は、基金令第52条の5の4第2号に定める額とする。</u></p> <p>3 <u>連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に係る法第165条第5項、第165条の2第1項及び第165条の3第1項に規定する年金給付等積立金並びに確定給付企業年金法第115条の4第1項、第115条の5第1項及び第117条の3第1項に規定する積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額（この場合において、年金給付等積立金又は積立金を移換する日を受給権を取得した日とみなす。以下この条において同じ。）に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者の年齢及び</u></p>

新	旧
<p>時算定日及び中脱時移換月末年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 第60条に定める額から、当該額を限度として、中脱時算定日に応じて別表第12に掲げる額を控除して得た額（以下「中脱返還対象事務費」という。）。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時において、当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者について、当該移換時前における年金給付等積立金又は積立金を計算するにあたり、この項の各号列記以外の部分ただし書が適用されないことにより合算されなかった中脱返還対象事務費又は次項に規定する解散返還対象事務費（以下この条において「未移換返還対象事務費」という。）がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額</p> <p>4 連合会が通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っている解散基金加入員又は終了制度加入者等に係る第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢、解散時算定日及び解散時移換月末年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 第60条に定める額から、当該額を限度として、解散時算定日に応じて別表第12に掲げる額を控除して得た額（前項において「解散返還対象事務費」とい</p>	<p>中脱時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 第60条に定める額から、当該額を限度として、交付等を受けた日に応じて別表第12に掲げる額を控除して得た額（以下「返還対象事務費」という。）。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時において、当該基金中途脱退者又は当該確定給付企業年金中途脱退者について、当該移換時前における年金給付等積立金又は積立金を計算するにあたり、この項の各号列記以外の部分ただし書が適用されないことにより合算されなかった返還対象事務費（以下この条において「未移換返還対象事務費」という。）がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額。</p> <p>4 連合会が通算企業年金給付の支給に関する義務を負っている解散基金加入員又は終了制度加入者等に係る法第165条第5項、第165条の2第1項及び第165条の3第1項に規定する年金給付等積立金並びに確定給付企業年金法第115条の4第1項、第115条の5第1項及び第117条の3第1項に規定する積立金の額は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該年金給付等積立金又は当該積立金の対象となる通算企業年金額について第49条第3項の規定が適用されていない場合であって、当該年金給付等積立金又は当該積立金の移換後において引き続き連合会が当該者について通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は、第1号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 第49条の規定により計算した通算企業年金額に、年金給付等積立金又は積立金を移換する日の属する月の末日における当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 返還対象事務費。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時にお</p>

新	旧
<p>う。)。ただし、当該年金給付等積立金又は積立金の移換により連合会が通算企業年金の支給に関するすべての義務を免れる場合で、当該移換時において、当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等について、未移換返還対象事務費がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額</p>	<p>いて、当該解散基金加入員又は当該終了制度加入者等について、未移換返還対象事務費がある場合は、当該未移換返還対象事務費を合算した額。</p>
<p>5 第1項に規定する別表第1については、長期の国債の応募者利回りの動向を勘案し必要に応じて見直すものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第9章 削 除</p>	<p style="text-align: center;">第9章 支払保証事業</p>
<p>第74条から第81条まで 削除</p>	<p>(支払保証事業)</p>
	<p>第74条 連合会は、法第159条第4項第1号の規定に基づき、解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、老齢年金給付の額を付加する事業（以下「支払保証事業」という。）を行う。</p> <p>2 基金は、支払保証事業が加入員等の受給権確保と基金制度の信頼を高めることを目的としたものであることにかんがみ、本章の規定及びこれに基づく事業について、誠実に対応しなければならない。</p>
	<p>(積立水準の検証の報告)</p>
	<p>第75条 連合会は、支払保証事業運営のため、基金から積立水準の検証の報告を受けるものとする。</p>
	<p>第76条 削除</p>
	<p>(相談及び助言)</p>
	<p>第77条 連合会は、基金に対し、解散を未然に防ぐための相談及び助言を行うこと</p>

新	旧
	<p><u>ができる。</u></p> <p><u>(保証要件)</u></p> <p><u>第78条 連合会は、解散した基金が次の第1号及び第2号に該当する場合には、当該基金の解散基金加入員（連合会が当該基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の交付を受けた者に限る。）に対し、次条第4項に定める当該解散基金加入員に対する保証額を原資として第49条第2項に定めるところにより老齢年金給付の額を付加する。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかの事由により止むを得ず解散した場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 設立事業所の倒産</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 設立事業所又は設立事業所の属する業界の業績悪化</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ その他基金の存続が極めて困難と認められる場合</u></p> <p><u>(2) 残余財産が、当該基金の解散基金加入員に係る個人別支払保証限度額を当該基金の解散基金加入員全員について合計した額（以下「支払保証限度額」という。）を下回る場合</u></p> <p><u>2 前項第2号の個人別支払保証限度額は、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額を超えない場合は、第2号に掲げる額とし、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合は、当該超える額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額に第1号に掲げる額を加えた額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該解散基金加入員に係る法第132条第2項に規定する額に相当する老齢年金給付の現価相当額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該解散基金加入員に係る上乘せ部分の解散時責任準備金（当該基金に係る基金令第39条の3第2項第1号に規定する額のうち当該解散基金加入員に係る額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額をいう。）</u></p> <p><u>3 前項第1号の現価相当額の計算を用いる予定利率及び予定死亡率は、評議員会の</u></p>

新	旧
	<p><u>議決を経て別に定める。</u></p> <p><u>(保証対象額及び保証額)</u></p> <p><u>第79条 保証対象額は、解散した基金の解散基金加入員（連合会が当該基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の交付を受けた者に限る。以下この条において同じ。）に係る個人別保証対象額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の個人別保証対象額は、個人別支払保証限度額から当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の額を控除して得た額に、当該残余財産のうち当該基金が連合会に交付を申し出た額の比率（以下「当該解散基金加入員に係る年金選択率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証対象額は、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、その全部又は一部を減じた額とすることができる。</u></p> <p><u>4 解散基金加入員に対する保証額は、前項の保証対象額を個人別保証対象額に応じて当該解散基金加入員に割り当てた額とする。</u></p> <p><u>5 前項において、解散基金加入員に対する保証額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p><u>(拠出金)</u></p> <p><u>第80条 連合会は、支払保証事業に要する費用に充てるため、基金から拠出金を徴収する。</u></p> <p><u>2 拠出金の額は、基金の解散の発生確率、積立水準、その他支払保証事業の財政に関連する諸要因を総合勘案して、評議員会の議決を経て別に定めるものとする。</u></p> <p><u>3 拠出金は、5年ごとに再計算されなければならない。ただし、支払保証事業の財政上の理由により再計算の時期を繰り上げることができる。</u></p> <p><u>4 拠出金は、支払保証事業の財政に支障を生じないと認められる限りにおいて、第</u></p>

新	旧
<p>(事業の種類)</p> <p>第82条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第40条第4項第3号及び経過措置政令第51条の規定に基づき、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(平成25年改正法に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第83条 <u>連合会は、平成25年改正法附則第69条第1項の規定に基づき、経過措置政令第71条第1項に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>75条及び第77条の事業に要する費用に充てることができる。</u></p> <p>5 <u>連合会は、支払保証事業の積立金が前年度末において目標積立額を超えている場合において、当該事業年度に係る拠出金の額から当該事業年度において保証額の合計額として支出した額の合計額に第75条及び第77条の事業に要した費用を加えた額を控除した残額（以下「拠出給付残額」という。）が生じたときは、支払保証事業の財政に支障を生じないと認められる限りにおいて、当該拠出給付残額の一部を翌事業年度に基金から徴収する拠出金の前受金とすることができる。</u></p> <p>6 <u>前項の目標積立額及び前項の規定の適用については、次条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるものとする。</u></p> <p><u>(事業運営の細則)</u></p> <p>第81条 <u>支払保証事業の運営に関する細則については、評議員会の議決を経て別に定める。</u></p> <p>(事業の種類)</p> <p>第82条 連合会は、<u>法第159条第4項第2号及び基金令第49条の規定に基づき、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確定給付企業年金法に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第83条 <u>当分の間、連合会は、確定給付企業年金法附則第3条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第94条に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>第84条 <u>連合会は、平成25年改正法附則第69条第2項の規定に基づき、経過措置政令第71条第3項に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の2 <u>連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法別表第一の77の4に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(法に基づき連合会が行う受託事務)</u></p> <p>第84条 <u>当分の間、連合会は、法附則第39条の規定に基づき、基金令第67条に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の2 <u>連合会は、法第130条第5項、確定給付企業年金法第93条又は確定拠出年金法第48条の2に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)別表第一の77の2、77の3又は77の4に規定する事務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第12章 削 除</p>	<p style="text-align: center;">第12章 福 祉 施 設</p>
<p>第85条 <u>削除</u></p>	<p><u>(施設の運営)</u></p> <p>第85条 <u>連合会は、法第159条第5項の規定に基づき、第31条各号に規定する年金制度の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため必要な施設の設置及び運営を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の施設の運営に関する細則については、評議員会の議決を経て別に定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第13章 <u>年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用</u></p> <p><u>(年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</u></p>	<p style="text-align: center;">第13章 <u>年金給付等積立金の管理及び運用</u></p> <p><u>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</u></p>

新	旧
<p>第86条 連合会は、平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第159条の2第1項及び平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第1項の規定に基づき、給付に要する費用及び年金給付等積立金及び積立金の運用に関し、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と自己を受益者とする信託契約を、同規程に掲げる生命保険会社と自己を保険金受取人とする保険契約を、同規程に掲げる投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結する。</p> <p>2 連合会は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第159条の2第2項及び第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第2項の規定に基づき、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。</p> <p>3 連合会は、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第1項第4号ニ及び同項第5号へに掲げる方法により運用する場合は、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。</p> <p>4 前3項の契約に係る信託金又は保険料の信託会社又は生命保険会社に対する払込割合（以下「払込割合」という。）は、年金資産運用管理規程に掲げる割合とする。</p> <p>5 第1項の信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54</p>	<p>第86条 連合会は、法第159条の2第1項及び第164条第3項において準用する同法第136条の3第1項並びに確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第66条第1項の規定に基づき、給付に要する費用及び年金給付等積立金の運用に関し、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と自己を受益者とする信託契約を、同規程に掲げる生命保険会社と自己を保険金受取人とする保険契約を、同規程に掲げる投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結する。</p> <p>2 連合会は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第159条の2第2項及び第164条第3項において準用する同法第136条の3第2項並びに確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第66条第2項の規定に基づき、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。</p> <p>3 連合会は、法第164条第3項において準用する同法第136条の3第1項第4号ニ及び同項第5号へ並びに確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第44条第1号ニ及び同条第2号へに掲げる方法により運用する場合は、年金資産運用管理規程に掲げる信託会社と特定信託契約を締結する。</p> <p>4 第1項から前項までの契約に係る信託金又は保険料の信託会社又は生命保険会社に対する払込割合（以下「払込割合」という。）は、年金資産運用管理規程に掲げる割合とする。</p> <p>5 第1項の信託契約の内容は、基金令第54条において準用する同令第30条第1項並びに確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第40条</p>

新	旧
<p><u>条第1項において準用する廃止前基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 連合会に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる給付費等の負担割合（以下「負担割合」という。）に応じて支払うものとする。</u></p> <p>ア <u>基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</u></p> <p>イ <u>連合会が、第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の移換を行うとき。</u></p> <p>ウ <u>政府が、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 信託金の債権と支払金とは相殺しないものであること。</u></p> <p>6 <u>第1項の保険契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければ</u></p>	<p><u>第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 連合会に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる給付費等の負担割合（以下「負担割合」という。）に応じて支払うものとする。</u></p> <p>ア <u>基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</u></p> <p>イ <u>連合会が、法第165条第5項、第165条の2第1項及び第165条の3第1項に規定する年金給付等積立金並びに確定給付企業年金法第115条の4第1項、第115条の5第1項及び第117条の3第1項に規定する積立金の移換を行うとき。</u></p> <p>ウ <u>政府が、法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。</u></p> <p>エ <u>基金規則第74条において準用する同規則第44条の2の規定（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第104条の9の規定により基金規則第74条第2項の表を読み替えて適用した場合を含む。）により業務経理への繰入金を受けることができるとき。</u></p> <p><u>(2) 信託金の債権と支払金とは相殺しないものであること。</u></p> <p>6 <u>第1項の保険契約の内容は、基金令第54条において準用する同令第30条第2項及び確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第41条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>ならない。</u></p> <p><u>(1) 連合会に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて支払うものとする。</u></p> <p><u>ア 基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</u></p> <p><u>イ 連合会が、第70条第4項、第71条第1項及び第72条第1項に規定する年金給付等積立金並びに積立金の移換を行うとき。</u></p> <p><u>ウ 政府が、平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。</u></p> <p><u>(3) 保険料の債権と保険金とは相殺しないものであること。</u></p> <p><u>7 第2項の特定信託契約の内容は、経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第31条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>8 第1項から第3項までの契約に関しては、第4項に規定する信託金又は保険料の払込み以外の事由によって当該契約に係る資産の額を変更することができるもの</u></p>	<p><u>(1) 連合会に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて支払うものとする。</u></p> <p><u>ア 基金中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金中途脱退者若しくは終了制度加入者等又はこれらの者の遺族に、連合会の規約に定める老齢年金給付及び一時金たる給付の支払を行うとき。</u></p> <p><u>イ 連合会が、法第165条第5項、第165条の2第1項及び第165条の3第1項に規定する年金給付等積立金並びに確定給付企業年金法第115条の4第1項、第115条の5第1項及び第117条の3第1項に規定する積立金の移換を行うとき。</u></p> <p><u>ウ 政府が、法第85条の3の規定に基づき、連合会から第一号改定者の基金加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の一部の徴収を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 配当金の支払は、基金規則第74条において準用する同規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。</u></p> <p><u>(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。</u></p> <p><u>(4) 保険料の債権と保険金とは相殺しないものであること。</u></p> <p><u>7 第2項の特定信託契約の内容は、基金令第54条において準用する同令第31条並びに確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第40条第2項第2号に規定するもののほか、第5項の規定を準用する。</u></p> <p><u>8 第1項から第3項までの契約に関しては、第4項に規定する信託金又は保険料の払込み以外の事由によって当該契約に係る資産の額を変更することができるもの</u></p>

新	旧
<p><u>とする。</u></p> <p>(年金資産運用管理規程)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号に規定する事項であつて、<u>年金給付等積立金及び積立金</u>の安全かつ効率的な運用等のために必要なものとして年金資産運用管理規程に定めるものについては、第2項の規定にかかわらず、理事長が決定することができる。この場合、理事長は、次の理事会において報告し、その承認を得るとともに、評議員会に報告を行うものとする。</p> <p>(年金給付等積立金<u>及び積立金</u>の積立て)</p> <p>第88条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の2の規定に定めるところにより、年金給付等積立金<u>及び積立金</u>を積み立てなければならない。</u></p> <p>(年金給付等積立金<u>及び積立金</u>の運用)</p> <p>第89条 連合会の年金給付等積立金<u>及び積立金</u>は、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の3第5項の規定に定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない。</u></p> <p>(年金給付等積立金<u>及び積立金</u>の管理運用に関する基本方針)</p> <p>第90条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効</u></p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(年金資産運用管理規程)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号に規定する事項であつて、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用等のために必要なものとして年金資産運用管理規程に定めるものについては、第2項の規定にかかわらず、理事長が決定することができる。この場合、理事長は、次の理事会において報告し、その承認を得るとともに、評議員会に報告を行うものとする。</p> <p>(年金給付等積立金の積立て)</p> <p>第88条 連合会は、<u>法第164条第3項において準用する同法第136条の2及び確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第59条の規定に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。</u></p> <p>(年金給付等積立金の運用)</p> <p>第89条 連合会の年金給付等積立金は、<u>法第164条第3項において準用する同法第136条の3第5項及び確定給付企業年金法第91条の7において準用する同法第67条の規定に定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない。</u></p> <p>(年金給付等積立金の管理運用に関する基本方針)</p> <p>第90条 連合会は、<u>法第164条第3項において準用する同法第136条の4第1</u></p>

新	旧
<p><u>力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第164条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第136条の4第1項及び第3項の規定に定めるところにより、年金給付等積立金及び積立金の管理運用に関する基本方針を作成し、第86条第1項の年金信託契約を締結した信託会社、保険契約を締結した生命保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められた契約を除く。）、投資一任契約を締結した投資顧問業社及び第86条第2項及び第3項の特定信託契約を締結した信託会社に対し、当該基本方針に基づき管理運用を行うべきことを示さなければならない。</u></p> <p>第94条 削除</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第95条 業務上の余裕金の運用は、<u>経過措置政令第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第40条及び整備等省令第48条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第74条第1項において準用する廃止前基金規則第43条の規定に定めるところによる。</u></p>	<p><u>項及び第3項並びに確定給付企業年金法施行令第65条の4において準用する同令第45条第1項及び第3項の規定に定めるところにより、年金給付等積立金の管理運用に関する基本方針を作成し、第86条第1項の年金信託契約を締結した信託会社、保険契約を締結した生命保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められた契約を除く。）、投資一任契約を締結した投資顧問業社及び第86条第2項及び第3項の特定信託契約を締結した信託会社に対し、当該基本方針に基づき管理運用を行うべきことを示さなければならない。</u></p> <p><u>(年金経理から業務経理への繰入れ)</u></p> <p>第94条 <u>連合会は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金又は確定給付企業年金積立金の額が、それぞれ加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額又は確定給付企業年金責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</u></p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第95条 業務上の余裕金の運用は、<u>基金令第40条及び基金規則第43条に定めるところによる。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第15章の2 老齢年金給付の支給義務の特例</p> <p><u>(老齢年金給付の支給義務の特例)</u></p> <p><u>第98条の2 連合会は、平成25年改正法附則第65条の規定により、評議員会の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、第45条及び第47条の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者の全部又は一部に係る改正前厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。ただし、当該認可を受けた日までに支給すべきであった老齢年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第16章 解散及び清算</p> <p><u>(解散)</u></p> <p><u>第99条 連合会は、平成25年改正法附則第70条第1項の規定により解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は第70条から第72条までの規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。</u></p> <p><u>(清算)</u></p> <p><u>第99条の2 前条の規定により連合会が解散したときの清算は、平成25年改正法</u></p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第16章 解散及び清算</p> <p><u>(残余財産の処分)</u></p> <p><u>第99条 解散した連合会の残余財産の処分については、基金令第53条に定めるところによる。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第168条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第146条の2及び第147条の2から第148条までの規定並びに平成25年改正法附則第74条第1項及び第2項の規定により行うものとする。</u></p> <p>(政府負担金)</p> <p>第100条 連合会は、<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第85条の規定により準用する同法附則第84条第2項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p>(給付現価負担金)</p> <p>第101条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第30条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p>(第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う徴収金)</p> <p>第102条 連合会は、<u>平成25年改正法附則第38条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第85条の3の規定による徴収金を政府に納付するものとする。</u></p>	<p>(政府負担金)</p> <p>第100条 連合会は、<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第84条第2項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p>(給付現価負担金)</p> <p>第101条 連合会は、<u>法附則第30条の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p>(第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う徴収金)</p> <p>第102条 連合会は、<u>法第85条の3の規定による徴収金を政府に納付するものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第5条 平成17年10月1日前において、旧規約に基づき連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者の給付に係る旧規約の規定は、こ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第5条 平成17年10月1日前において、旧規約に基づき連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者の給付に係る旧規約の規定は、こ</p>

新	旧
<p>の規約の施行後もなおその効力を有する。<u>ただし、生存に関する届書の提出に係る旧規約第36条の規定については適用せず、第40条の規定を準用する。</u></p> <p>(再加入者に係る現価相当額及び給付に関する経過措置)</p> <p>第9条 この規約の施行前に基金中途脱退者が再びもとの基金に加入した場合の当該者に係る現価相当額及び給付については、なお従前の例による。ただし、基金が旧規約第58条第1項の規定に基づき選択一時金を支給する場合において、当該支給を受ける者が中途脱退者であるときは、当該選択一時金を<u>改正前厚生年金保険法第144条の3第5項</u>に規定する脱退一時金とみなす。</p> <p>(基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第10条 男子であって次の表の左欄に掲げる者(第3項に規定する者を除く。)については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>2 女子であって次の表の左欄に掲げる者(次項に規定する者を除く。)については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>3 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算し</p>	<p>の規約の施行後もなおその効力を有する。</p> <p>(再加入者に係る現価相当額及び給付に関する経過措置)</p> <p>第9条 この規約の施行前に基金中途脱退者が再びもとの基金に加入した場合の当該者に係る現価相当額及び給付については、なお従前の例による。ただし、基金が旧規約第58条第1項の規定に基づき選択一時金を支給する場合において、当該支給を受ける者が中途脱退者であるときは、当該選択一時金を<u>法第144条の3第5項</u>に規定する脱退一時金とみなす。</p> <p>(基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第10条 男子であって次の表の左欄に掲げる者(第3項に規定する者を除く。)については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。<u>ただし、基金の加入員の資格を喪失した時の年齢が、同表の右欄に掲げる年齢を超えている場合は、第45条の規定にかかわらず、第62条第2項に規定する現価相当額の交付を受けたときに基本年金を支給する。</u></p> <p>(表略)</p> <p>2 女子であって次の表の左欄に掲げる者(次項に規定する者を除く。)については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。<u>ただし、基金の加入員の資格を喪失した時の年齢が、同表の右欄に掲げる年齢を超えている場合は、第45条の規定にかかわらず、第62条第2項に規定する現価相当額の交付を受けたときに基本年金を支給する。</u></p> <p>(表略)</p> <p>3 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算し</p>

新	旧
<p>た期間が15年以上である者であつて次の表の左欄に掲げる者については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>(基本年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第11条 当分の間、<u>厚生年金保険法附則第7条の3第1項及び第13条の4第1項</u>の規定による支給繰上げの請求をした者は、基本年金の受給権を取得するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による基本年金額は、第46条の規定により計算した額から次の各号に定める額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項の規定により計算した額に減額率(1000分の5に請求日(厚生年金保険法附則第7条の3第1項又は第13条の4第1項の請求をした日をいう。)の属する月から65歳(厚生年金保険法附則第13条の4第1項に規定する者にあつては、前条各項の表の左欄の区分に応じて右欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 第46条の規定により計算した額から<u>平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項の規定により計算した額を控除して得た額に附則別表第1に定める率を乗じて得た額</u></p>	<p>た期間が15年以上である者であつて次の表の左欄に掲げる者については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。<u>ただし、基金の加入員の資格を喪失した時の年齢が、同表の右欄に掲げる年齢を超えている場合は、第45条の規定にかかわらず、第62条第2項に規定する現価相当額の交付を受けたときに基本年金を支給する。</u></p> <p>(表略)</p> <p>(基本年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第11条 当分の間、<u>法附則第7条の3第1項及び法附則第13条の4第1項</u>の規定による支給繰上げの請求をした者は、基本年金の受給権を取得するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による基本年金額は、第46条の規定により計算した額から次の各号に定める額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>法第132条第2項の規定により計算した額に減額率(1000分の5に請求日(法附則第7条の3第1項又は法附則第13条の4第1項の請求をした日をいう。)の属する月から65歳(法附則第13条の4第1項に規定する者にあつては、前条各項の表の左欄の区分に応じて右欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 第46条の規定により計算した額から<u>法第132条第2項の規定により計算した額を控除して得た額に附則別表第1に定める率を乗じて得た額</u></p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>(通算企業年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による通算企業年金額は、第49条の規定により計算した額から、第49条の規定により計算した額に<u>中脱時移換月末年齢又は解散時移換月末年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて附則別表第2に定める率を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p><u>(年金経理から業務経理への繰入れに関する特例)</u></p> <p>第16条 <u>連合会は、当分の間、整備等省令第48条の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則附則第4項前段の規定により、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</u></p> <p>2 <u>第86条第1項に規定する信託契約の内容は、前項の規定により繰入れを行うときに、当該契約に係る年金資産運用管理規程に掲げる負担割合に応じて、連合会に支払金を支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>第86条第1項に規定する保険契約の内容は、第1項の規定により繰入れを行う</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>(通算企業年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による通算企業年金額は、第49条の規定により計算した額から、第49条の規定により計算した額に<u>附則別表第2に定める率を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(現価相当額に関する経過措置)</u></p> <p>第14条 <u>平成22年3月31日までの間、第62条第3項及び第73条第1項中「別表第1」とあるのは「附則別表第3」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(年金経理から業務経理への繰入れに関する特例)</u></p> <p>第16条 <u>連合会は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>ときに、配当金の支払が行われるものとする。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p><u>(特定基金に係る支払保証事業の適用に関する特例)</u> <u>第17条 法附則第33条第1項に規定する特定基金であつて、同条第3項の規定により厚生労働大臣が認めたもの又は法附則第34条4項の規定による承認を受けたものについては、第9章の規定を適用しない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(拠出金の特例)</u> <u>第18条 連合会は、第80条第1項の規定にかかわらず、基金から平成25年度に係る拠出金を徴収しない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(検討)</u> <u>第19条 連合会は、平成26年4月1日以降の支払保証事業の取扱い（平成26年3月31日までに解散する基金であつて、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、平成26年4月1日以降に第78条の規定に該当するものとして老齢年金給付の額の付加を受けようとする基金の取扱いを含む。）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p>